

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年4月10日

【会計年度】 自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日

【発行者の名称】 欧州評議会開発銀行
(Council of Europe Development Bank)

【代表者の役職氏名】 ロルフ・ウェンツェル
(Rolf Wenzel)
総裁
(Governor)

【事務連絡者氏名】 弁護士 柴田 弘典
同 甲立 亮
同 深田 大介

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1192

【縦覧に供する場所】 該当なし

第1【募集（売出）債券の状況】

該当事項なし

第2【外国為替相場の推移】

該当事項なし

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

該当事項なし

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

注(1) 会計年度中、取引は各取引で用いられた通貨で記載されている。欧州評議会開発銀行(以下「当行」又は「CEB」という。)の勘定は2017年12月31日現在の以下の為替レートに基づき、ユーロで作成されている。

略称	通貨	通貨対ユーロ*	略称	通貨	通貨対ユーロ*
ALL	アルバニア・レク	132.85	HRK	クロアチア・クーナ	7.44
AUD	オーストラリア・ドル	1.5346	HUF	ハンガリー・フォリント	310.33
BRL	ブラジル・レアル	3.9729	JPY	日本円	135.01
CAD	カナダ・ドル	1.5039	NOK	ノルウェー・クローネ	9.8403
CHF	スイス・フラン	1.1702	NZD	ニュージーランド・ドル	1.685
CNY	中国人民元	7.8044	PLN	ポーランド・ズローティ	4.177
CZK	チェコ・コルナ	25.535	SEK	スウェーデン・クローナ	9.8438
DKK	デンマーク・クローネ	7.4449	TRY	トルコ・リラ	4.5464
GBP	英ポンド	0.88723	USD	米ドル	1.1993
HKD	香港ドル	9.372			

* 表中の数字は四捨五入されている。

(2) 当行の会計年度は暦年である。

(3) 本書に記載の表中の数値が四捨五入されている場合、合計は数値の総和とは必ずしも一致しない。

(1)【設立】

a. 設立の根拠、設立年月日及び沿革

当行は、1956年4月16日の欧州評議会閣僚委員会によって設立された。当初、当行の主な目的は第二次世界大戦直後における欧州諸国へ又は欧州諸国間で移住した難民の再定住化に関する社会プログラムに融資を行うことであった。当行はその後、その活動の範囲を、自然災害又は生態学的災害の被災者への援助の提供及び欧州の社会的統合の強化に直接貢献するその他の社会的目標の支援へと拡大してきた。かかるその他の社会的目標には現在、教育及び職業訓練、衛生、公共住宅、中小零細企業(MSMEs)における雇用、都市及び地方の生活水準の改善、環境保護、歴史的及び文化的な遺産の保存並びに行政及び司法による公共サービスのインフラストラクチャーの分野が含まれる。

当行の活動期間は限定されていない。

当行はフランス共和国ストラスブルグ市67075に所在し、事業活動の本部はフランス共和国セデックス 16 パリ市75784 クレベール通り55番に所在する。

b. 目的

1956年4月16日の欧州評議会閣僚委員会の決議によって採択された定款(その後の改正を含む。以下「定款」という。)によれば、当行の主たる目的は、貸付又は債務の保証を行うことにより、欧州における社会的統合を推進することである(詳細については、定款第2条を参照のこと。)

当行は、その目的に一致した運用を条件として、定款の授權に基づき資金を借り入れ、拠出金を受け入れることができる。

c. 加盟

定款により下記の者(以下「加盟国」という。)が当行に加盟することができる。

- () 欧州評議会の全ての加盟国
- () 当行の理事会が承認したその他の欧州の国
- () 当行の理事会が承認した欧州に重点を置いている国際機関

定款を受諾し、それぞれ額面1,000ユーロで当行より発行される参加証書を引き受けることにより加盟国となる。

当行の加盟国は、当行の義務に対して責任を負わない。

当行の加盟国は全て、当行の理事会が設定する条件の下に、当該暦年終了の6ヶ月前に通知をなすことによって、当行から脱退することができる。

2017年12月31日現在、当行の加盟国は41ヶ国である。

現在の加盟国は以下のとおりである。

アルバニア	リヒテンシュタイン
ベルギー	リトアニア
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ルクセンブルク
ブルガリア	マルタ
クロアチア	モルドバ共和国
キプロス	モンテネグロ
チェコ共和国	オランダ
デンマーク	ノルウェー
エストニア	ポーランド
フィンランド	ポルトガル
フランス	ルーマニア
ジョージア	サンマリノ
ドイツ	セルビア
ギリシャ	スロバキア共和国
バチカン	スロベニア
ハンガリー	スペイン
アイスランド	スウェーデン
アイルランド	スイス
イタリア	「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」
コソボ	トルコ
ラトビア	

d. 法的地位並びに特権及び免責

法的地位

当行は、欧州評議会に付属し、その最高権威の下で運営される。欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定に係る1959年3月6日付第三議定書(以下「第三議定書」という。)によって、当行は法人格を有し、特に以下の事項を行う能力を有する。

- (a) 契約の締結
- (b) 不動産及び動産の取得及び処分
- (c) 訴訟の提起
- (d) 当行の法定の目的に関わる取引の遂行

当行の運営、行為及び契約は、第三議定書、定款及び定款に基づき制定された諸規則により規律される。さらに、一定の場合には国家の法令が適用されうる。但し、それは当行が当該法令の適用に明示的に同意し、かつ、当該法令が第三議定書及び定款に抵触しない範囲に限られる。

第三議定書に基づき、当行は、当行が被告である場合、加盟国又は当行が貸付契約を締結し、若しくは債務保証をした国の裁判管轄に服する。

特権及び免責

第三議定書に基づき、当行は、特に加盟国内で下記の特権及び免責を享受する。

- (a) 法令上の一般的救済方法によって争うことのできない強制執行可能な判決が当行に対して送達される前における、当行の財産及び資産に対するあらゆる形式の没収、差押え又は強制執行からの免除。
- (b) 行政措置又は立法措置による当行の財産及び資産に対する搜索、徴用、没収、収用又はその他あらゆる形式の差押えからの免除。
- (c) 当行の財産及び資産に対するあらゆる性質の制限、規制、支配及び支払停止の免除。
- (d) 通貨の種類を問わず、通貨を保有し、口座を管理し、通貨を交換する権利、並びに送金先の国及び送金元の国を問わず、その資金をあらゆる国内外に自由に送金する権利。
- (e) 全ての直接税及び一定の間接税からの免除。

e. 本邦との関係

なし。

(2) 【資本構成】

定款に基づき、下記の者が当行の加盟国となることができる。

- a. 欧州評議会の全ての加盟国
- b. 当行の理事会が承認した欧州評議会の加盟国でないその他の欧州の国
- c. 当行の理事会が承認した欧州に重点を置いている国際機関

定款を受諾し、当行より発行される参加証書を引受けることにより加盟国となる。参加証書はそれぞれ額面1,000ユーロで発行される。当行の各加盟国はそれぞれ保有する参加証書1通につき1票の投票権を有する。

2017年12月31日現在引受済資本金

(単位：千ユーロ)

加盟国	引受済資本金	請求未了資本金	請求済資本金	引受済資本金割合
フランス	915,770	814,114	101,656	16.735%
ドイツ	915,770	814,114	101,656	16.735%
イタリア	915,770	814,114	101,656	16.735%
スペイン	597,257	530,958	66,299	10.914%
トルコ	388,299	345,197	43,102	7.096%
オランダ	198,813	176,743	22,070	3.633%
ベルギー	164,321	146,083	18,238	3.003%
ギリシャ	164,321	146,083	18,238	3.003%
ポルトガル	139,172	123,724	15,448	2.543%
スウェーデン	139,172	123,724	15,448	2.543%
ポーランド	128,260	114,023	14,237	2.344%
デンマーク	89,667	79,712	9,955	1.639%
フィンランド	69,786	62,039	7,747	1.275%
ノルウェー	69,786	62,039	7,747	1.275%
ブルガリア	62,459	55,526	6,933	1.141%
ルーマニア	59,914	53,264	6,650	1.095%
スイス	53,824	43,229	10,595	0.984%
アイルランド	48,310	42,948	5,362	0.883%
ハンガリー	44,788	39,816	4,972	0.818%
チェコ共和国	43,037	38,260	4,777	0.786%
ルクセンブルク	34,734	30,878	3,856	0.635%
セルビア	25,841	22,973	2,868	0.472%
クロアチア	21,376	19,003	2,373	0.391%
キプロス	19,882	17,676	2,206	0.363%
スロバキア共和国	18,959	16,854	2,105	0.346%
アルバニア	13,385	11,899	1,486	0.245%
ラトビア	12,808	11,387	1,421	0.234%
エストニア	12,723	11,311	1,412	0.233%
「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」	12,723	11,311	1,412	0.233%
リトアニア	12,588	11,191	1,397	0.230%
スロベニア	12,295	10,930	1,365	0.225%
アイスランド	10,144	9,018	1,126	0.185%
マルタ	10,144	9,018	1,126	0.185%
ジョージア	9,876	8,780	1,096	0.180%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	9,689	8,614	1,075	0.177%
モンテネグロ	6,584	5,853	731	0.120%
コソボ	6,559	5,831	728	0.120%
モルドバ共和国	5,488	4,878	610	0.100%
サンマリノ	4,867	4,206	661	0.089%
リヒテンシュタイン	2,921	2,374	547	0.053%
バチカン	137	107	30	0.003%
2017年合計	5,472,219	4,859,802	612,417	100.000%
2016年合計	5,472,219	4,859,802	612,417	

(3)【組織】

当行は、以下の理事会、管理委員会、総裁及び監査委員会といった機関により、組織化、管理及び監督が行われている。

a. 理事会

理事会は、議長(ドミニク・ラミオ(Dominique Lamiot))及び各加盟国の1名の代表者によって構成される。

理事会は、当行の活動に関する全般的な方向性について設定し、当行の加盟国となるための条件を決定し、増資の決定を行い、年次報告書、計算書類及び当行の一般貸借対照表の承認を行っている。理事会は、理事会及び管理委員会の議長を選任し、総裁及び監査委員会の委員の任命を行う。

b. 管理委員会

管理委員会は、議長(2017年12月1日現在はミグレ・タスキエネ(Miglé Tuskien⁰¹⁷))、2017年11月30日まではジョゼフ・リカリ(Joseph Licari))及び各加盟国の1名の代表者によって構成される。

管理委員会は、運営方針についての立案及び監督並びに当行の加盟国政府によって提出された投資事業の承認を含む、理事会に委譲された権限を行使する。また、同委員会は、当行の運営予算に関する投票を行う。

c. 総裁

総裁は、当行の法定代理人である。総裁は、当行の事業の代表であり、(管理委員会の全般的な監督の下)当行の職員に対する責任を有する。

総裁は、管理委員会のガイドラインに従い、当行の財務方針を指揮し、全ての取引において当行を代表する。総裁は、当行に提出された融資依頼についての技術的、財務的側面に関する審査を行い、管理委員会にこれらの照会を行う。

総裁はロルフ・ウェンツェル(Rolf WENZEL)氏である。同氏は、カルロ・モンティチェッリ(Carlo MONTICELLI)氏(財務戦略)及びロザ・マリア・サンチェス-ジェブラ・アロンソ(Rosa María SÁNCHEZ-YEBRA ALONSO)氏(社会開発戦略)の2名の副総裁によって補佐されている。

d. 監査委員会

監査委員会は、理事会によって任命された3名のメンバーで構成されている。同委員会は、外部監査人によって年次決算書が審査された後、その正確性について検証を行う。

CEBの理事、管理及び統制組織の事務局員は、欧州評議会開発銀行の部分協定の事務局員から提供される(部分協定の事務局長はジュズイ・パヤールディ(Giusi PAJARDI)、組織の事務総長はジェルジ・ベルゴウ(György BERGOU))。

a. 理事会

理事会は、理事会自体によって選出される議長及び各加盟国によって任命される代表者各1名により構成される。2017年末現在(特段の記載がある場合を除き)の構成員は以下のとおりである。

ドミニク・ラミオ(Dominique LAMIOT)(フランス) 財政局長官及びオー＝ド＝セーヌ県財政局長、在ナンテール	議長
ミロスラフ・パパ(Miroslav PAPA)(クロアチア) 特命全権大使、欧州評議会クロアチア常任代表、在ストラスブルグ	副議長
アルバナ・ドートラリ(Albana DAUTLLARI) 特命全権大使、欧州評議会アルバニア常任代表、在ストラスブルグ	アルバニア

ジル・ヘイヴァート(Gilles HEYVAERT) 特命全権大使、欧州評議会ベルギー常任代表、在ストラスブルグ	ベルギー
プレドラグ・ガーギッチ(Predrag GRGI ⁰³) 特命全権大使、欧州評議会ボスニア・ヘルツェゴビナ常任代表、在ストラスブルグ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
カティア・トドロヴァ(Katya TODOROVA) 大使、欧州評議会ブルガリア常任代表、在ストラスブルグ	ブルガリア
ミロスラフ・パパ(Miroslav PAPA)、理事会副議長 特命全権大使、欧州評議会クロアチア常任代表、在ストラスブルグ	クロアチア
スピロス・アッタス(Spyros ATTAS) 特命全権大使、欧州評議会キプロス常任代表、在ストラスブルグ	キプロス
エミル・ルフアー(Emil RUFFER) 特命全権大使、欧州評議会チェコ共和国常任代表、在ストラスブルグ	チェコ共和国
クラウス・A・ホルム(Klavs A. HOLM) 大使、OECDデンマーク常任代表、在パリ	デンマーク
カトリーヌ・キヴィ(Katrin KIVI) 特命全権大使、欧州評議会エストニア常任代表、在ストラスブルグ	エストニア
サトゥ・マッティラ・ブディク(Satu MATTILA-BUDICH) 特命全権大使、欧州評議会フィンランド常任代表、在ストラスブルグ	フィンランド
ジャン・バティスト・マッティ(Jean-Baptiste MATTEI) 大使、欧州評議会フランス常任代表、在ストラスブルグ	フランス
イラクリ・ギヴィアシュヴィリ(Irakli GIVIASHVILI) 大使、欧州評議会ジョージア常任代表、在ストラスブルグ	ジョージア
ゲルハルト・クントツレ(Gerhard KÜNTZLE) 特命全権大使、欧州評議会ドイツ常任代表、在ストラスブルグ	ドイツ
ステリオス・ペラキス(Stelios PERRAKIS) 大使、欧州評議会ギリシャ常任代表、在ストラスブルグ	ギリシャ
パオロ・ルデリ神父(Mgr Paolo RUDELLI) 特使、欧州評議会バチカン常任オブザーバー、在ストラスブルグ	バチカン
アグネシュ・ケルテース(Ágnes KERTÉSZ) 特命全権大使、欧州評議会ハンガリー常任代表、在ストラスブルグ	ハンガリー
クリスチャン・アンドリ・ステファンソン(Kristján Andri STEFÁNSSON) 大使、欧州評議会アイスランド常任代表、在パリ	アイスランド
キース・マクビーン(Keith McBEAN) 特命全権大使、欧州評議会アイルランド常任代表、在ストラスブルグ	アイルランド
マルコ・マルシリ(Marco MARSILLI) 特命全権大使、欧州評議会イタリア常任代表、在ストラスブルグ	イタリア
エドン・カーナ(Edon CANA) コソボ総領事、在ストラスブルグ	コソボ
イヴァルス・パンデュール(Ivars PUNDURS) 特命全権大使、欧州評議会ラトビア常任代表、在ストラスブルグ	ラトビア
ダニエル・オスペルト(Daniel OSPELT) 特命全権大使、欧州評議会リヒテンシュタイン常任代表、在ストラスブルグ	リヒテンシュタイン
ライマ・ユレヴィチエネ(Laima JUREVI ⁰³ IEN ⁰³) 特命全権大使、欧州評議会リトアニア常任代表、在ストラスブルグ	リトアニア
ステファン・ミュラー(Stephan MÜLLER) 特命全権大使、欧州評議会ルクセンブルク常任代表、在ストラスブルグ	ルクセンブルク
ジョセフ・A・フィレッティ(Joseph A. FILLETTI) 大使、欧州評議会マルタ常任代表、在ストラスブルグ	マルタ

コリーナ・ツェルゲル(Corina CĂLUGĂRU) 大使、欧州評議会モルドバ共和国常任代表、在ストラスブルグ	モルドバ共和国
ボジダルカ・クルニチ(Božidarka KRUNIĆ) 特命全権大使、欧州評議会モンテネグロ常任代表、在ストラスブルグ	モンテネグロ
ローランド・ポッカー(Roeland BÖCKER) 特命全権大使、欧州評議会オランダ常任代表、在ストラスブルグ	オランダ
エリザベス・ワラス(Elisabeth WALAAS) 特命全権大使、欧州評議会ノルウェー常任代表、在ストラスブルグ	ノルウェー
ヤヌシュ・スタインチェク(Janusz STAŃCZYK) 特命全権大使、欧州評議会ポーランド常任代表代理、在ストラスブルグ	ポーランド
ジョアン・マリア・カブラル(João Maria CABRAL) 特命全権大使、欧州評議会ポルトガル常任代表、在ストラスブルグ	ポルトガル
ラヴァン・ルス(Razvan RUSU) 特命全権大使、欧州評議会ルーマニア常任代表、在ストラスブルグ	ルーマニア
ダリオ・ロッシ(Dario ROSSI) 臨時代理大使、欧州評議会サンマリノ共和国常任代表、在ストラスブルグ	サンマリノ
アレクサンドラ・ジュロビッチ(Aleksandra DJUROVIĆ) 特命全権大使、欧州評議会セルビア常任代表、在ストラスブルグ	セルビア
マレク・エストック(Marek EŠTOK) 特命全権大使、欧州評議会スロバキア共和国常任代表、在ストラスブルグ	スロバキア共和国
エヴァ・トミッチ(Eva TOMIĆ) 特命全権大使、欧州評議会スロベニア常任代表、在ストラスブルグ	スロベニア
ハビエル・ヒル・カタリナ(Javier GIL CATALINA) 特命全権大使、欧州評議会スペイン常任代表、在ストラスブルグ	スペイン
トルビョルン・ハーク(Torbjörn HAAK) 特命全権大使、欧州評議会スウェーデン常任代表、在ストラスブルグ	スウェーデン
マルクス・ベルリン(Markus BÖRLIN) 特命全権大使、欧州評議会スイス常任代表、在ストラスブルグ	スイス
ペタル・ポップ・アルソフ(Petar POP-ARSOV) 特命全権大使、欧州評議会「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」常任代表、在ストラスブルグ	「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」
エルドアン・イシュジャン(Erdogan ISCAN) 特命全権大使、欧州評議会トルコ常任代表、在ストラスブルグ	トルコ

理事会の構成

理事会は議長及び各加盟国によって任命される代表者各1名により構成される。各加盟国は、各々代表者代行1名を任命することができる。欧州評議会の事務総長は、会議に参加し、又は代理人を出席させることができる。

理事会は当行の最高機関である。定款に定められた目的を変更する権利を除いて、理事会は当行に関するあらゆる権限を有する。

理事会の権限

理事会は以下の事項を行う。

- (a) 欧州評議会の加盟国が当行の加盟国になるための条件を決定する。
- (b) 欧州評議会の加盟国でない欧州の国及び欧州に重点を置いている国際機関が当行の加盟国になることを承認し、かかる承認の条件を決定し、かかる加盟国の引き受ける参加証書の数を決する。
- (c) 定款に添付の表に記載されている加盟国間の資本の配分の調整を行う。
- (d) 資本を増減し、払い込まれる引受済資本の割合及び払込期日を定める。
- (e) 定款に定められた目的の遵守を確保する。
当行の年次報告書、計算書類及びその他の財務書類を承認する。
機関の活動に関する一般ガイドラインを定める。
- (f) 当行の運営を停止若しくは終了させ、又は清算時にその資産を分配する。
- (g) 加盟国の資格を停止させる。
- (h) 定款を変更する(但し、定められた目的の変更を除く。)
- (i) 定款を解釈し、定款の解釈又は適用に関わる決定に対する異議申立てに対する判断を下す。
- (j) 他の国際機関との協力に関する一般協定の締結を承認する。
- (k) 理事会の議長及び管理委員会の委員長を選任する。
- (l) 総裁を任命し、総裁の提案に基づき、必要に応じて1人以上の副総裁(その内の1人が総裁の不在時には総裁を代行する。)を任命し、それらを解任し、又は辞任の承認を行う。
- (m) 監査委員会の委員を任命する。
- (n) 外部監査人を任命し、在任期間を定める。
- (o) 手続規定を定める。
- (p) 定款で明示的に理事会に付与されたその他の権限を行使する。

理事会は、管理委員会の提案に基づき上記(d)及び(f)に関する決定をなし、上記(c)、(m)及び(n)については、管理委員会の意見を聴取した後に決定をなす。管理委員会は、財務上の影響を及ぼすその他全ての決定に対して意見を表明する。

上記に定められた権限以外の全ての権限は管理委員会に委譲される。

定款により管理委員会に委譲された権限は、例外的な場合かつ特定の期間のみ、理事会が再び保有できる。

理事会は年に1度開催される。理事会は、必要に応じて追加的に開催することができる。

理事会は、必要に応じて、国際機関の代表者、又はその他の利害関係者を招待し、その手続に参加させることができる。但し、投票権は与えない。

投票及び決議

会議における理事会の決議は、加盟国の代表者の3分の2が出席した場合にのみ有効となる。

決議は投票により行われる。賛成票及び反対票のみが多数決の判定に関し有効となる。

会議間において、書面により決議することができる。

当行の各加盟国は、保有する参加証書1通につき、1票の投票権を有する。

払込期限が到来した資本金の一部を期限に払込まない加盟国は、かかる未払が継続する限り、その期限の到来した未払金額に関して投票権を行使できないものとする。

決議は、賛成又は反対の票を投じた加盟国の過半数及び投票数の3分の2以上の多数をもってなされるものとする。

以下の事項は、賛成又は反対の票を投じた加盟国の4分の3以上及び投票数の4分の3以上の多数をもって決議される。

- (a) 上記「理事会の権限」に規定される決議
 (b) 新規加盟国の加盟に起因しない、上記「理事会の権限」(c)に従い承認される定款に添付されている配分表の調整

上記「理事会の権限」(f)及び(h)に記載されている決議は、投票した加盟国の満場一致により採択される。

b. 管理委員会

管理委員会は、理事会が任命する委員長及び当行の各加盟国の代表者各1名により構成される。2017年末現在(特段の記載がある場合を除き)の構成員は以下のとおりである。

ミグレ・タスキエネ(Migl ⁰³ TUSKIEN ⁰⁴)(リトアニア) 財務省副大臣、在ピリニユス	委員長
エンドレ・トゥルク(Endre TÖRÖK)(ハンガリー) 国家経済省国際金融部門部長代理、在ブタペスト	副委員長
エリオン・ルーチ(Erjon LUÇI) 財務省大臣代理、在ティラナ	アルバニア
ロナルド・デ・スワート(Ronald DE SWERT) ベルギー連邦財務省ベルギー財務局国際及び欧州金融業務部長、在ブリュッセル	ベルギー
リエルカ・マリッチ(Ljerka MARIC) 連邦監督機関理事長代理、在サラエボ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ゲルガナ・ベレムシュカ(Gergana BEREMSKA) 財務省国際金融機関及び協力理事局局長、在ソフィア	ブルガリア
ジェリコ・テュフェクシス(Željko TUFEK ⁰¹ I ⁰¹) 財務省事務次官、在ザグレブ	クロアチア
クリストス・パトサリデス(Christos PATSALIDES) 財務省事務次官、在ニコシア	キプロス
ペトル・パヴェレク(Petr PAVELEK) 財務省公共事業予算担当大臣代理、在ブラハ	チェコ共和国
スティーン・リュ・ラーセン(Steen Ryd LARSEN) 財務省顧問、在コペンハーゲン	デンマーク
リーナ・ライゴ(Riina LAIGO) 財務省EU及び国際部門顧問、在タリン	エストニア
トゥーリ・ヨーリッカラ(Tuuli JUURIKKALA) 財務省特別相談役、在ヘルシンキ	フィンランド
シャンティ・ボビン(Shanti BOBIN) 経済財務省財務部二国間関係及び欧州金融機関部門部長、在パリ	フランス
デヴィッド・レジャバ(David LEZHAVA) 財務省大臣代理、在トビリシ	ジョージア
クリストフ・ハルツァー(Christof HARZER) 財務省多国間開発銀行部門部長(A 2)、在ベルリン	ドイツ
パナギオティス・アンドラサキス(Panagiotis ANDRESAKIS) 経済・開発省国際組織局国際経済組織・開発銀行課課長、在アテネ	ギリシャ
洗礼者ヨハネ・イタルマ神父(Mgr John Baptist ITARUMA) 欧州評議会バチカン常任オブザーバー代理、在ストラズブルグ	バチカン
エンドレ・トゥルク(Endre TÖRÖK)、管理委員会副委員長 国家経済省国際金融部門部長代理、在ブタペスト	ハンガリー

オーラヴル・シグルズソン(Ólafur SIGURÐSSON) 外務省外国貿易経済局局長、在レイキャビック	アイスランド
デス・オリアリー(Des O'LEARY) 財務省国際金融機関部門部長、在ダブリン	アイルランド
ジェルソミーナ・ヴィゴロッチェ(Gelsomina VIGLIOTTI) 経済財務省財務部門国際金融関係課課長、在ローマ	イタリア
ファトミル・プラキチ(Fatmir PLAKIČI) 経済財務省財務部長、在プリシュティナ	コソボ
インタ・ヴァサラウゼ(Inta VASARAUDZE) 財務省経済分析部門部長、在ラトビア	ラトビア
ダニエル・オスペルト(Daniel OSPELT) 特命全権大使、欧州評議会リヒテンシュタイン常任代表、在ストラスブルグ	リヒテンシュタイン
ダリウス・トラケリス(Darius TRAKELIS) 財務省EU及び国際部門部長、在ビリニユス	リトアニア
アルセーヌ・ジャコビー(Arsène JACOBY) 財務省多国間事業、開発及びコンプライアンス部門部長、在ルクセンブルク	ルクセンブルク
ジョゼフ・リカリ(Joseph LICARI) 元欧州評議会マルタ代表、在スウィーキー	マルタ
オクタヴィアン・アルマシュ(Octavian ARMAŞU) 財務大臣、在チシナウ	モルドバ共和国
ニコラ・ヴキセビク(Nikola VUKICEVIC) 財務省予算大臣代理、在ポドゴリツァ	モンテネグロ
ヤン・ハイスマ(Jan HEIDSMA) 外務省顧問、在ハーグ	オランダ
バンタ・ワイサー(Bente WEISSER) 外務省国際開発金融機関部門上級顧問、在オスロ	ノルウェー
ピョートル・ノヴァック(Piotr NOWAK) 財務省事務次官、在ワルシャワ	ポーランド
ジョゼ・モレーノ(José MORENO) 財務省経済政策及び国際事業部顧問、在リスボン	ポルトガル
ボニ・クク(Boni CUCU) 国家財政省国際金融関係総局局長、在ブカレスト	ルーマニア
ニコラ・チェカロリ(Nicola CECCAROLI) 財務省顧問、在サンマリノ	サンマリノ
ゾラン・チロヴィッチ(Zoran ČIROVIĆ) 元セルビア共和国証券委員会委員長、在ベオグラード	セルビア
マルティナ・コピリチョヴァ(Martina KOBILICOVÁ) 財務省国際関係部部長、在ブラティスラヴァ	スロバキア共和国
マルティン・ズドヴィッチ(Martin ZDOVC) 財務省国際金融局事務次官、在リュブリャナ	スロベニア
イザベル・リアーノ(Isabel RIAÑO) 経済・競争力省、国際金融機関局上級顧問及び副局長、在マドリッド	スペイン
エヴァ・ヴィベルグ(Ewa WIBERG) 財務省国際部門部長、在ストックホルム	スウェーデン
ダニエル・バーチマイヤー(Daniel BIRCHMEIER) 多国間協力部門、経済事務局局長、在ベルン	スイス
デヤン・ニコロフスキ(Dejan NIKOLOVSKI) 財務省国際金融関係及び公債管理部門部長、在スコピエ	「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」
ケマル・チャータイ・イミルギ(Kemal Çatay İMİRGİ) 財務庁対外経済関係局局長、在アンカラ	トルコ

管理委員会の権限及び構成

定款に従い、管理委員会は理事会により委譲された全ての権限を有する。

管理委員会は、理事会により任命された任期3年(任期を3年とする第2期目の再任可能)の委員長及び各加盟国により任命された代表者各1名により構成される。各加盟国は代表者代行1名を任命することができる。欧州評議会の事務総長は、会議に参加し、又は代理人を出席させることができる。

管理委員会は、委員長により又は5名の委員による要求により、年に最低4回招集される。

管理委員会は、必要に応じて、国際機関の代表者、又はその他の利害関係者を招待し、その手続に参加させることができる。但し、投票権は与えない。

投票及び決議

会議における管理委員会の決議は、加盟国の代表者の3分の2が出席した場合にのみ有効となる。

当行の各加盟国は、保有する参加証書1通につき、1票の投票権を有する。

決議は多数決により行われる。賛成票及び反対票のみが多数決の判定に関し有効となる。

会議間において、書面により決議することができる。

払込期限の到来した資本金の一部を期限に払込まない加盟国は、かかる未払が継続する限り、その期限の到来した未払金額に関して投票権を行使できないものとする。

しかしながら、管理委員会は、以下の決議事項については、賛成又は反対の票を投じた加盟国の過半数及び投票数の過半数をもって決議するものとする。

(a) 上記「理事会の権限」 (c)、(d)、(f)、(m)及び(n)に従い、理事会に対してなされる提案及び意見

(b) 管理委員会の手続規定の採択又は改正

さらに、管理委員会は賛成又は反対の票を投じた加盟国の過半数及び投票数の3分の2以上の多数をもって、定款第13条litt.c.に規定された許容性に関する意見を得ていない投資事業に関連した決議を行うものとする。

管理委員会は、随時その委員の一部から成る委員会を設置し、その委員会に対し別途指定した権限を委譲することができる。

c. 総裁

総裁は、当行の全ての取引において当行を代表する。総裁は、管理委員会の指示と監督の下に、当行の日常の管理業務を行う。総裁は、管理委員会が明示的に承認しない限り、資金の借入、貸付又は債務保証をしない。

総裁は理事会の決議によって5年の任期で1回限り再選されうる。

ロルフ・ウェンツェル(Rolf WENZEL)が当行の総裁である。同氏は、2016年4月8日に、2016年12月18日から始まる5年の任期について再選された。

総裁は、2017年12月31日現在2名の副総裁により補佐される。

- ・ カルロ・モンティチェッリ(Carlo MONTICELLI) 副総裁(財務戦略担当)
- ・ ロザ・マリア・サンチェス-ジェブラ・アロンソ(Rosa María SÁNCHEZ-YEBRA ALONSO) 副総裁(社会開発戦略担当)

総裁は、管理委員会によって承認された職務の内容を考慮に入れて副総裁の責任を決定する。

副総裁は、5年の任期で1回限り再選されうる。

d. 監査委員会

監査委員会は、理事会が任命した3名の委員で構成され、2017年の監査証明を担当する監査委員会の構成は以下のとおりである。

- ・ トーマス・ヴァッペラ(Toomas VAPPER)(エストニア)
EUエストニア常任代表、財務政策顧問、在ブリュッセル
- ・ クリスチャン・トルナイ(Krisztián TOLNAI)(ハンガリー)
国家経済省財政監査部門特別監査員、在ブタペスト
- ・ ビクター・ゴルチョフ(Viktor GJORCHEV)(「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」)
財務省内部監査局局長、在スコピエ

監査委員会は、毎年、当行の会計を調査し、運営に関する計算書類及び貸借対照表が適切であることを確認する。監査委員会報告書には、貸借対照表及び運営に関する計算書類が帳簿と一致しているか否か、並びに各会計年度末現在の当行の状況を正しくかつ公正に示しているか否かが明記される。

(4)【業務の概況】

a. プロジェクト向融資

2017年度において、CEBの融資は過去最高を更新し、加盟国22ヶ国に対して承認された貸付は3.9十億ユーロにのびた。当行は、欧州各地の社会的投資を支援するため、41件のプロジェクトに資金提供を行い、多くの欧州市民の生活の質的向上に直接影響を及ぼした。

CEBの社会的使命を強調する2017年から2019年に係る開発計画の指針に従い、CEBは加盟国及び地域・地方当局と緊密に協力し、それらの社会インフラストラクチャーの需要に対応する施策を援助した。現在実施している戦略は、包括的な成長の支援、移民及び難民の長期的統合並びに気候変動の3つの分野にCEBの事業の重点を置いている。

包括的な成長の支援

欧州諸国(欧州連合の内外双方にわたる。)におけるCEBの投資は、包括的な成長及び全ての市民の間での経済的利益の公平な共有に向けた強力な支援となる。CEBが資金を提供したプロジェクトは、社会的弱者並びに不平等及び貧困の減少の重要性に特に重きを置いている。

(a) 欧州各地における小規模事業の自立化支援

中小零細企業(MSME)は、欧州各地における企業総数の約99%を占めており、所在する地域のコミュニティにおいて社会的包摂に寄与する重要な役割を果たしている。現在の事業環境において競争力を維持するため、MSMEは、新しい技術への投資、工程の最適化及び革新を絶え間なく行っていないと見なければならない。MSMEは安定した長期の資金を必要としているが、地域の金融仲介機関による支援がないことも多い。

MSMEが経済成長を牽引し、正味の雇用創出をもたらし、また共生社会を促進する潜在的可能性を認識するCEBは、これら企業の金融手段が限られていることに対応するため、中長期の融資を提供する。2017年度においてCEBが承認したMSME向融資は、1.5十億ユーロとなった(2016年度は1.18十億ユーロ)。

CEBの事業は、欧州の地理上の幅と広がり及び、2017年度はブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、モンテネグロ、オランダ、ポーランド、ルーマニア、スロバキア共和国、スペイン及びトルコの10ヶ国において、CEBはMSME分野に対し、原動力となる資金を提供した。

不可欠の支援

CEBは、資金調達手段が制約されるMSMEに広く手を差し伸べるにとどまらず、可能な限り、MSME分野の中でもより規模の小さい部類を対象とすることを目標にしている。

銀行借入がMSMEにとって最も一般的な資金調達手法であるが、リース等のその他の供給源も、特に規模のより小さい企業にとっては重要である。2017年度において、CEBは欧州内のリース会社に対する貸付を7件承認した。

ポーランドにおける起業活動の促進

2017年において、CEBはリース取引を通じてMSMEに資金を供給するため、ポーランドのバンク・ザホドニWBK(Bank Zachodni WBK)の子会社であるBZ WBKリーシング(BZ WBK Leasing)に対する100百万ユーロの貸付を承認した。

CEBの寄与により、地方の小規模生産者が新規の生産ラインの立ち上げや輸送車両の買替を行おうとする場合、選択肢が増えるとともに、現状の資本・負債水準の管理において柔軟性及び安全性

が高まることになる。提供した資金により、特にポーランドの低開発地域において、正規雇用及び季節雇用の創出が見込まれる。

(b) マイクロファイナンス - 機会の創出及び社会的包摂の支援

マイクロファイナンスは、多くのCEB加盟国において、若年層、避難民及び移民の背景を持つ者等、欧州で最も弱い立場にある人々に起業の可能性を開くことにより、新しい雇用機会を提供している。

CEBは、労働市場の統合を推進する上でマイクロファイナンスが果たす非常に重要な役割を認識しており、多年にわたり、周縁の人々を対象に特別融資枠を設けるマイクロクレジット金融機関又は銀行に対し資金提供を行っている。2008年以降、CEBは6ヶ国のマイクロファイナンス金融機関に対し、300百万ユーロを上回る貸付を承認した。

2017年、CEBは起業の促進、経済成長の醸成、雇用の創出、並びに個人及びその家族に対する一時的な資金難の克服及び正式な銀行融資の利用に向けた援助を目的とした意欲的かつ社会的包摂性の高い計画に資金を提供するため、スペインのマイクロ・バンク(MicroBank)に対する100百万ユーロの貸付を承認した。

またCEBは、オランダの有力なマイクロファイナンス業者であるクレッディッツ(Qredits)に対し、16.6百万ユーロの貸付を供与した。CEBの資金は、社会的弱者(移民の背景を持つ者を含む。)に属する起業家にマイクロローンを提供し、オランダの雇用創出のために使われる予定である。

重責への挑戦

生物学の研究を修了したばかりのエドガール・アサス(Edgar Hazas)とアンヘレス・ガルシア(Ángeles García)は、仕事が見つからなかった。彼らは事業の着想のみを携えて、25,000ユーロのマイクロローンをマイクロ・バンク(CEBの長期にわたる顧客である。)に申請し、主に食品の安全性及び生体外培養物の生産に取り組むバイオテクノロジー施設であるラボラトリオス・エディマ(Laboratorios Edyma)を設立した。3年後、彼らは食品加工産業の一角を占める中小企業であり、欧州レベルで評価の基準とされる存在になっている。

(c) 包摂的な都市及び地域に向けた投資

都市は、最も弱い立場の市民を含めた全ての人々に対するサービスを設計の上、提供しており、社会的統合への最前線である。ところが近年、都市は急速な都市化、人口の高齢化、気候変動に対応する必要性等多くの問題に直面し、一方で緊縮政策の重圧も負っている。

社会インフラストラクチャー関連のプロジェクトへの融資を通じた包括的成長の推進は、CEBの事業における優先分野の1つである。近年、当行は加盟国の都市及び地方自治体による社会的投資を全面的に支援するため、これら都市及び地方自治体との協力を強化している。

2017年、CEBは、バルセロナ(スペイン)、イエーテボリ(スウェーデン)、ビリニュス(リトアニア)及びリムリック(アイルランド共和国)の各都市並びにスロバキア共和国のトルナヴァ県及びスペインのカスティーリャ・イ・レオン州との間で、これらの地域の公共住宅供給、教育、都市再開発及び持続可能な開発プログラム等広範囲にわたる投資の実行の円滑化のため、提携した。

都市及び地域向けに、2017年度に限っても合計460百万ユーロが承認された。過去10年間において、CEBは地方自治体の社会インフラストラクチャー向けに、都市により直接契約及び実行される貸付を通じて1.5十億ユーロを投資した。

欧州の都市の多くは、相当数の難民及び移民の到着を快く迎えたが、その結果、地方行政サービスがさらに圧迫された。イエーテボリ市に対するCEBの200百万ユーロの貸付は、同市が教育施設の追加的整備により移民統合能力を強化する上で役立つ見込みである。

またCEBは、2017年、自治権を持つトルナヴァ県に対し、スロバキア共和国のGDPの約11%に寄与する12百万ユーロのEU協調融資ファシリティー(ECF)を供与した。CEBが資金を提供したプログラムは、同地域の住民50万人の居住環境の向上に役立ち、包括的成長の推進において重要な役割を果たす見込みである。

EU協調融資ファシリティー(ECF)の貸付では、EU出資の投資活動による協調融資及び/又は事前融資が可能である。その時点のEUの目標を直接支援する別のEUの金融商品と連携して進められ、CEBの優先分野におけるEU資金のより良い吸収を促進する。この種類の貸付は、特に関連するEU資金を存分に活用したい地域及び都市に適している。

ビリニユスの革新的なインフラストラクチャー

2017年、CEBは、急成長を遂げるリトアニアの首都であり、バルト海沿岸地域において最も革新的で活力にあふれ、競争力のある都市の1つとみなされているビリニユス市に対する35百万ユーロの貸付を承認した。CEBの貸付は、ビリニユス市の投資計画に基づく地方公共プロジェクトに資金を提供することにより、市の都市開発の念願に対応するものである。本融資はビリニユス住民の居住環境の向上に重要な寄与となるものと期待され、住民は革新的な都市交通及び移動性、エネルギー効率改善策並びに生物多様性保全策による利益を享受することになる。

(d) 地方インフラストラクチャー

2008年の世界的な経済危機を経て公共投資が大幅に削減されたことを受け、CEBは、全ての加盟国において地方レベルの社会的投資推進への取組みを倍加した。中央政府のみならず地域当局及び地方自治体と協力することにより、CEBは加盟国の社会の需要に実現しうる最善の方法で対応することができる。

政府、都市及び地方公営公益企業への直接貸付であるか、又は商業銀行及び地方公共専門融資機関を介して行う転貸業務であるかを問わず、CEBは、社会的志向の投資の資金不足を補い、その実施を成功させ、地域社会に対して個別の実情に合った支援を提供する。

2017年度において、CEBは欧州各地の市民の居住環境を改善し、地域社会をより強靱かつ回復力のあるものにするため、752百万ユーロを投資した。

CEBは、スロベニア輸出開発銀行に対して50百万ユーロの貸付を貸し付けることにより、地方インフラストラクチャーの近代化及びエネルギー効率化投資のための資金を提供している。コメルチニー銀行(Komerční Banka)に対する100百万ユーロの貸付は、チェコの地方自治体に加えて公共サービス提供者である公営企業、半官半民企業及び私企業も主体となる投資プロジェクトの資金として役立つ見込みである。

CEBの地方インフラストラクチャーに対する投資は、学校の建設又は修復、公共住宅供給、医療及び社会福祉施設、社会扶助センター並びに地方の道路及び交通の整備といった広範囲のプロジェクトに及んでいる。これらは全て、地域住民に対して必要不可欠のサービスを手頃な価格で持続可能な形で提供することに寄与する。地域レベルにおけるCEBの長期投資は、究極のところ欧州全体の持続可能な開発及び繁栄への支援となる。

オランダの地方自治体に対する支援

CEBは、地方インフラストラクチャーの建設及び近代化並びに公共住宅供給及びエネルギー効率化に係るプロジェクトの資金を提供するため、オランダの公的機関に対する有力な貸出人の1つであるオランダ自治体金融公庫(BNG)と提携した。CEBからの300百万ユーロの貸付は、持続可能な公共住宅供給プロジェクトに融資するというオランダ政府の政策への支援となる。BNGとの提携により、CEBは地方自治体、住宅供給協会並びに医療、教育及び環境関連組織を含む最大数の受益者に手を差し伸べることが可能になる。

(e) 住宅

欧州の大部分において経済の回復が堅調に推移しているにもかかわらず、住宅価格は上昇し、最も弱い立場の人々に対してより不利な影響を与えており、住宅は依然として市民の間の不平等の大きな要因となっている。さらに、多くの都市において、近年におけるかつてないほどの移民及び難民の流入により住宅が不足している。

まともな住宅に住むことは、人権であるにとどまらず、社会的排除及びかかる排除が社会的統合に及ぼす悪影響を防ぐ上でも役立ちうる。このためCEBは、加盟国における公共住宅供給プロジェクト向けの融資を特に重視している。

2017年度において、CEBは加盟国における公共住宅供給計画を支援するため、301百万ユーロを投資した。

スペインにおいては、CEBのバルセロナ市住宅局(Patronat Municipal de l'Habitatge de Barcelona)に対する59百万ユーロの貸付金が、バルセロナ地域の低所得者向公共住宅の建設資金の一部となる。

マルタ国政府を主要株主とする住宅供給企業であるマリータ・インベストメンツ(Malita Investments)に対する29百万ユーロの貸付により、CEBはマルタにおいて最も弱い立場にある階層向けの手頃な価格の住宅の供給資金を提供するとともに、公共住宅市場の規制を支援する。

モンテネグロにおいては、500世帯の社会的に弱い立場にある低所得層が手頃な価格の住宅を得られるようにするため制定された、補助金による住宅ローン制度の資金が、政府に対する10百万ユーロの貸付により提供される。これはCEBのモンテネグロにおける低所得者向公共住宅供給の分野で3件目の事業である。

さらに、2017年11月23日、CEBはフレンズ・オブ・ヨーロッパ、ハウジング・ヨーロッパ及び欧州ホームレスと働く団体連盟(FEANTSA)と共同して、「革新的な住宅問題解決への融資」に関する会議を実施した。

(f) 社会福祉

社会福祉の供給及び資金調達は、欧州各地において福祉国家の変容、科学技術への適応及び社会規範の変化を背景に進展を見ている。人口構造の変化及び緊縮財政による深刻な圧力に鑑みて、社会福祉は今後数年のうちに、CEBの加盟国全てにおいて、社会政策及び社会的投資の重要な問題の1つとして浮上すると予想される。

CEBはこの分野の資金需要に対応する支援が可能である。1997年以来、CEBは欧州各地の社会福祉を支える多数のプロジェクト及びプログラムに投資を行ってきており、これらは保健、教育又は住宅の分野に関するものである。

2017年、CEBはフランスの社会福祉分野において80百万ユーロの貸付1件を承認し、同国におけるこの分野の、身障者及び日々の生活に不自由をきたすあらゆる年齢層の人々に対する不可欠のサービスの資金を提供するための投資総額は930百万ユーロとなった。

移民及び難民の長期的統合

最近の移民及び難民の危機は収束の気配がなく、CEB加盟諸国における移民圧力はこの先数十年にわたり高まり、各国とも複雑多岐にわたる長期的統合の課題に直面すると予想される。

CEBIは、滞在資格を持つ人々ができる限り速く効果的に統合されるよう支援するため、地方インフラストラクチャー、まともな住宅、技能開発及び雇用創出のための資金を提供している。このような統合プロジェクト・アプローチ(教育、保健及び社会福祉等の様々な分野のサービスの組合せ)は、地域社会の需要も考慮し、また長期にわたる社会的統合のためにより焦点を絞った支援の提供も行っている。

2017年において、CEBIは、2015年以降の難民の大量流入による緊急の収容需要及びその他の社会的インフラストラクチャーのために資金を提供するドイツの開発銀行諸行向けに200百万ユーロを承認した。こうした公共集合住宅及び公共インフラストラクチャーの改善は、受入地域と新たに移動してきた人々との両方に利益をもたらす点が重要である。

同様に、エミスフェール(Hémisphère)への100百万ユーロの貸付は、不安定な状況に置かれた人々に対する住宅供給及び社会的支援を目指すフランス政府のプログラムの資金となる。CEBの資金は、難民、亡命希望者及びその他の弱い立場にある人々のための新しい緊急受入施設及び収容施設の建設のために使用される。

地域住宅プログラム(RHP)

このCEBの付与ベースでの旗艦プロジェクトは、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、モンテネグロ及びセルビア(以下「パートナー国」という。)における、旧ユーゴスラビアの紛争により居住地を追われた最も弱い立場の難民の状況の解決に向けた支援を目標としている。

このプログラムは2017年に相当の進展を見た。2017年末までに約2,600戸の住戸がRHPの受益者に引き渡され、8,000人近い人々が定住用の住まいを得た。引渡しは2018年に最大数に達する見込みであり、同年中に3,500戸を上回る追加の住戸が完成する予定である。

RHPは、和解の醸成及び地域協力の向上に著しい好影響を及ぼす。このプログラムは、より大きなサラエボ・プロセスの一環であり、国際コミュニティによって支持されるとともに、支援者の多大の支援を得ている。

隣人との再会

ムーヨ・ハムジッチ(Mujo Hamzi^⑧)とエスムディン・リズバノヴィッチ(Esmudin Rizvanovi^⑨)は、かつてセルビアのズヴォルニクにおいて隣同士に住む間柄であり、2軒の家は壁を共有していた。1992年に勃発した戦争によって両者の生活は混乱に陥り、いずれも家を出て避難することを余儀なくされ、二度と戻れなくなった。何年も戦争が続く激動のうちに、2人は互いの消息がわからなくなった。2017年、地域住宅プログラムの受益者であるムーヨと彼の妻は、ボスニア・ヘルツェゴビナのトゥズラにある新しいアパートの鍵を受け取り、こうして25年間に及ぶ避難民生活に終わりを告げた。夫婦が自分たちの新しいベランダに出てみると、壁の向こう側によく知った顔があった。昔の隣人エスムディンだったのである。

気候変動：緩和手段及び適応手段の開発

CEBIは、気候変動に対する世界的な取組みにおいて、積極的な役割を果たしている。環境問題に取り組んできた長い歴史に基づき、CEBIは、加盟国の低炭素経済への移行に伴走する。

この分野におけるCEBIの貸付は、環境保護、建設現場の環境問題への対応、気候事象に対する回復力の強化及び災害リスク管理から成る幅広いプロジェクトに融資されている。さらに、CEBIは、融資を検討している全てのプロジェクトにおいて、気候変動の緩和手段及び適応手段を体系的に統合するよう務めている。

アイスランド地方自治体融資機関へのCEBIの10百万ユーロの貸付は、カーボン・ニュートラルに取り組む同国の意欲的な政策を促進する。CEBIは、温室効果ガスの排出量削減及びエネルギー効率の向上を目的とした地方自治体投資に融資し、再生可能エネルギー及び気候変動に関する2020年国家目標を達成するためのアイスランドの取組みに寄与する。

自然災害の被災者の救済は、CEBIの歴史的使命の1つである。2017年、CEBIは、イタリア中部で最近発生した地震の被災者支援に迅速に対応し、被災地域における近代化、復旧及び復興のプロジェクトに融資するためカッサ・デポスィーティ・エ・プレスティエーティS.p.A. に対し350百万ユーロの貸付を行った。

ポルトガルにおける砂漠化との闘い

2017年、CEBIは、ポルトガルの持続可能な農業の発展を支援し、農村地域の生活水準を改善させる目的で同国の灌漑システムの復旧及び拡張に融資するため、ポルトガル政府への80百万ユーロの貸付を承認した。かかる資金は、緑地帯の整備にも使用され、これにより近年同国が見舞われた砂漠化や山火事といった自然災害及び生態学的災害との闘いに寄与する。

影響の査定

CEBIは、社会、環境、技術及びガバナンスの基準で開始時に徹底的に評価された、確実に利益をもたらすプロジェクトに融資している。この評価は通常、設計及び工学的な観点、関連する技術水準との適合性、分野特有の費用及び資金調達の見点を網羅している。

動向を検討及び助言し、結果を査定するために、現地への訪問が行われ、プロジェクトはその実施中、継続的に監視される。CEBIは、実施評価の枠組みを用いて、プロジェクトの技術的な経過並びに予想される結果を追跡している。プロジェクトの社会経済及び環境への影響並びに(必要な場合)リスクの軽減及び管理のために導入された軽減措置は、予想される利益及び最初の評価中に特定されたりリスクと比較される。

2017年、当行は、プロジェクトの特定から始まり、プロジェクト・サイクルを通じた環境、社会及び気候変動に関する課題の査定及び報告の方法を向上させた。

多国間開発銀行のベストプラクティスに従い、かつCEBIが2017年に採用した「金融機関における環境行動の主流化に係る5つの自主的原則」に沿って、融資を検討するプロジェクトの気候変動リスクを審査し、気候関連の機会を特定するための組織内の方法論が開発された。気候変動の軽減の可能性、気候変動への適応の可能性、二酸化炭素排出量並びに気候変動への感度の4つの指標に基づき、全てのプロジェクトが体系的に審査される。

2016年に導入された新たな環境及び社会セーフガード政策(ESSP)により、社会セーフガードの課題の検討のため、及び人権と基本的自由の保護のための欧州条約評議会の原則と当行が承認した欧州社会憲章との間により良い関連性を築くためのより体系的なアプローチへの移行が促進された。

CEBIは、CEBの各プロジェクトに初期段階で適用され、社会的弱者の保護、労働条件、ジェンダーの平等、生活及び住宅の保護、地域の健康及び安全並びに利害関係者の情報といった原則を包含する環境及び社会の審査マトリクスを開発した。審査マトリクスは、デューデリジェンスの範囲及びプロジェクトの準備が、そのプロジェクトの重要性及び固有のリスクに対応したものとするための実用的なツールとして設計されている。

社会的影響力のある融資

加盟国における社会的一体性の強化に対する当行の寄与を最大化するため、CEBIは、借入人にとって柔軟性がありニーズに最も合った幅広い金融商品を通じ、確実に利益を生むプロジェクトに融資する。2017年において、CEBIは分野横断型ローン(CSL)を開始し、また初のソーシャル・インクルージョン・ボンドを発行した。

(a) ソーシャル・インクルージョン・ボンド

CEB初のソーシャル・インクルージョン・ボンドは、当行がプロジェクトに融資するための革新的な新しい方法を生み出す。これにより、CEBIは、ソーシャル・ボンド市場において、毎年計画されるソーシャル・インクルージョン・ボンドの発行と共に、主導的な役割を果たすことが可能になった。

ソーシャル・インクルージョン・ボンド基準に基づき、手取金は社会的弱者への住宅、教育及び職業訓練、雇用創出並びに中小企業の雇用創出及び保護を支援する適格ローン向融資に充当される。

CEBIは、世界60ヶ国の発行体、仲介業者、投資家及び資本市場のインフラストラクチャー提供者を含む統括組織である、国際資本市場協会(ICMA)に加盟している。当行は、2016年初めの発足以来、ICMAのソーシャル・ボンド作業部会に所属している。

(b) 分野横断型ローン

CEBの直近3年間の戦略においては、公共団体による重複する分野の社会的インフラストラクチャー向融資の柔軟性を高めるため、分野横断型ローン(CSL)が導入された。

CSLによりあらゆる目的のための資金の利用が柔軟になるが、これは特に小規模な自治体にとって非常に大きな利点である。この種のローンは、特に明確に定められた分野には容易に分類できない相互依存的要素が多い都市部の再開発プロジェクトに適合する。

2017年、CEBIは154百万ユーロの市及び地域に対する分野横断型ローンを承認した。

リマリック中心部の活性化

アイルランド共和国の第3の都市であるリマリックは、市の中心部にビジネス及び人を呼び戻すための意欲的な都市開発計画を実行している。リマリック市及び州議会に対するCEBの85百万ユーロの貸付は、雇用のための学校の建設及び歴史的建造物の修復を含む都市開発に資金提供される。同プロジェクトはCEB及びEIBが共同で融資しており、同市の持続可能な発展に寄与し、また社会的統合の強化及び雇用創出の促進も期待される。

国ごとに承認された事業

(単位：千ユーロ)

国	2017年		2016年		2013年から2017年の 累積合計	
	金額	%	金額	%	金額	%
アルバニア					44,630	0.3
ベルギー	285,000	7.3			791,400	5.7
ボスニア・ヘルツェゴビナ			11,000	0.3	88,500	0.6
ブルガリア	20,000	0.5	200,000	5.8	435,000	3.1
クロアチア	100,000	2.6			240,000	1.7
キプロス			32,000	0.9	32,000	0.2
チェコ共和国	300,000	7.7	50,000	1.5	720,000	5.1
フィンランド			140,000	4.1	310,000	2.2
フランス	255,000	6.5	515,600	14.9	1,518,300	10.8
ジョージア			16,500	0.5	47,443	0.3
ドイツ	200,000	5.1	652,000	18.9	952,000	6.8
ギリシャ					2,000	0.01
ハンガリー			65,700	1.9	192,200	1.4
アイスランド	10,000	0.3			10,000	0.1
アイルランド	85,000	2.2	200,000	5.8	559,000	4.0
イタリア	350,000	8.9	150,000	4.3	506,000	3.6
ラトビア	12,000	0.3			62,000	0.4
リトアニア	35,000	0.9			135,000	1.0
マルタ	29,000	0.7			29,000	0.2
モルドバ共和国					49,000	0.4
モンテネグロ	40,000	1.0			68,000	0.5
オランダ	366,600	9.4	100,000	2.9	466,600	3.3
ポーランド	550,000	14.1	486,047	14.1	1,942,713	13.9
ポルトガル	80,000	2.0	80,000	2.3	175,000	1.3
ルーマニア	50,000	1.3			350,000	2.5
セルビア					28,000	0.2
スロバキア共和国	112,000	2.9	73,000	2.1	879,500	6.3
スロベニア	50,000	1.3			145,000	1.0
スペイン	628,000	16.1	309,000	9.0	1,835,000	13.1
スウェーデン	200,000	5.1	160,000	4.6	360,000	2.6
「マケドニア旧ユーゴスラビア 共和国」			10,000	0.3	115,000	0.8
トルコ	150,000	3.8	200,000	5.8	910,000	6.5
合計	3,907,600	100.0	3,450,847	100.0	13,998,286	100.0

国及び分野別活動路線ごとの支出済融資

(単位：千ユーロ)

国	2017年		2016年		2013年から2017年の 累積合計	
	金額	%	金額	%	金額	%
アルバニア	8,600	0.4	1,500	0.1	14,380	0.1
ベルギー	30,000	1.3	30,000	1.5	475,000	4.9
ボスニア・ヘルツェゴビナ	10,500	0.5	5,850	0.3	59,500	0.6
ブルガリア	105,000	4.5	45,000	2.2	210,000	2.1
クロアチア	39,266	1.7	88,456	4.3	254,248	2.6
キプロス	23,000	1.0	18,000	0.9	109,000	1.1
チェコ共和国	135,000	5.9	140,012	6.9	562,563	5.8
フィンランド	90,000	3.9	20,000	1.0	250,000	2.6
フランス	219,770	9.5	263,570	12.9	1,135,181	11.6
ジョージア	1,178	0.1			22,387	0.2
ドイツ	333,151	14.4			588,551	6.0
ハンガリー	73,050	3.2	25,000	1.2	187,017	1.9
アイスランド	5,000	0.2			5,000	0.1
アイルランド	30,000	1.3	65,000	3.2	186,000	1.9
イタリア	75,000	3.3	75,000	3.7	156,000	1.6
リトアニア	30,000	1.3	10,000	0.5	117,000	1.2
モルドバ共和国	6,616	0.3	3,028	0.1	22,511	0.2
モンテネグロ	10,850	0.4	5,150	0.3	21,750	0.2
オランダ	50,000	2.2			50,000	0.5
ポーランド	335,933	14.6	203,054	10.0	1,507,617	15.4
ポルトガル	5,000	0.2	31,000	1.5	36,000	0.4
ルーマニア	49,266	2.1	48,400	2.4	210,507	2.2
セルビア	37,000	1.6	20,750	1.0	116,595	1.2
スロバキア共和国	70,500	3.1	295,000	14.5	673,000	6.9
スロベニア	30,000	1.3			60,000	0.6
スペイン	314,500	13.7	380,000	18.7	1,584,500	16.2
「マケドニア旧ユーゴスラビア 共和国」	24,722	1.1	9,697	0.5	75,104	0.8
トルコ	159,290	6.9	253,500	12.4	1,083,526	11.1
合計	2,302,192	100.0	2,036,967	100.0	9,772,937	100.0

(単位：千ユーロ)

分野別活動路線	2017年		2016年		2013年から2017年の 累積合計	
	金額	%	金額	%	金額	%
難民、移民、避難民及びその他の社会的弱者に対する援助(*)	86,520	3.8	20,000	1.0	204,020	2.1
低所得層への公共住宅供給	301,642	13.1	101,759	5.0	1,038,320	10.6
都市部及び地方の生活水準の改善	236,258	10.3	205,146	10.1	1,062,222	10.9
自然又は環境災害	83,266	3.6	132,582	6.5	562,848	5.8
環境保護	193,148	8.4	213,625	10.5	845,148	8.6
歴史的及び文化的な遺産の保護及び修復	2,100	0.1	5,000	0.2	21,570	0.2
保健	79,700	3.5	207,412	10.2	745,927	7.6
教育及び職業訓練	276,572	12.0	227,885	11.2	972,809	10.0
行政及び司法のインフラストラクチャー	36,365	1.6	4,120	0.2	113,488	1.2
実行可能な雇用の創出及び保護に係る中小零細企業の支援	1,006,621	43.7	919,438	45.1	4,206,585	43.0
合計	2,302,192	100.0	2,036,967	100.0	9,772,937	100.0

(注)承認された金額に関する情報は、借入人の登録された事務所の所在地を反映しているが、最終受益者の所在地は反映しておらず、最終受益者は他の国を拠点としている可能性がある。その結果、上記数値は、当行の借入人のリスク特性の情報を提供するが、当行の融資事業の最終受益者のリスク特性の情報を提供するものではない。

(*)その他の分野別活動も、移民及び難民、及びその他の社会的弱者の長期的な統合、並びに庇護地域に資するものとなる可能性がある。

[次へ](#)

2017年に承認された事業(相手方別)

(単位：千ユーロ)

国	相手方	プロジェクトの概要	活動分野	金額
ベルギー	ベルフィウス・バンクSA/NV(Belfius Bank SA/NV)	ベルギー国内における保健、教育及び環境保護に係る高度な公共インフラストラクチャーへの持続可能な投資。	教育及び職業訓練	60,000
			環境保護	40,000
			保健	100,000
	ワルーン住宅供給協会(The Walloon Housing Association)	グリーン投資プログラム(PIVERT)に基づく公共住宅のエネルギー効率の改善。	低所得者層向け公共住宅	85,000
ブルガリア	ライフェイセン・リーシング・ブルガリア(Raiffeisen Leasing Bulgaria)	中小零細企業によるリースの取得を促進することによる、ブルガリア国内の実行可能な雇用の創出及び保護。	実行可能な雇用の創出及び保護のためのMSMEの支援	20,000
クロアチア	クロアチア復興開発銀行(HBOR)	地方自治体及びSMEが実施した投資プロジェクト、HBOR VI。	都市部及び地方の生活水準の改善	30,000
			実行可能な雇用の創出及び保護のためのMSMEの支援	70,000
チェコ共和国	チェコスロバキア・オブチョドニ・バンク a.s. (Komerční Obchodní Banka, a.s.)	SMEの固定生産的資産への部分融資によるチェコ共和国における実行可能な雇用の創出及び保護並びに公共サービスを提供する公共、民間又は公民共同事業体への部分融資による都市部及び地方の生活水準の改善。	都市部及び地方の生活水準の改善	70,000
			実行可能な雇用の創出及び保護のためのMSMEの支援	30,000
	コメルチニー銀行 A.S. (Komerční Banka A.S.)	チェコ共和国の公共インフラストラクチャーの再建 - 地方自治体投資KB no4	環境保護	20,000
			都市部及び地方の生活水準の改善	80,000
	SG エクイップメントファイナンス・チェコ共和国 s.r.o. (SG Equipment Finance Czech Republic s.r.o.)	MSEの固定生産的資産への部分融資によるチェコ共和国及びスロバキア共和国における実行可能な雇用の創出及び保護、公共、民間又は公民共同の運輸会社への部分融資による都市部及び地方の生活水準の改善。	都市部及び地方の生活水準の改善	20,000
実行可能な雇用の創出及び促進のためのMSMEの支援			80,000	
フランス	クレディ・アグリコル (Crédit Agricole)	地方の開発及びエネルギー移行。	環境保護	30,000
			都市部及び地方の生活水準の改善	45,000
	エミスフェールSCI (Hémisphère SCI)	移民、難民及びホームレスへの緊急時用シェルター及び社会支援。	難民、移民及び避難民並びにその他の社会的弱者に対する援助	100,000
	ソシエテ・ジェネラル (Société Générale)	医療社会福祉分野及び教育への投資支援。	教育及び職業訓練	26,400
保健			53,600	

ドイツ	ラインラント＝プ ファルツ投資構造 銀行(ISB) (Investitions – und Strukturbank Rheinland-Pfalz)	公共住宅及び地方のインフラストラクチャー の両方に着目した、ラインラント＝プファル ツ州全体の社会インフラストラクチャーの改 善。	都市部及び地方の生活 水準の改善	50,000
			低所得層への公共住宅 供給	50,000
	ベルリン投資銀行 (Investitionsbank Berlin)	難民に対する臨時的及び/又は恒常的な住宅、 ベルリンの公共住宅法に基づく低所得者層向 けのエネルギー効率の良い住宅並びに学生寮 の提供数の増加及び改善。	難民、移民及び避難民 並びにその他の社会的 弱者に対する援助	32,000
			低所得層への公共住宅 供給	68,000
アイスラ ンド	アイスランド地方 自治体融資機関	アイスランド全域の地方自治体のインフラス トラクチャーへの投資に係る部分融資。	環境保護	5,000
			都市部及び地方の生活 水準の改善	5,000
アイルラ ンド	リムリック市及び 地方議会	リムリック市の中心部の活性化及び経済発展 のための都市再興計画。	分野横断型ローン	85,000
イタリア	預託貸付公庫 (Cassa Depositi e Prestiti S.p.A.)	イタリア中心部のアブルッツォ州、ラツィオ 州、マルケ州及びウンブリア州における、地 震発生後の民間の修繕、復旧及び復建のため の取組み。	自然又は環境災害	350,000
ラトビア	ラトビア大学	ラトビア大学：リガ、トルナルカルにおける キャンパス建設のPhase (科学学部棟、文学 学部棟の建設)。	教育及び職業訓練	12,000
リトアニア	ヴィリニユス市	統合的な地方の開発計画(ITDP) 及び地方の開 発のための関連する地方自治体による投資へ の共同融資を中心とした都市の投資計画への 融資。	都市部及び地方の生活 水準の改善	35,000
マルタ	マリタ・インベス トメンツP.L.C	マルタにおける社会的弱者に対する公共住宅 の提供。	低所得層への公共住宅 供給	29,000
モンテネ グロ	モンテネグロ投資 及び開発ファンド (Investment and Development Fund of Montenegro)	モンテネグロにおける中小零細企業(MSME)に 対する適格な投資への部分融資。	実行可能な雇用の創出 及び保護のためのMSME の支援	30,000
	政府	モンテネグロにおける55の低中所得世帯に対 する、長期にわたる手頃な価格の住宅の供給 の促進。	低所得層への公共住宅 供給	10,000
オランダ	オランダ自治体金 融公庫(Bank Nederlandse Gemeenten N.V.)	オランダにおける公共投資を通じた都市部及 び地方の生活水準の改善。	都市部及び地方の生活 水準の改善	300,000
	ファンド・ フォー・サステイ ナブル・ファン デーション・リハ ビリテーション (Fund for Sustainable Foundation Rehabilitation)	気候変動に伴う水位の上昇の影響を受けた住 宅の所有者への支援。	環境保護	50,000

	クレジット	オランダにおける小額融資に係るプログラム。	実行可能な雇用の創出及び保護のためのMSMEの支援	16,600
ポーランド	バンク・オクロニ・スロドウィスカS.A.(Bank Ochrony Rodowiska S.A.) (BOS)	環境保護の分野における、地方政府、その他の公共部門の事業体及び中小零細企業(MSME)による投資、並びに実行可能な雇用の創出及び保護を目的としたMSMEへの生産的な投資に対する融資。	環境保護	25,000
			実行可能な雇用の創出及び保護のためのMSMEの支援	25,000
	BZ WBKリーシングS.A.(BZ WBK Leasing S.A.)	実行可能な雇用及び季節雇用の創出及び保護。	実行可能な雇用の創出及び保護のためのMSMEの支援	100,000
	ユーロペスキ・ファンド・リーシングS.A.(Europejski Fundusz Leasingowy S.A.)	実行可能な雇用及び季節雇用の創出及び保護に関するポーランドのMSMEに対する支援。	実行可能な雇用の創出及び保護のためのMSMEの支援	100,000
	ペカオ・リーシングSp. z o.o.(Pekao Leasing Sp. z o.o.)	実行可能な雇用及び季節雇用の創出及び保護。	実行可能な雇用の創出及び保護のためのMSMEの支援	100,000
	PKOリーシングS.A.(PKO Leasing S.A.)	PKOリーシングによるSMEプログラム - ポーランドにおける実行可能な雇用の創出及び保護。	実行可能な雇用の創出及び保護のためのMSMEの支援	100,000
	SG エクイップメント・リーシング・ポルスカ(SG Equipment Leasing Polska)	最終受益者であるMSMEの競争力の強化を通じた実行可能な雇用及び季節雇用の創出及び保護。	実行可能な雇用の創出及び保護のためのMSMEの支援	100,000
ポルトガル	政府	灌漑設備の復旧及び拡張を通じたポルトガル国内の農業の発展及び砂漠化防止に対する支援。	自然又は環境災害	16,000
			都市部及び地方の生活水準の改善	64,000
ルーマニア	ライフアイゼン・リーシング・ルーマニアIFN SA (Raiffeisen Leasing Romania IFN SA)	競争力の強化を目的とした生産的な投資のための中小零細企業(MSME)によるリースの取得促進を通じた、ルーマニアにおける実行可能な雇用の創出及び保護。	実行可能な雇用の創出及び保護のためのMSMEの支援	50,000
スロバキア共和国	トルナヴァ自治区	適格な投資への部分融資、EUの構造基金及び結束基金から融資を受けたサブ・プロジェクトへの共同融資及びつなぎ融資によるトルナヴァ自治区(TTSK)の地域のインフラストラクチャーの支援。	環境保護	1,800
			都市部及び地方の生活水準の改善	8,400
			歴史的及び文化的な遺産の保護及び修復	1,800
	ユニクレジット・リーシング・スロバキア(UniCredit Leasing Slovakia)	スロバキア共和国内の地方自治体によるMSMEの支援及び投資プロジェクト。	都市部及び地方の生活水準の改善	20,000
			実行可能な雇用の創出及び保護のためのMSMEの支援	80,000
スロベニア	SID銀行(SID Banka)	スロベニア国内全体での都市部及び地方の近代化及び環境に係るプロジェクトへの投資による、スロベニア国民の生活水準の改善。	環境保護	25,000
			都市部及び地方の生活水準の改善	25,000

スペイン	サンタンデール銀行SA (Banco Santander SA)	雇用の創出及び保護を目的とした、適格かつ生産的な投資プロジェクト及びスペイン国内の中小零細企業(MSME)の関連する運転資金への部分融資。	実行可能な雇用の創出及び保護のためのMSMEの支援	100,000
	スペイン金融公庫 (Instituto de Crédito Oficial)	既存の3つの取組みを継続する、スペイン国内の実行可能な雇用の創出及び保護の支援を目的としたプログラム。	実行可能な雇用の創出及び保護のためのMSMEの支援	300,000
	ヌエヴォ・マイクロバンク(Nuevo Micro Bank)	雇用の創出及び社会的統合を目的とした、マイクロバンクによる小規模事業及び個人(移民及びその他の融資を制限されている個人)への貸付に対する部分融資。	難民、移民及び避難民並びにその他の社会的弱者に対する援助	20,000
			実行可能な雇用の創出及び保護のためのMSMEの支援	80,000
	バルセロナ市住宅局	バルセロナにおける低所得層及び高齢者向け公共住宅の建設及び設置への部分融資。	低所得層への住宅供給	59,000
	カスティーリャ・イ・レオン州インフラストラクチャー及び環境協会(Sociedad de Infraestructuras y Medio Ambiente de Castilla y León S.A.) (SOMACYL)	持続可能なモビリティ及び再生可能エネルギーの生産の促進、並びにカスティーリャ・イ・レオン州における持続可能な地方の観光インフラストラクチャー開発支援のための投資に対する部分融資。	分野横断型ローン	69,000
スウェーデン	イエーテボリ市	イエーテボリ市の新しい義務教育学校の改装及び建設。	教育及び職業訓練	200,000
トルコ	トルコ・イフラジャット・クレディ・バンクAS. (Türkiye İř Bankası A.Ş.)(トルコ輸出銀行(Türk Eximbank))	実行可能な雇用の創出及び保護を目的としたMSMEの支援。	実行可能な雇用の創出及び保護のためのMSMEの支援	150,000
合計				3,907,600

[次へ](#)

b. 協力関係

2017年において、CEBは、協力関係を強化し、その結果、当行は、運営能力を向上させ、専門知識を深め、開発に関する利害関係者間における知名度を世界的に高めることができた。欧州連合は、継続してCEBにとって特別なパートナーであり、また主要な支援者である。

(a) UNDP

南東ヨーロッパ、トルコ、モルドバ共和国及びジョージアにおける持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた支援を拡大するため、CEBと国連開発計画(UNDP)は、協力関係をさらに5年間延長することに合意した。この合意は、気候変動及びエネルギー効率の問題への対処、移民及び難民の危機といった課題への対応並びに当該地域における包摂的な社会的開発及び経済的開発の促進を支援する。

当初の覚書の枠組みにおいて、UNDPはCEBの資金により、270,000人の住民のためのキプロスにおける最大の汚水処理工場の建設を支援し、ジョージアのシダ・カルトリ地域において公共インフラストラクチャーを再建し、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国に緊急食糧援助を提供し、ロマ族コミュニティの社会的包摂を促進した。

(b) 気候変動に関する金融機関の行動

2017年、CEBは、金融機関における環境行動の主流化に係る5つの自主的原則を採択した。この原則は、2015年のパリにおける気候変動に関するCOP21会合に合わせて合意されたもので、金融機関の中核的な投資及びアドバイザリーの機能に気候変動への配慮を盛り込む数々の実務上の経営手法が強調されている。

CEBは、多国間開発銀行(MDB)の一員として連合に参加した。その他、アフリカ開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、EIB、EBRD、WBG、ラテンアメリカ開発銀行であるCAF及び北欧開発基金といったMDBが参加している。

金融機関における環境行動の主流化に係る5つの自主的原則は、指導者の声明並びに協調及び金融機関が気候変動に対処する手法を開発し主流化させる上で得た教訓を交換するための枠組みを提供する。

同原則は、以下の事項に対する金融機関の取り組み方の概要を示している。

- ・気候変動に関する戦略への取り組み
- ・気候変動リスクの管理
- ・気候に配慮した目標の促進
- ・気候に関するパフォーマンスの向上
- ・気候変動に関する行動に関する説明

(c) 「社会的インフラストラクチャーへの融資」に関する会議

CEBが準会員を務める欧州長期投資家協会(ELTI)の援助を受け、CEB及びフランス預金供託公庫(CDC)は「社会的インフラストラクチャーへの融資」に関する会議を主催し、100を超える参加者が集まった。上級スピーカーには、ロマーノ・プローディ元欧州委員会委員長やクリスチャン・ソテル元フランス経済・財務大臣が含まれていた。

会議では、欧州市民の日常生活に大きな影響を及ぼす社会的インフラストラクチャー施設への革新的な融資方法を見つけることの重要性が強調された。病院、大学及び公共住宅は、地域の魅力及び市民の福祉の双方を確保する。

c. 支援者

CEBは、支援者から調達した資金を社会的弱者及び貧困地域のためのプロジェクトへの支援に活用している。支援者の資金がきっかけとなり、当行は影響力を増すことができる。

2017年において、CEBは114百万ユーロを支援者から調達したが、これは当行の社会的使命に対する国際社会からの支援の明確な表れである。資金の大半は、CEBの優先任務である移民及び難民の支援に活用される。

(a) 移民及び難民

CEBは、近年欧州に流入している多くの移民及び難民に関する課題に対処する加盟国を支援するため、4.5百万ユーロを調達した。イタリア、スペイン及びボスニア・ヘルツェゴビナからの資金提供により、この目的のため当行が調達した合計金額は25百万ユーロを超えた。これらの資金は、専用の信託基金である移民及び難民基金に保管されている。CEBは、移民及び難民のためのプロジェクトに対するこの基金からの22百万ユーロの助成金を既に承認している。

CEBはまた、シリアの紛争による前例のない難民流入に対処するトルコを支援するため、欧州連合から50百万ユーロを調達した。かかる拠出金は、シリアとの国境近くに位置するトルコのキリスにおける州立病院の建設に融資される。新たな病院の建設により、シリア難民の流入で人口が倍増した同市の医療能力が向上する。

(b) 長期的な難民の融合

また、CEBは、1990年代の紛争による強制退去の後遺症に対処する旧ユーゴスラビア諸国を支援するため、56百万ユーロを調達した。この資金は、戦争により住む場所を追われた社会的弱者に住宅を提供する取組みである地域住宅プログラムへの支援に利用される。このプログラムは、CEBが運営しており、これまでに約8,000人の対象者に住宅を提供してきた。支援者は、この取組みに対する合計284百万ユーロの支援を約束し、今後さらに住宅が提供される予定である。欧州連合は最大の拠出者であり、232百万ユーロを約束した。

(c) 二国間の信託基金に対する支援

2017年に担保されたその他の資金は、対象国における当行の事業の展開に利用される。スペインは、2009年に設立された信託基金であるスペイン社会的統合口座に2百万ユーロを追加拠出した。イタリアは、イタリア革新的プロジェクト基金を設立し、1百万ユーロを寄付した。双方の拠出により、CEBは実行能力が限られる加盟国における社会的プロジェクトをより一層支援することが可能になる。

移民及び難民基金（MRF）への
支援者別資金提供額

ドイツ	5百万ユーロ
フランス	3百万ユーロ
イタリア	3百万ユーロ
スペイン	1.5百万ユーロ
スウェーデン	540千ユーロ
ルクセンブルグ	500千ユーロ
ノルウェー	500千ユーロ
スロバキア共和国	300千ユーロ
アイルランド	250千ユーロ
リトアニア	150千ユーロ
ポーランド	101千ユーロ
キプロス	100千ユーロ
アルバニア	100千ユーロ
ハンガリー	100千ユーロ
チェコ共和国	92千ユーロ
マルタ	50千ユーロ
バチカン	50千ユーロ
ボスニア・ヘルツェゴビナ	31千ユーロ
サンマリノ	20千ユーロ
アイスランド	15千ユーロ
リヒテンシュタイン	6千ユーロ
CEB	5百万ユーロ
EIB	5百万ユーロ
資金提供額合計	25.4百万ユーロ

RHPへの
支援者別寄付額

EU 232百万ユーロ

米国 24百万ユーロ

ドイツ 7.5百万ユーロ

ノルウェー 7百万ユーロ

スイス 5百万ユーロ

イタリア 5百万ユーロ

デンマーク 1.3百万ユーロ

トルコ 1百万ユーロ

ルクセンブルグ 0.5百万ユーロ

d. 当行が供与する貸付及び保証の方針及び概略

定款及び第三議定書に従い、管理委員会は、当行が供与する貸付及び保証を規律する一般的な規則及び原則を含む貸付及び事業融資の方針並びに貸付規則を決議第1562号(2013)に基づき認可した。さらに、当行が認可する貸付又は保証ごとに、借入人及び当行は貸付契約又は保証契約を締結する。

当行の成文規則に基づき、貸付は、下記の法人に対して供与される。

当行の加盟国

当行の加盟国の保証のある当行の加盟国によって承認された法人

当行の加盟国が承認した法人。但し、管理委員会が、当該貸付が当行の成文規則に従って適切な保証によりカバーされていると認めた場合に限る。

当行は、原則として、市場金利に沿って通常貸付を行う。当行は、代理手数料を差し引き、当行が市場で獲得する利益を貸付の受益者に譲渡する。利用可能な資金の取扱いは、効率のかつ厳格に行われている。

貸付及び保証の申請は全て、当行加盟国の政府により欧州評議会及び当行に提出されるものとする。欧州評議会は、申請書及びその添付書類に記載されている目的事業につき、欧州評議会の政治的及び社会的な目的に合致しているか否かを確認する。同時に、当行の総裁は事業の専門的及び財政的な見地から報告書を作成する。欧州評議会による調査の結果、目的事業が上述の要件に合致していることが判明し、総裁が専門的及び財政的な見地から当該事業に満足した場合には、申請書は、欧州評議会の許容する旨の意見書及び総裁の報告書とともに、最終的な承認を得るために管理委員会に提出される。当行は、一般的に事業の総費用の50%までを融資することに同意している。

[次へ](#)

e. 2017年における財務活動

財務ポートフォリオ

当行の貸借対照表の資産の部には、以下の1種類の金融ポートフォリオ及び3種類の有価証券ポートフォリオを含む4種類の財務ポートフォリオが計上されている。

- ・財務金融ポートフォリオは、1年満期までの短期私募債で構成される。

このポートフォリオの戦略的目的は、全ての必要な通貨の日々のキャッシュ・フローを管理することである。

3ヶ月満期までの短期私募債は、購入時に、最低BBB+の格付を取得していなくてはならない。3ヶ月満期から1年満期までの短期私募債は、購入時に最低A-の格付を取得していなくてはならない。

2017年12月31日現在、かかるポートフォリオの短期私募債総額は、2,051百万ユーロであった。

- ・短期流動性有価証券ポートフォリオは、1年満期までの短期有価証券で構成される。

これらの有価証券は銀行預金の代替をなし、当行の短期流動性ポジションの強化において、財務金融ポートフォリオを補完する。

3ヶ月満期までの短期国債は、購入時に最低BBBの格付を取得していなくてはならず、3ヶ月満期から1年満期までの短期有価証券は、最低A-の格付を取得していなくてはならない。

2017年12月31日現在、かかるポートフォリオにおける短期有価証券総額は、1,688百万ユーロである。

- ・中期流動性有価証券ポートフォリオは、1年満期から15年満期までの投資有価証券で構成される。

かかるポートフォリオの戦略的目的は、満足のいく利回りを達成する一方で、当行の流動性ポジションを強化することである。

中期有価証券は、購入時に最低A+の格付を取得していなくてはならない。

2017年12月31日現在、かかるポートフォリオにおける有価証券総額は、1,804百万ユーロであった。

- ・長期流動性有価証券ポートフォリオは、1年満期から30年満期までの投資有価証券で構成される。

かかるポートフォリオの有価証券は、購入時に最低でもA+の格付を得ていることが要求される。

2017年12月31日現在、かかるポートフォリオにおける有価証券総額は2,083百万ユーロであった。

デリバティブ

CEBの管理委員会が採用する金融及びリスク方針に従い、当行は貸付、投資及び資金調達取引から生じる市場リスクを体系的にヘッジすることを目的としてデリバティブを使用する。当行は、エンドユーザーとして、デリバティブをヘッジ目的のみに使用する。

2017年12月31日現在、当行が所有するヘッジ対象の種類別のデリバティブの内訳は、債券発行が69%、貸付が26%及び有価証券が5%であった。

これらの金融商品に特有のリスクを避けるため、当行は、厳格なマネジメント方針を実施しており、その原則の概略は、下記「(5) 経理の状況」の注Bに記載されている。

信用リスクを制限するために、当行は、全ての取引相手方と担保契約を締結している。したがって、2017年12月31日現在、CEBのスワップ契約の全てに担保が付与されている。取得した担保によって保証されない積極的市場価額の金額として計算される残余信用リスクは、最低限に抑えられている。

2017年の資金調達

(a) 債券の発行

管理委員会が設定した年間借入承認に従い、CEBは、国際資本市場において債券を発行する。2017年において、当行は、満期が1年以上である1件の既発債の新たな再発行を含む5件の資金調達活動において、総額2.99十億ユーロの借入を行った。この金額は、2016年の資金調達額(2件の既発債の再発行を含めた6件の資金調達活動によって構成される3.14十億ユーロ)に近いものであった。2017年の資金調達活動は、以下の3つの主要な目標を達成した。

- 当行の貸付活動から生じる需要を満たすこと
- 当行の満期債務の返済を可能にすること
- 当行の流動性を管理委員会が定める水準に維持すること

活動資金を調達するのに必要な資金源を確保するために、当行は、継続して、広範な機関投資家を対象とした主要通貨建の標準オペレーションに、特定の通貨での債券の発行又は投資家の特殊な需要に応えるために設計された特有のストラクチャーを組み合わせている。

2017年に当行が調達した資金の62.2%が米ドル建、16.7%がユーロ建、そして21.1%が英ポンド建であった。かかる取引により、当行は、投資家基盤を拡大すると同時に、調達した資金を受けて当行が活動する市場を多角化することができた。

米ドル建では、総額2十億米ドルの2件の銘柄がグローバル・フォーマットを用いて実施された。1月には3年満期の1十億米ドル指標銘柄が発行され、5月には2年満期の別の1十億米ドル指標銘柄が発行された。これにより、2017年において、米ドル市場は資金調達量の観点からCEBにとって最も重要な市場であった。

ユーロ建では、当行初のソーシャル・インクルージョン・ボンドである、7年満期の500百万ユーロ指標銘柄が4月に実施され、これによりユーロ市場は、資金調達量の観点から2番目に大きな市場となった。

その他の通貨建では、5年満期の500百万英ポンド銘柄が1件新たに発行され、最終総額575百万英ポンドとなるまで75百万英ポンドずつ再発行された。かかる新規の2022年満期債は、当行がこれまで発行した英国ポンド銘柄の中で最も多額のものである。

2017年に発行された債券

払込日	満期日	通貨	期間	額面価額 (百万)	主幹事会社
2017年1月27日	2020年1月27日	USD	3.0年	1,000	パークレイズ (Barc)/JP モルガン (JPM)/カナダ・ロイヤル銀行(RBC) / トロント・ドミニオン証券(TD証券)
2017年4月10日	2024年4月10日	EUR	7.0年 ^(*)	500	クレディ・アグリコル(CA)/ラボバンク (Rabo)/ゴールドマン・サックス (GS)/DZ銀行(DZ)
2017年5月17日	2019年5月17日	USD	2.0年 ^(*)	1,000	BNPパリバ(BNPP)/モルガン・スタンレー (MS)/野村証券(Nomura)/ソシエテ・ジェネラル(SG)
2017年9月15日	2022年6月30日	GBP	4.79年	500	パークレイズ/RBC/TD証券
2017年10月30日	2022年6月30日	GBP	4.67年	75	ドイツ銀行(DB)/Nomura

(*) 既発債の再発行

スワップを行った後、借入資金は全額ユーロ建となった。

2017年に実施された起債の満期の平均は3.7年(2016年は6.1年)であった。上表は、資金調達の詳細を原通貨建で示している。

当行貸付金の借換を確保し、次期年度におけるキャッシュギャップを回避するために、2017年に借入プログラムに基づいて実施された起債のうち、2016年が68.8%であったのに比べ、37.8%が5年近くか又は5年以上の最終満期であった。

多通貨EMTNプログラムは、2016年11月に更新された。2015年9月、当行の発行の法的枠組みを金融市場の規制の変更に適応させるため、豪ドル及びニュージーランド・ドルMTN(オーストラリアのプログラム)が更新された。また、CEBのユーロ・コマーシャル・ペーパープログラムは、2017年12月に更新された。

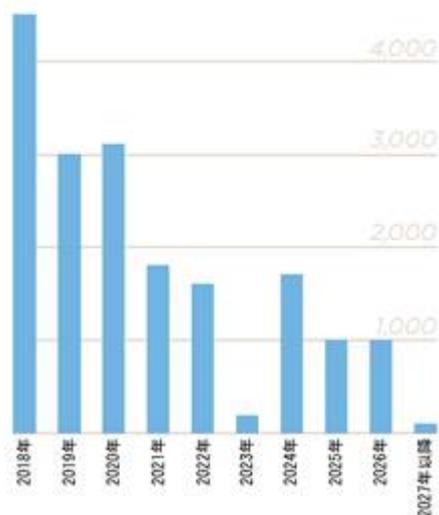
(b) 債券の傾向

2017年12月31日現在、支払利息を除いた有価証券に表章される債券の未償還額は、18.2十億ユーロとなり、前年度の19.3十億ユーロから減少した。

2017年、当行は、長期債の買戻し、期限前償還を一切行わなかった。満期ごとの債券の内訳は、下記図表のとおりである。

2017年12月31日現在の
 満期別発行額

単位：百万ユーロ



f. リスク管理

リスク管理及び統制の枠組み

(a) 目的

リスク管理の主要な目的は、当行の長期的な財政の持続性及び業務の弾力性を確保し、さらにはCEBがその社会的使命を遂行できるようにすることである。国際的にも最良の銀行慣行の実践を目指し、当行は業務分野全体で健全かつ慎重なリスク文化を促進している。

(b) リスクの枠組み

当行におけるリスク管理は、当行全体のリスクを認識、査定、監視、報告、緩和及び統制するための適切なツールをCEBにもたらす強固な統治、方針、手続、制限及び統制を通じた確実かつ堅実なリスク管理の枠組みに基づいている。当行は、加盟国の規制には服さないものの、銀行規制に係る欧州連合指令及びバーゼル銀行監督委員会の勧告をリスク管理の枠組みの基準として考慮している。

当行のリスク方針及び統制方針は、国際的にも最良の銀行慣行に基づいており、CEBの上級管理者から成る内部委員会によって認証され、また当行の監督機関により承認された。

当行は、目標達成の可能性を保証するために、リスク管理及び統制の枠組みを継続的に見直している。

(c) リスク体制

リスク及び統制局(R&C)は、CEB内部におけるリスク管理の枠組みの実行について責任を負い、総裁に直接報告を行う他の運営局及び事業局から独立している。R&C内部の部署は、特定のリスク分野(信用リスク、オペレーショナルリスク、金融取引、デリバティブ及び担保管理)に特化している。財務総局の資産及び負債管理(ALM)局は、当行に生じた市場リスク管理(金利及び為替)及び流動性リスクについて責任を負う。

総裁は、リスク管理の枠組みの制定及び監視について責任を負う意思決定委員会を設立し、議長を務める。

- ・金融及びリスク委員会は、週に1度開催され、内部の信用リスク評価と勧告に基づき、貸付及び資金エクスポージャーに関する与信決定を行う。また委員会は、金融市場の動向及び当行の財務活動(流動性管理及び債券発行)を見直す。
- ・資産及び負債管理委員会(ALCO)は、1ヶ月に1度開催され、貸借対照表全体を通じた金利、為替及び流動性リスクの将来的な予測に基づき、戦略的な志向及び意向を形成する。加えて、四半期に1度は「特別ALCO」が、ALM及び資金調達に関する課題に対処する。
- ・オペレーショナルリスク及び組織委員会は、CEBのオペレーショナルリスクに関する課題を半年に1度検討し、これらのリスクを軽減、監視及び規制するための十分な方法が採られていることを確認する。
- ・IT運営委員会は、情報システムの問題を見直し、業務の回復性及び事業の継続性を確保するために適切な措置を講じる。

(d) 統制機関

- 内部監査及びコンプライアンス：これらの機能は、それぞれの責任に従い、CEBによって設定された内部統制の枠組みを完遂する。
- 監査委員会：理事会によって加盟国から交代で選任される任期3年の代表者3名(退任者はアドバイザーとして引き続き任期1年で留任する。)で構成される。監査委員会は、当行の収支決算を検査し、その正確性を確認する。監査委員会の報告書は、その抜粋が財務書類に添付される他、年次財務書類が承認のため提出される際に、当行の監督機関に提出される。
- 外部監査人：監査委員会の意見及び管理委員会の推薦に基づき、入札手続の後に、理事会により任期4年で任命され、また任期は3年に1度更新することができる。外部監査人は、当行の財務書類のIFAC専門監査基準に従った監査並びに内部統制及びリスク管理のプロセスの審査を行う責任を負う。外部監査人は、意見書を含む多くの報告書を作成する。

さらに、当行はフィッチ・レーティングス、ムーディーズ及びスタンダード・アンド・プアーズの3つの国際格付機関による評価を受ける。これらの格付機関は、年次格付付与の一環として、当行の財務状況及び長期的な信頼性を詳細に分析する。

信用リスク

信用リスクは、銀行借入人又は取引相手方が合意した条件に従ってその義務を履行しないことにより生じる潜在的な損失と定義される。

当行は、借入人及び財務上の取引相手方が契約上の義務について債務不履行となる可能性があるか、又は当行の投資の価値が損なわれる可能性があるため、融資活動及び財務活動の両方において信用リスクにさらされている。また、当行の資本又は貸倒損失に係る引当金に対して悪影響を及ぼす可能性がある格付の引下げにより、信用リスクが生じることがある。決済リスク及び未決済リスクもまた、信用リスクに含まれる。同様に、担保リスクも信用リスクの一部とされる(担保は、本質的には信用リスクを軽減させる手段である。)。概して、信用リスクとは、融資先又は取引の信用エクスポージャーの値と信用の質の関数である。

当行の信用リスク管理は、堅実な方法を導入し、信用リスクを最小限にすることを目的としており、当行の長期にわたる財政の持続可能性を確保する。信用リスク管理局(CRD)は、オンバランスシート及びオフバランスシート両方の取引に起因してCEBの事業から生じる全ての信用リスクを認識、査定、監視、報告、緩和及び統制するための包括的な信用リスク方針枠組みの開発及び導入につ

いて責任を負う。さらに、CRDは、継続的にポートフォリオ管理方針(貸付、有価証券、デリバティブ)の遵守を確保し、当行の集中リスクを監視する。

市場リスク

市場リスクは、金利若しくは為替又はクレジットスプレッドの変動の結果生じる損失のリスクを意味する。当行は、その発行、貸付及び証券業務に伴う金利及び為替リスクをヘッジするため、デリバティブを使用している。また、当行は、必要に応じてマクロヘッジも利用することができる。さらに、当行はトレーディング活動を行っていないため、バーゼル委員会勧告に従い、資本の配分は要求されない。

金利リスク：当行の監督機関は、リスクを最小限に抑えるために、体系的なヘッジポジションで構成される戦略を採用している。CEBの貸借対照表上の金利リスクは現在、固定金利による長期金融資産及び貸付ポートフォリオに集中しており、当行の健全性株主資本、さらに社会配当金勘定(SDA)の残高及び退職給付金引当金によって対処されている。

為替リスク：CEBの戦略は、いかなる通貨ポジションもとらず、資産と負債の単一通貨での決済も行わないことにある。ユーロ以外の通貨損益から生じる残存リスクは、毎日測定され、一連の基準値及び制限を通じて管理される。正味オープン・ポジションは1通貨につき1百万ユーロ相当に制限されている。

流動性リスク

流動性リスクとは、また、期限が到来した支払義務を適時に履行できないこと又は持続可能な費用による履行が不可能であることに起因して損失が発生するリスクである。

当行は、流動性リスクを流動性ギャップの指標(流動性曲線)を通じて測定している。当行が、進行中の業務運営から生じることが予測される純支払額を、新たな資金調達又は資産売却のために市場へアクセスすることなく支払うことができる期間である「自給期間」を特定することにより、当行は、その短期流動性を管理する。

さらに、当行は、中期の指標を設定し、また、厳しい財務状況において当行の需要を満たすために十分な流動性を確保できるよう、流動性準備金又はバッファを保持する。

激しい市場混乱に際して流動性バッファがその価値を保つことができるよう、当行は、流動性バッファにおいて高い市場価値と信用性を有する流動性の高い資産が高い割合を占めることを確保する。

加えて、当行は、緊急時における流動性の低下に対応するための戦略を設定する緊急時調達計画を規定する。

最後に、CEBは規制枠組みの対象ではないものの、バーゼル流動性比率の遵守を目指す。

オペレーショナルリスク

CEBは、オペレーショナルリスクを、法的リスクを含む不適切若しくは破綻した内部プロセス、人員及びシステム又は外部的事象の発生を原因とする、潜在的損失と定義する。

そのオペレーショナルリスク管理プロセスにおいて、CEBの事業に関連する風評リスクが考慮される。当行は、バーゼル委員会勧告及びベストプラクティスの遵守を意図的に選択することにより、そのオペレーショナルリスクの継続的な査定及び適切な軽減措置の導入に取り組む。

g. ガバナンス

コンプライアンス

過去3年間において、最高コンプライアンス責任者事務局(OCCO)は改革のためのマスター・プランを導入していた。かかるマスター・プランは、他機関との間においてCEBの透明性を高めることを目的とした、政策の設計及び維持、マネー・ロンダリング防止(AML)及びテロ資金供与対策(CFT)に係るリスク評価のシステム化、内部調達手続の改善、OCCOの内部手続及び内部形式の推進、内部研修プログラムの構築、並びに他の国際金融機関(IF1)と合同で行う統合のための活動の企画を含む。

2017年の活動として、以下の主要な分野に引き続き重点を置いた。それらは、承認及び審査の両段階における、誠実性の適正評価(IDD)チェック及びCEBプロジェクト・サイクル委員会会議への積極的な参加を通じた、取引先のマネーロンダリング(AML)のコンプライアンスリスクの評価、テロ行為の資金調達(CFT)並びにこれらに関連するCEBが行う全ての貸付、借入及び財務活動における誠実性リスクである。

これらの活動は、定期的実施される研修及び認識を高める戦略並びに新入社員向けの標準的なコンプライアンスオリエンテーションにより遂行される。2017年、OCCO研修は、相場操縦リスクを中心に行われ、外部からの講演者が参加した。

OCCO内部手続及び付託条項は正式決定され、これにはOCCOの内部形式及び情報技術システムの大幅な改善が含まれる。2017年、CEBは、OECDの税の透明性及び税務目的の情報交換に関するグローバル・フォーラムにおけるオブザーバーの役割が与えられた。

内部監査

内部監査(IA)は、CEBの内部統制システムにおける、常設の独立した上位の機能である。IAは、総裁及びCEBの統制機関に対し、事業及び運営が効率的に行われ、管理されていることを保証することを目的としている。

内部監査憲章は、IA機能の目的、地位及び権限について明記している。IAは、IAによる検証が独立的かつ客観的に行われていることを保障するため、当行のいかなる運営活動にも関与しない。

IAは、CEBの活動が、既存の政策、手続及びベストプラクティスに沿って行われているか検証し、またそれらの関連リスクを評価する。さらに、改善方法に関する提案も行う。

監査の任務は、数ヶ年のリスクに基づき定期的に作成される監査計画に基づいた年次活動計画に従って行われる。

評価

評価局(EVD)は、2017年度の活動計画を大きく前進させた。住居及び地方の近代化を含む、多様な分野に関する多数の評価報告書が最終化された。かかる報告書は、CEBの活動に係る社会的パフォーマンス、影響及び持続可能性に関する信頼性のある客観的な評価をCEBに提供するものである。

EVDは、初の企業レベルでの評価活動に向けて準備を始めている。複数のプロジェクトから得られる証拠を活用し、また根本的な組織的課題を検討することで、EVDは、CEBの将来的な戦略に貢献する機会を得る。今後作成される高度な評価報告書は、CEBの評価に関する知識を強化し、企業レベルでの検討及び戦略的な課題に対する検討を行う際の基盤となる。

評価結果及び評価に係る知識は定期的に提供され、評価活動から得た知識の活用及び適用される監視枠組みの向上を目的として、新しいCEBの融資事業の発展及び評価に役立てられている。その主な評価業務に加えて、CEBの透明性を向上させること、また知識の吸収に努め独立した評価を通じて説明責任を果たし、強固な金融収支と開発活動を両立させる銀行というCEBのイメージを作り出すという目的達成のため、EVDは、アウトリーチの面において大きな成功を収めた。

企業の社会的責任

「持続可能な投資」、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」等の呼称は重要なものである。金融機関は、持続可能な経済への移行を支援し、目標とすること、またそれにより社会に対して持続的かつポジティブな貢献を行うことを求められるようになってきている。これを背景として、企業の社会的責任(CSR)は、指針としての役割を果たしている。

社会開発銀行として、CEBは、その全事業にCSRを組み込んでいる。2017年には、CEBは、資本市場へ社会的責任を組み入れるという計画の下、初の500百万ユーロのソーシャル・インクルージョン・ボンドを発行する等、さらなる前進を見せた。

当行の透明性及び統合への取組みが認識され、CEBは、OECDの税の透明性及び税務目的の情報交換に関するグローバル・フォーラムにおけるオブザーバーの役割も与えられた。2017年において、CEBは重要な金融機関のイニシアティブによる気候変動対応に参加し、CEBの事業へ気候変動に係る取組みを導入するため、関連する原則を承認した。

CEBの社会的及び環境上持続可能な開発への全体的な貢献は、2017年のCSR報告書及びGRI(グローバル・レポートング・イニシアチブ)指標指数に反映されている。

人事

CEBは、その使命を全うするため、水準が高く多様な国際的職員を採用し、雇用し続けなければならない。それと同時に、CEBは、数年後に従業員が求められるであろう能力に関する、先見性のあるビジョンを取り入れる必要がある。2017年において、外部コンサルタントによる企業の効率性に関する継続調査として、CEBは、自身の将来的な人事戦略の分析を開始し、現在雇用している職員向けの研修及びリーダーシップの育成に継続して注力した。

従業員

CEBは、200名の正職員を雇用している(うち91名(46%)が男性、109名(54%)が女性)。かかる正職員のうち、136名又は68%は専門職員(うち76名又は56%が男性、60名又は44%が女性)、64名又は32%が補助職員(うち15名又は23%が男性、49名又は77%が女性)であった。平均年齢は48歳であり、平均の在職期間は12年である。当該職員の高い専門知識は、金融、経済及びリスク管理という伝統的な銀行分野に留まらず、土木工学、教育、住宅及びプロジェクト管理といった範囲にまで及んでおり、当行は、かかる専門知識に継続して信頼を寄せている。

採用活動

2017年の新規職員の採用人数は13名であり、2016年の16名を若干名下回った。2017年において、10の異なる国から管理職員1名、専門職員11名及び補助職員1名が採用された。13名の新規職員のうち、10名又は77%が女性であり、3名が男性であった。応募人数に関しては、当行は2016年の1,295名と比較して1,472名からの応募があった。当該応募者のうち、57%又は838名が男性、43%又は634名が女性であった。専門性のある女性の応募者の比率は、最近過去3年間に於いて増加の傾向を見せている。

研修及び発展

CEBは、発展的なツールを通じて当行の職員が雇用に適し、適応性のある従業員であり続けることができるよう継続して取り組んでいる。大きく分けると、職員は言語、技術、IT及び管理という4つの分野のスキルにつき研修を受けることができる。2017年度は、出張がある職員向けのセキュリティ意識の啓発や、技術的なトピックに関する全体的な部門間研修に対して特に注力した。

多様性

多様性という概念は多種多様な個人的及び文化的特徴を内包するものだが、当行は主に国籍の多様性及び性別に着目している。職員全体の国籍に関して、当行の加盟国41ヶ国のうち32ヶ国を職員が代表しており、これは、当行が地理的に可能な限り幅広い従業員を継続して採用していることを示している。性別という観点からは、管理職級の地位に関しては改善に向けて尽力されているものの、当行において女性は一般的に厚遇されている。

調達

調達部門は、特に公平性、経済性及び効率性を重要視した、説明責任及び透明性のある方法で物資、労働及びサービスが調達されるよう、事前調査を実施し、国の詳細な任務を遂行している。2017年において、CEBからの資金を運用するための借入能力の強化のため、入札選定、評価及び落札結果に専念した実地研修イベントがボスニア・ヘルツェゴビナ及びセルビアで企画された。調達部門は、国際コンサルティング・エンジニア連盟(FIDIC)による2017年度建設工事の契約条件書作成に係るアドバイザーであり、また新規の調達システム評価方法(MAPS)の作成にも貢献した。

加えて、2017年に内部調達手続が更新され、CEBが製品、サービス及び援助物資を調達するための枠組みが強化され、効率化された。

情報技術

2017年、CEBが国際財務報告基準(IFRS)第9号の要件を満たせるよう、IT部門は主要な銀行及び金融に係るアプリケーションを作成した。当該アプリケーションは、IT、リスク及び会計を含む複数の事業の利害関係者間での密な連携によって導入された。

ITマスター・プランは、ITとCEBの主要な事業上の責務の一致を確認すること、2020年までのITの方向性を見定めること及びCEB内のITの利害関係者とユーザー間でビジョンを共有することを目的として作成された。

ITマスター・プランに従い、ITは、データセンターのサーバーの交換、モバイル管理の更新及び新しいアプリケーション・インフラストラクチャーの導入を含む技術管理及び代替プログラムを導入した。

h. 本邦との関係

当行は、今日に至るまで20年超にわたり、日本の金融市場において安定した活動を行ってきた。

(5) 【経理の状況】

以下に掲げる財務書類は、KPMGオーディット(フランスにおける独立監査人)により監査されている。KPMGオーディットは、当該財務書類は、欧州連合により採用されるIFRS基準に従って、2017年12月31日現在の当行の財務状況並びに同年の財務成績及びキャッシュ・フローを、全ての重要な点において適正に表示しているとの意見を述べている。

欧州連合によって採用されたIFRS基準に従って作成された財務書類

当行の目的

当行の主たる目的は、難民の移動や他の強制的な人口移動の結果、難民、避難民又は移民が存在することになったこと、及び自然災害や環境災害の被害者が存在することになったことを受けて、欧州諸国が直面している、又は直面するかもしれない社会問題の解決を支援することである。

当行が寄与している投資事業は、これらの人々をその滞在国において援助すること、又は帰国する条件が整った時にこれらの人々を祖国へ帰還させること若しくは可能な場合は受入国へ移住させることを目的とする。これらの事業は、当行の加盟国に承認されなければならない。

当行は、さらに、貧しい地域での雇用創出、低所得層のための住宅提供又は社会的インフラストラクチャーの創設を可能にするため、当行の加盟国により承認された投資事業の実現に寄与する。

(定款第2条)

活動分野

欧州評議会開発銀行(CEB)は、社会的一体性の利益になるよう、社会的志向の投資事業の実行に寄与している。当行は、管理委員会の決議第1587号(2016)に従い、以下の3つの主要な分野別活動路線を通じてこれを実行している。

- ・社会的志向要素(とりわけ社会的使命のある公共インフラストラクチャー、雇用創出及び維持、労働市場への参画並びに社会的弱者グループの住宅支援及び統合)に重点を置いた、*持続可能かつ包括的な成長*
- ・難民、避難民及び移民の統合
- ・気候に対する取組み：緩和手段及び適応手段の開発

プロジェクトは、上記の分野別活動路線の一つ又は複数に該当する可能性がある。これらの分野別活動路線は、難民、移民、避難民その他社会的弱者グループに対する援助、低所得者層のための公共住宅の供給、都市部及び地方の生活水準の改善、自然災害又は環境災害、環境保護、歴史的及び文化的な遺産の保護及び復旧、保健、教育及び職業訓練、行政及び司法のインフラストラクチャー、並びに自立可能な雇用の創出及び維持のための中小零細企業(MSMEs)の支援の活動分野において、CEBの明確な社会的使命及び当行の全ての活動の基礎となる発展論理の両方を反映したものになっている。

貸借対照表

(単位：千ユーロ)

	注記	2017年12月31日	2016年12月31日
資 産			
現金及び中央銀行における残高		539,482	648,960
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	C	323,472	1,480,046
ヘッジ・デリバティブ商品	C	680,997	895,455
売却可能金融資産		3,638,764	3,554,497
信用機関及び顧客向け貸付金及び前渡金			
貸付金	G	14,056,570	14,093,830
前渡金	G	2,062,564	2,428,053
満期まで保有する金融資産		2,199,945	2,447,790
有形資産及び無形資産	H	52,916	48,693
その他資産	I	243,571	5,441
資産合計		23,798,281	25,602,765
負債及び株主資本			
負 債			
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	C	650,606	253,021
ヘッジ・デリバティブ商品	C	478,074	620,783
信用機関及び顧客に対する負債額	J	210,489	178,536
発行済負債証券	J	18,835,438	20,063,689
その他負債	I	363,519	1,378,930
社会配当金勘定	K	59,116	63,143
引当金	L	234,225	232,762
負債合計		20,831,467	22,790,864
株主資本			
資本金			
引受済資本金	M	5,472,219	5,472,219
未払込資本金		(4,859,802)	(4,859,802)
払込請求済資本金		612,417	612,417
一般準備金		2,254,521	2,149,595
当期純利益		112,039	104,926
資本金、一般準備金及び当期純利益合計		2,978,977	2,866,938
株主資本に直接認識された損益		(12,163)	(55,037)
株主資本合計		2,966,814	2,811,901
負債及び株主資本合計		23,798,281	25,602,765

損益計算書

(単位：千ユーロ)

	注記	2017年	2016年
利息及び類似の収入			
売却可能金融資産		349	1,931
信用機関及び顧客向貸付金及び前渡金		44,237	41,550
満期まで保有する金融資産		70,180	85,072
利息費用及び類似の手数料			
信用機関及び顧客に対する負債額		2,441	3,134
発行済負債証券		46,772	32,949
その他利息費用及び類似の手数料		(4,835)	(4,489)
金利差益	N	159,144	160,147
損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益	P	2,433	(6,079)
売却可能金融資産による純損益		186	48
手数料(収入)		941	1,021
手数料(費用)		(2,212)	(1,707)
銀行業務純益		160,492	153,430
一般営業費用	Q	(45,150)	(45,691)
固定資産の減価償却費	H	(3,303)	(2,906)
総営業収入		112,039	104,833
リスク費用	R		93
純利益		112,039	104,926

包括利益計算書

(単位：千ユーロ)

	2017年	2016年
純利益	112,039	104,926
損益計算書に再分類される可能性のある項目	29,507	(7,557)
売却可能金融資産の価格変動	29,507	(7,557)
損益計算書に再分類されない項目	13,367	10,036
年金計画関連の保険数理計算上の差異	11,346	(903)
その他の退職年金関連の保険数理計算上の差異	2,021	10,939
包括利益のその他の要素合計	42,874	2,479
包括利益	154,913	107,405

株主資本勘定変動報告書

(単位：千ユーロ)

	資本金及び準備金			株主資本に直接認識された損益			株主資本 合計
	払込請求済 資本金	準備金 及び実績	合計	売却可能 金融資産	保険数理 計算上の 差異	合計	
2016年1月1日現在の株主資本	612,417	2,156,595	2,769,012	28,508	(86,024)	(57,516)	2,711,496
2015会計年度の利益処分		(7,000)	(7,000)				(7,000)
2016会計年度の利益		104,926	104,926				104,926
株主資本に直接認識された資産 及び負債の価格変動				(7,557)	10,036	2,479	2,479
2016年12月31日現在の株主資本	612,417	2,254,521	2,866,938	20,951	(75,988)	(55,037)	2,811,901
2017会計年度の利益		112,039	112,039				112,039
株主資本に直接認識された資産 及び負債の価格変動				29,507	13,367	42,874	42,874
2017年12月31日現在の株主資本	612,417	2,366,560	2,978,977	50,458	(62,621)	(12,163)	2,966,814

キャッシュ・フロー計算書

(単位：千ユーロ)

12月31日に終了した年度	2017年	2016年
当期利益	112,039	104,926
+/-有形資産及び無形資産の減価償却費積立	3,303	2,906
+/-投資活動による純損益	20,043	17,095
+/-未収の受取利息の変動	47,136	3,012
+/-未収の支払利息の変動	(41,434)	1,499
+/-その他の変動	9,757	19,470
業績に含まれる非通貨項目の合計	38,806	43,983
+信用機関及び顧客への営業に関連するキャッシュ・フロー	3,685,825	1,376,269
-信用機関及び顧客への営業に関連するキャッシュ・フロー	(3,128,442)	(3,513,016)
+金融資産又は金融負債に影響するその他の営業に関連するキャッシュ・フロー	7,413,651	4,732,300
-金融資産又は金融負債に影響するその他の営業に関連するキャッシュ・フロー	(8,404,848)	(4,543,306)
+/-非金融資産又は非金融負債に影響する営業に関連するキャッシュ・フロー	(7,687)	1,212
営業活動の結果による資産及び負債の純キャッシュ・フロー	(441,500)	(1,946,541)
営業活動による純キャッシュ・フロー合計(a)	(290,655)	(1,797,632)
+満期まで保有する金融資産に関連するキャッシュ・フロー	241,877	204,277
-満期まで保有する金融資産に関連するキャッシュ・フロー		
+/-有形資産及び無形資産に関連するキャッシュ・フロー	(7,526)	(5,101)
投資活動による純キャッシュ・フロー合計(b)	234,351	199,176
+/-加盟国からの/へのキャッシュ・フロー	(4,131)	4,747
+発行済負債証券によるキャッシュ・フロー	6,377,418	6,863,080
-発行済負債証券によるキャッシュ・フロー	(6,188,221)	(6,386,554)
財務活動による純キャッシュ・フロー合計(c)	185,066	481,273
現金及び現金同等物における外国為替レート変動の影響(d)	(3,056)	216
現金及び現金同等物における純増加/(減少)(a)+(b)+(c)+(d)	125,706	(1,116,967)
期首における現金及び現金同等物	1,653,676	2,770,643
現金及び中央銀行における残高	648,960	476,467
信用機関の要求に応じた支払可能な前渡金及び定期預金	1,004,717	2,294,177
期末における現金及び現金同等物	1,779,382	1,653,676
現金及び中央銀行における残高	539,482	648,960
信用機関の要求に応じた支払可能な前渡金及び定期預金	1,239,900	1,004,717
現金及び現金同等物の変動	125,706	(1,116,967)

財務書類に対する注記

注A：当行によって適用される主要な会計方法の概要

1. 会計基準

1.1. 適用される会計基準

当行の個別の計算書類は、欧州連合によって採用された国際財務報告基準(IFRS)に従って作成されている。この点において、IAS第39号のヘッジ会計に関するいくつかの規定は除外されている。

当行は、その実施が任意とされていた2017年には、欧州連合が採択した新たな基準、改訂又は解釈の実施を見越していなかった。

1.2. 公表され2018年1月1日より適用された会計基準

IFRS第9号「金融商品」

2016年11月22日に欧州連合により採択され、2018年1月1日より適用

IFRS第9号は、IAS第39号を改訂するものである。IFRS第9号は、金融資産の信用リスクの減損に関する金融商品の分類及び測定について新たな指針を規定し、現在IASBによって別途規格案が検討されているマクロヘッジオペレーションを除くヘッジオペレーションの取扱いを改訂している。

分類及び評価

金融資産の分類及び測定は、当該商品の事業モデル及び契約上の特性に依拠して行われる。金融資産は、当初認識時に、償却原価区分、株主資本を通じて公正価値で測定する区分又は損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される。

貸付金、債権又は証券(負債証券)は、償却原価区分、株主資本を通じて公正価値で測定する区分又は損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される。

事業モデルが契約上のキャッシュ・フロー回収を目的とした商品の保有から成り、かつかかるキャッシュ・フローが元本及び元本に係る利息の支払いのみから成る金融資産のみが、償却原価区分に分類される。

事業モデルが契約上のキャッシュ・フロー回収を目的とした商品の保有及び当該資産の売却から成り、かつかかるキャッシュ・フローが元本及び元本に係る利息の支払いのみから成る金融資産は、株主資本を通じて公正価値で測定する区分に分類される。証券の売却時には、それまで株主資本に認識されていた未実現損益は損益計算書に計上される。

償却原価区分又は株主資本を通じて公正価値で測定する区分の分類に該当しない全ての負債証券は、損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される。

金融負債に関してIFRS第9号で導入された変更点は、損益を通じて公正価値で測定する区分に任意で指定した負債に係る発行者自身の信用リスクの変動に起因した公正価値変動の認識に関するものである。かかる変動は、株主資本の特定の項目において認識され、損益計算書においては認識されないこととなった。

現在の当行の事業モデルを考慮すると、分類は以下のとおりとなる。

- IAS第39号に基づき「貸付金及び未収金」に計上されていた信用機関及び顧客からの貸付金及び未収金並びにリバース・レポ取引は、IFRS第9号における償却原価区分に該当する。
- IAS第39号に基づき「売却可能金融資産」に分類されていた確定利付証券は、その事業モデルにより償却原価区分又は株主資本を通じて公正価値で測定する区分に計上される。

- IAS第39号に基づき「満期まで保有する金融資産」に分類されていた確定利付証券は、償却原価区分に計上される。
- IAS第39号に基づき損益を通じて公正価値で測定する区分に分類されていた金融資産は、IFRS第9号においても引き続き当該区分に分類される。

償却

IFRS第9号は、予想損失に基づく新たな信用リスクの減損モデルを定めている。

当該モデルは、償却原価で測定する又は株主資本を通じて公正価値で測定する貸付金及び負債証券、並びに公正価値で計上されないコミットメント契約及び金融保証契約に適用される。

IAS第39号における発生損失に基づく減損モデルの下では、価値の減損に係る客観的証拠が認識されたことを条件として減損が認識される。

IFRS第9号における新たな減損モデルの下では、発行又は取得された商品について、貸借対照表への認識後直ちに、12ヶ月の予想信用損失を認識することが義務付けられる。

当初認識後に信用リスクの著しい増加が観測された場合には、残存期間にわたる予想信用損失を計上しなければならない。

12ヶ月の予想信用損失の認識を行った金融資産は「ステージ1」とみなされる。金利収入は、当該金融資産の総簿価(償却前)に実効金利法を適用して計算される。

当初認識後に信用リスクが著しく増加した金融資産は「ステージ2」とみなされる。金利収入は、当該金融資産の総簿価(償却前)に実効金利法を適用して計算される。

信用リスクの著しい増加は、入手可能なあらゆる情報(報告日現在における当該金融商品の債務不履行リスクと当初認識日における債務不履行リスクとの比較を含む。)を考慮し、個別に又は集合的に評価される。

かかる悪化の評価は、当初認識日と報告日現在における当該金融資産の債務不履行確率及び格付の比較に基づき行われる。

貸付実行又は資産取得の後に発生した事象に関連する減損に係る客観的証拠がある金融資産は、減損したとみなされ、「ステージ3」とみなされる。減損資産特定の要件は、IAS第39号における現行要件と同程度のものである。金利収入は、当該金融資産の純簿価(償却後)に実効金利法を適用して計算される。

予想損失額の算定方法は、債務不履行確率(PD)、債務不履行時損失率(LGD)及び償却額を考慮した債務不履行時エクスポージャー額(EAD)の3つの主要なパラメーターに基づく。予想損失は、PDにLGD及びEADを乗じて算定される。

予想信用損失額は、過去の事象、現在の状況及び合理的かつ妥当な経済情勢の予測を考慮した発生確率による加重平均に基づき算定される。

新たな減損モデルにおいては、全ての金融資産が12ヶ月の予想信用損失算定の対象となるため、信用リスクの毀損が増加する可能性が高い。さらに、信用リスクが著しく増加したとみなされる資産の範囲が、IAS第39号におけるポートフォリオの規定に基づく資産範囲と相違する可能性がある。

結論として、IFRS第9号における減損モデルは、IAS第39号における減損モデルと比べてより将来予測情報に基づいたものになっており、結果として予想信用損失の変動が大きくなる。

ヘッジ会計

ヘッジ会計に関しては、IFRS第9号におけるモデルは、とりわけ、適格となるヘッジ商品を拡大し、過度に厳格であるとされた一部の規則を撤廃することにより、リスク管理をより良く反映させることを目的としている。CEBは、IFRS第9号の初度適用時に、ヘッジ会計に関して新たな規定を適用するか、又は今後

マクロヘッジに係る基準が適用されるまでIAS第39号のヘッジ会計規定を維持するかのいずれかを選択することができる。

移行

分類及び測定並びにIFRS第9号の新たな減損モデルは、2018年1月1日より遡及的に適用されるが、本基準は過年度の比較情報の修正再表示を行わないオプションを提供している。CEBは、当該オプションを維持する方針である。

IFRS第9号では、損益を通じて公正価値で測定する区分に任意で指定した負債に係る発行者自身の信用リスクに係る規定を、任意で前倒して適用することが可能である。しかしながら、当行はかかる早期適用を行うことを想定していない。

本基準の実行プロジェクト組織

CEBは、基準の様々な側面を担当するプロジェクト委員会を設置した。基準の3つの要素の分析は現在最終化に向かっている。2016年以降、当行の情報システムに必要な開発及び適合が行われており、2018年初頭に完了する予定である。

1.3. 予測の使用

IFRSの適用において、判断及び価値評価を必要とする主要な評価範囲は、信用リスクに関連している。これらの要素を除き、CEBの活動の性質は、判断及び評価の複雑性の観点から、財務書類の作成において重大な予測又は決定的な仮定を必要としない。しかしながら、経済及び人口統計の想定は、退職給付の社会的約定の評価に使用される。

財務書類は、公正価値で測定された特定の金融資産及び金融負債を除き、取得原価基準で作成された。CEBにより適用される主な会計原則については、以下のとおり要約される。

2. 金融資産及び金融負債

2.1. 外貨取引

財務書類はユーロ建てで記載される。

外貨建通貨資産及び負債は、会計年度末日に適用される為替レートでユーロ(CEBの機能通貨)に換算される。この取引換算から生じた為替変動は、損益計算書に計上される。

先物通貨取引は、かかる通貨の残存期間に適用される先物為替レートをを用いて時価で評価される。スポット為替ポジションは、会計期間末日のスポット為替レートで評価される。為替差額の結果は損益計算書に計上される。

2.2. 信用機関及び顧客向貸付金及び前渡金

「信用機関及び顧客向貸付金及び前渡金」の区分は、活発な市場で見積られておらず、支払額が固定又は決定可能な非デリバティブ金融資産で、トレーディング目的で保有されず、また付与時に売却を意図されていないものから構成されている。

「信用機関及び顧客向貸付金及び前渡金」の区分の「貸付金」の項目は、当行が付与する貸付金を含む。

「信用機関及び顧客向貸付金及び前渡金」の区分の「前渡金」の項目は、CEBが付与する銀行間前渡金及び信用機関(中央銀行を除く。)の要求に応じて払戻可能な前渡金を含む。これらは、その活動に関する金融取引による支払いの決済及び受領を可能とする。

当行が供与する貸付金は、通常は最初に支出した純額と同額である時価で計上される。

その後、貸付金は償却原価で評価され、利息は国際的な実効金利法に基づいて算出される。融資約定は未実行残高に関してオフバランスシート項目に計上される。

IAS第39号の適用において、公正価値でのヘッジ取引の範囲内で、貸付金の簿価はヘッジリスクに関する損益に応じて調整される。

2.3. 有価証券

当行が保有する有価証券は以下の2つの区分に分類される。

- 満期まで保有する金融資産

「満期まで保有する金融資産」の区分は、当行が満期まで保有する意思及び能力を有している確定利付及び確定満期の有価証券を含む。

この区分に分類された有価証券は、当該有価証券の購入価格と償還価格の差額と同等のプレミアム又は割引の償却を含めた実効金利法に従った償却原価で、取得後に計上される。

当該有価証券による収入は、損益計算書の「利息及び類似の収入」の項目に計上される。

- 売却可能金融資産

「売却可能金融資産」の区分は、前記の区分には該当しない確定利付証券又は変動利付証券を含む。

この区分の有価証券は、最初に、取引手数料を含めた時価で評価される。公正価値によるヘッジに含まれる有価証券を除き、末日において有価証券は時価で評価され、未収利益を除くその価格変動は株主資本において特定された項目である「株主資本に直接認識された損益」に表示される。かかる場合には、IAS第39号に従って、ヘッジリスクに関する損益は、損益計算書のヘッジ手段としての価値の変動と同じ項目に計上される。

当該有価証券の売却時、満期時又は(公正価値が原価を大幅に又は長期にわたって下回る場合には)減損時に、従来は株主資本に計上されたかかる繰延損益は、損益計算書の「売却可能金融資産による純損益」の項目に計上される。

この区分における確定利付証券による収入は、実効金利法に基づいて計上され、損益計算書の「利息及び類似の収入」の項目に表示される。変動利付証券からの配当金は「売却可能金融資産による純損益」の項目に計上される。

- 日付及び会計基準

上記の2つの区分に分類された有価証券は約定日に計上される。

2.4. 金融資産、融資約定及び保証約定の減損

- 償却原価での金融資産

貸付金及び満期まで保有する金融資産の減損は、貸付承認後又は有価証券購入後に発生した事象に伴う測定可能な評価損につき客観的な証拠がある場合に計上される。

以下の事象に関連する観測可能なデータは、評価損の客観的な証拠となる。

- 少なくとも3ヶ月間の未払金額の存在
- 未払金額について留意されているか否かにかかわらず、結果として確定的な実在のリスクをもたらす取引相手方の重大な財政難の認識又は観測
- 借入人の財政難なしには付与されることのない貸付条件の緩和

減損の金額は、当該資産の簿価と、金融資産の当初の実効金利で割り引かれ、保証金を考慮に入れた回収可能な将来キャッシュ・フローの見積りの現在価値との差額に等しい。かかる減価資産の価格変動は、損益計算書の「リスク費用」の項目に計上される。

資産の減損後、回収可能なキャッシュ・フローの見積りの割引に用いられる当初の実効金利に基づいて計算される、資産の純簿価からの理論的な収益は、損益計算書の「利息及び類似の収入」の項目に計上される。貸付金の減損は別の引当金勘定に計上されるため、資産に計上されるその原価は減少する。

融資約定及び保証約定に関する減損は同様の原則に従い、負債に計上される。

- 売却可能金融資産

CEBでは、主に確定利付証券から構成される「売却可能金融資産」は、購入後の1つ又は複数の事象によって生じる永続的な減損の客観的な証拠がある場合、損益計算書の取引相手方ごとに個別基準で減損される。

これらの有価証券の減損の基準は、償却原価で評価される金融資産の減損に適用される基準に類似している。

確定利付証券の減損は、損益計算書の「リスク費用」の項目に計上され、その後有価証券が回復した場合にかかる費用は戻し入れられる場合がある。

2.5. 発行済負債証券

CEBが発行する有価証券は、当行にその所有者への契約上の支払義務があるとの理由から、負債性商品とみなされる。

発行済負債証券は、最初取引費用を含む発行価格で計上され、その後実効金利法を用いて償却原価で評価される。

IAS第39号の適用において、公正価値でのヘッジ取引の範囲内で、当該発行証券の簿価はヘッジリスクに関する損益に応じて調整される。

2.6. デリバティブ商品

全てのデリバティブ商品は、取引日付で公正価値にて貸借対照表に計上される。末日において、デリバティブ商品はその時価で再評価される。

デリバティブは以下の2つの区分に分類される。

- デリバティブ取引

デリバティブ商品は、ヘッジ商品とみなすことができる場合を除き、当初から取引商品として扱われる。デリバティブ商品は、時価がプラスの場合は貸借対照表の「損益を通じて公正価値で測定する金融資産」の項目に計上され、時価がマイナスの場合は「損益を通じて公正価値で測定する金融負債」の項目に計上される。損益は、損益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」の項目に計上される。

- デリバティブ及びヘッジ会計

特定された金融商品(貸付金、売却可能資産、発行証券、借入金)に関する固定金利付の資産及び負債の金利リスクを主にカバーするために、当行は公正価値でのヘッジを使用する。

金融商品がヘッジ・デリバティブとして適格とされるために、当行は当初の利用からヘッジに関する情報を保持している。かかる情報は指定資産又は負債、ヘッジリスク、使用されたデリバティブ商品の種類並びにヘッジの過去及び将来の有効性評価に使用される評価方法を明確に記している。

ヘッジとして指定されたデリバティブ商品は、ヘッジリスクから生じる価値変動を補うために極めて有効でなければならない。かかる有効性は、ヘッジの最初の利用及びその後のヘッジの全期間を通じて確保されていなければならない。

公正価値によるヘッジ関係の場合、デリバティブは貸借対照表において公正価値で再評価される。一方で、公正価値の変動は損益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」の項目に計上される。これは、予想リスクに関するヘッジ商品の再評価と対称的である。貸借対照表において、認識された資産又は負債に対するヘッジ関係の場合、ヘッジ項目の再評価はヘッジ商品の分類に基づいて計上される。損益計算書に計上された影響は、ヘッジの終局的な非有効性を示している。

ヘッジが中断されるか又は有効性テストを充足することができない場合は、ヘッジ・デリバティブは取引ポートフォリオへ移行され、かかる区分に適用される方針に従って計上される。当初においてヘッジされているとみなされた金利商品の場合、貸借対照表に計上されたかかる商品の再評価額は、その残存期間の実効金利法で償却される。特に早期償還されたために、貸借対照表にヘッジ項目がもはや表示されない場合、かかる金額は直ちに損益計算書に移行される。

2.7. 公正価値評価

金融資産及び金融負債の公正価値は、IFRS第13号により要求される市場価値及び追加的な価値の調整により構成される。

- 時価

「損益を通じて公正価値で測定する金融商品」、「ヘッジ・デリバティブ商品」及び「売却可能金融資産」の区分の金融資産及び金融負債は、その時価で評価及び計上される。時価は、対等取引において知識のある自発的な当事者間において交換され得た資産、又は支払われ得た負債に関する価格に相当する。

時価は、以下のとおり決定される。

- 活発な市場における見積価格の使用

- 以下のような評価手法の利用

- 認識された財務上の仮定に基づく数学的な計算方法

- 活発な市場において取引される商品の価格を利用して、又は活発な市場がない場合には統計的推定若しくはその他の定量法に基づいて決定された価値のパラメーター

一方で、デリバティブ商品(外国為替、金利及び通貨スワップ)は、一般的に承認されたモデル(割引キャッシュ・フロー手法、ブラック・ショールズ・モデル、補間法)に基づいて観測可能なパラメーターを用いて評価される。

- 評価調整

評価調整により、公正価値の範囲内での取引相手方の信用リスク及び当行の信用リスクを統合することができる。

取引相手方のリスクの評価調整(信用評価調整 - CVA)は、取引相手方のうち1社が債務不履行の場合に、当行が取引から全時価を回収し得ないリスクを反映している。

当行の信用リスクの評価調整(自己信用評価修正 - OCA及び債務評価調整 - DVA)は、当行の発行済負債証券及びデリバティブ金融負債の評価額に対するCEBの信用リスクの影響を反映する。

これらの調整は、取引相手方ごとに算出され、債務不履行エクスポージャー、債務不履行確率及び債務不履行の際の回収率に基づいて算出される。

債務不履行時におけるエクスポージャーは、リスク要因のシミュレーションによるリスクへのエクスポージャーを定量化するモデルを用いて見積られる。CVAに関しては、かかるモデルは担保の変動及びその頻度を考慮に入れる。DVAに関しては、CEBの格付が格下げされた場合は相互に担保を有する取引相手方を除き、かかるモデルは担保による保全がされていない取引に関するエクスポージャーを見積る。

CVA及びDVAは、正の評価の場合は「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」の項目に計上され、負の評価の場合は「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」の項目に計上される。損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」に認識される。

2.8. 金利収入及び金利費用

金利収入及び金利費用は、損益計算書において、実効金利法を用いる全ての金融商品に認識される。

実効金利とは、金融商品の予想残存期間を通じて見積られる将来の現金支出又は現金収益を金融資産又は金融負債の純簿価まで正確に割り引く利率である。この計算には、授受された手数料(利息と類似する場合)、取引費用並びに全てのプレミアム及び割引が含まれる。

2.9. リスク費用

信用リスクの観点から、リスク費用には、貸付金及び確定利付証券に関連する減損引当金、融資約定及び一定の保証金に関連する減損、償却済債権の回収を差し引いた回収不能債権の損失が含まれる。銀行業務に特有の訴訟費用もまた、リスク費用に計上される。

3. 固定資産

当行の貸借対照表に計上される固定資産は、有形活動資産及び無形活動資産を含む。

これらの固定資産は、直接関連のある費用を加えた購入価格で計上される。

減価償却は、定額法を用いて当行が予測する資産の予想耐用年数に従って計算され、資産の残存価値は償却基礎価額から差し引かれる。

末日ごとに、固定資産は償却原価(減価償却及び可能性のある減損を差し引いた価格)で評価され、必要があれば、耐用年数の存続期間及び残存価値に関する会計調整が実施される。

- 有形資産

以下は活動施設の「建物」分野の内訳である。全てその耐用年数に従って減価償却される。

- 主要な建物、ファサード及び屋根材⁽¹⁾ -
- 一般設備及び専門設備 10年
- 不動産の定着物及び付属物 10年

注(1) 当行の本部がパリの中心に所在していることを考慮し、その残存価値は「主要な建物、ファサード及び屋根材」に指定されているが、これは減価償却の対象となっていない。

土地は減価償却されない。その他の有形固定資産は、以下の存続期間に従って減価償却される。

- 付属物及び家具 10年
- 車 両 4年
- 事務所及びIT備品 3年

- 無形資産

無形資産(ITソフトウェア)は、以下の存続期間に従って償却される。

- アプリケーションソフトウェア 5年
- システムソフトウェア 3年
- オフィスソフトウェア 1年

4. 退職職員給付金

当行の年金計画は、当行及び職員からの拠出によって資金提供された確定給付型年金計画である。給付金は労働年数及び最終勤務年度の基本報酬の割合に基づいて計算される。

その他の退職給付金計画(医療保険、財務調整及び退職年金)も、同様に確定給付型年金計画である。

これらの計画は、当行側の約定を表し、評価され、引当金が設定されている。IAS第19号に基づき、会計上及び人口統計上の条件を考慮し、これらの約定に関して保険数理計算上の評価が実施される。保険数理計算上の利益は、貸借対照表の「引当金」の項目に「包括利益計算書」の取引相手方ごとに計上される。

これらの約定に関する引当金の額は、予測単位積増方式に従い独立した保険数理人によって決定される。

5. 社会配当金勘定

社会配当金勘定(SDA)は、CEBの目的に適合しかつ管理委員会が指定する適格諸国において実施されるプロジェクトに助成金を提供するために使用される。SDAの運用原則は、2016年11月17日に管理委員会によって承認された決議AC第1589号(2016)により改訂されている。改訂により、当行の加盟国は全て保証制度の対象となることとなった。

SDAにより提供される助成金は、技術支援、金利補助金、保証及び助成金付与の形態とされることがある。

- 金利補助金

金利補助金は、CEBの借入人が負担する利息額を減らすために使用される。金利補助金は、貸付金の各債券につき、当行が適用する金利と借入人が事実上支払う金利との差を補う。

- 保証

CEBが付与する貸付への保証により、当行は、社会的影響は大きいものの、信用リスクが高いプロジェクトへ資金を提供することが可能になる。その金額、トリガー事由及び回収方法は個別の事案ごとに決定される。

- 技術支援

技術支援は、CEBの借入人によるプロジェクトの準備及び遂行を支援するために利用される。そのため、プロジェクトの準備、実行又は監視及び報告、調達管理並びに影響評価のために必要な、事前の実現可能性、実現可能性及び技術の研究、企画及び実施の計画、制度上及び法律上の評価並びにその他の助言サービスのために資金が提供される。

- 助成金付与

助成金付与は、緊急事態の枠組みにおいて行われるか又は加盟国に共通する原因への拠出の形で行われ、他の国際機関と協力して遂行される。

SDAから拠出される助成金は、総裁によって承認される300千ユーロ以下の技術支援の助成金を除き、管理委員会によって承認される。

SDAは、当行の年間利益の配分時に支払われる社会的性格の配当を通じて、当行の加盟国からの拠出金によって主に資金提供されている。

6. 関連当事者

IAS第24号に関して、当行はいかなる機関の子会社でもない。財務書類は関連当事者との関係によって影響を受けるものではない。

当行の議長及び任命職員に関連する情報については、下記7.の項に記載されている。

7. 議長及び任命職員への報酬

CEBの定款では、当行の組織、運営及び監督は下記の機関に分掌されている。

- 理事会
- 管理委員会
- 総裁
- 監査委員会

理事会及び管理委員会は、それぞれ1名の議長及び各加盟国が任命した1名の代表から構成されている。副議長は各機関の構成員から選任される。理事会の議長及び管理委員会の議長は理事会によって任期3年で選任され、その任期は1度更新することができる。議長及び副議長の年間報酬は、在任期間中は管理委員会によって固定されている。

総裁は理事会で任命され、任期は5年であるが1回は再任されることができる。総裁は、1名以上の副総裁に補助される。かかる副総裁は、管理委員会からの意見に従って、理事会の委員との協議を経て、総裁の提案に基づいて理事会によって任命され、任期は5年であるが1回は再任されることができる。その報酬は、当行の年間予算の承認範囲内で管理委員会によって固定されている。

CEBの在任の議長及び任命職員の報酬総額は以下のとおり要約される。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
職員報酬		
理事会議長 ⁽¹⁾	2	
管理委員会議長 ⁽²⁾	26	45
理事会副議長	6	6
管理委員会副議長 ⁽³⁾	6	6
報酬		
総裁 ウェンツェル(Wenzel)	362	356
副総裁 モンティチェッリ(Monticelli)	276	271
副総裁 サンチェス-ジェブラ・アロンソ(Sánchez-Yebra Alonso) ⁽⁴⁾	276	10
副総裁 ルイス - リジェロ(Ruiz-Ligero) ⁽⁵⁾		261

注(1) 理事会議長は、2017年12月17日に満了となった1期目の任期に係る報酬を放棄した。2017年12月18日に開始した2期目の任期について、同議長は、45,000ユーロの固定年間報酬を按分して受領することを確認した。

(2) 2017年1月1日に在任していた管理委員会議長の任期は、2017年6月27日に満了となった。同議長の後任者は、2017年12月1日に就任した。

(3) 月額500ユーロの報酬が支払われる。2017年1月1日に在任していた理事会副議長の任期は、2017年8月31日に満了となった。同副議長の後任者は、2017年9月29日に就任した。

(4) 副総裁のサンチェス-ジェブラ・アロンソ氏の任期は、2016年12月18日に始まった。

(5) 副総裁のルイス - リジェロ氏の任期は、2016年12月17日に満了となった。

CEBの議長及び任命職員はストック・オプション又はその他の種類の賞与を受領しない。
総裁及び副総裁は、医療保険及び社会保険並びにCEBの年金計画に加入している。

8. 課 税

欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定に対する第三議定書は、当行の資産、収入及びその他の財産は全ての直接税から免除されると規定している。

注B：金融リスク

リスク管理の主要な目的は、当行の長期的な財政の持続性及び業務の弾力性を確保し、さらにはCEBがその社会的使命を遂行できるようにすることである。そのため、当行は業務分野全体で健全かつ慎重なリスク文化を促進することにより、国際的にも最良の銀行慣行の実践を目指している。

本注記は、当行が通常の事業過程において直面する主な金融リスク、すなわち信用リスク、市場リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクに対する当行のエクスポージャーに関する情報を提供している。また、本注記は、かかるリスクの特定、評価、監視、報告、緩和及び統制するための適切なツールをCEBにもたらず目的、方針、手続、制限及び統制に関する情報も提供している。

当行は、加盟国の規制には服さないものの、銀行規制に係る欧州連合指令及びバーゼル銀行監督委員会の勧告をリスク管理の枠組みの基準として考慮している。

CEBは、銀行の最良慣行に沿う監視手続を含むリスク及び統制政策を定期的に見直している。

- リスク選好度

当行は、リスク選好度を、当行の開発計画に記載されている戦略的目標の達成のために当行がそのリスク許容範囲内において負う意思のあるリスクの総体的なレベル及び種類と定義する。

CEBのマンドートを履行するための鍵となる手段は、有利な利率で資金を融資することであり、そのためには資本市場において競争力のある利率で資金を調達することが必要となる。この目的のため、特に強固な信用リスク特性の保持が最も重要となる。

CEBの財務及びリスク特性は、量的及び質的な主要指標並びに健全性に関する枠組みに基づく制限から示されるリスク選好度によって決まる(4.を参照のこと。)

当行は、そのリスク管理について堅実な方法を採用しており、これにより当行の長期にわたる財政の持続可能性の確保に対するリスクが軽減される。当行は、オンバランスシート及びオフバランスシート両方の取引に起因してCEBの事業から生じる全てのリスクを認識、査定、監視、報告、緩和及び統制するための包括的なリスク管理枠組みを開発、導入した。

- リスク体制

リスク及び統制局(R&C)は、CEB内部におけるリスク管理の枠組みの実行について責任を負っており、他の運営局及び事業局から独立し、総裁に対して直接報告を行う。R&C局内部の部署は、特定のリスク分野(信用リスク、オペレーショナルリスク、金融取引、デリバティブ及び担保管理)に特化している。

財務総局の資産及び負債管理局(ALM)は、当行に生じた市場リスク管理(金利及び為替)及び流動性リスクについて責任を負う。

- 意思決定委員会

当行は、各分野でリスク管理方針の設定及び監視について責任を負う異なる意思決定委員会を設置している。総裁はこれら全ての委員会の議長を務める。

- 定例信用リスク委員会(定例CRC)は、週に1度開催され、内部信用リスクの分析と勧告に基づき、貸付及び資金エクスポージャーに関する与信決議を行う。また、特別CRCは、拡張された委員会において特定の問題に関する議題を取り扱うために1ヶ月に1度開催される。

- 資産及び負債委員会(ALCO)は、貸借対照表全体を通じた金利、為替及び流動性リスクの将来的な予測に基づき、戦略的な志向及び意向を形成するために1ヶ月に1度開催される。加えて、四半期に1度は「特別ALCO」が、ALM及び資金調達に関する課題に対処する。

- また、資本市場に関する情報は、週に1度の総括経営委員会に提供される。

- オペレーショナルリスク及び組織委員会(CORO)は、CEBのオペレーショナルリスクに関する課題を半年に1度検討し、これらのリスクを軽減、監視及び規制するための十分な方法が採られていることを確認する。
- IT運営委員会は、情報システムの問題を見直し、業務の回復性及び事業の継続性を確保するために適切な措置を講じる。さらに、IT関連の決定が事業の利害関係及び優先事項と適切に合致することを十分に確保するために、ITのガバナンス機関は、副総裁が委員長を務めるITプロジェクト委員会の設立により2015年に強化され、これにより、定期会合を通じて、事業要件を予測し、ITに関する共有ビジョンを発展させることが可能となった。

- 統制機関

内部監査(IA)は、CEBの内部統制システムにおける、常設の独立した機能である。IAの目的は、総裁及びCEBの統制機関に対し、事業及び運營業務が効率的に行われ、管理されていることについて独自のかつ客観的な保証を提供することである。IAは、CEBの活動が、既存の政策、手続及びベストプラクティスとの適合性のもと行われているかを検査し、またそれらに関連するリスクの評価を行っている。さらに、CEBの運営に関して、将来的な改善の提案も行う。

最高コンプライアンス責任者事務局(OCCO)は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与並びに脱税のリスク並びに誠実性、汚職問題及び詐欺問題への対処を課せられている組織単位である。OCCOの任務は、金融リスク及びレピュテーションリスクから当行を保護すること、企業倫理規範を促進すること並びにCEBのコンプライアンスリスクの効率的な管理について自主的に貢献することである。OCCOの主な活動は、運営及び取引相手方に対する誠実性のデュー・ディリジェンスによるチェックの実施、当行の金融及びローン事業における誠実性の保護並びに当行の基準及び方針に対する違反により生じるリスクからの職員及び合議制組織の誠実性及び義務論の保護である。また、OCCOは、調達方法の選択手続が内部規則に沿っていることの確認を行う。

コンプライアンス・ユニットの最高情報セキュリティー責任者(CISO)は、CEBの情報資産及び技術が適切に保護されていることを確保する。CISOは、セキュリティーポリシーの設定、セキュリティーの枠組みの設計、並びにCEB全体の情報及び情報技術(IT)リスク軽減のための手続の特定、開発、導入及び維持に関して責任を負う。CISOは、事故への対応、適切な基準及び統制の設定、セキュリティー技術の管理、セキュリティーに対する認識の向上、並びに情報セキュリティーポリシー及び手続が適用されていることの確認を行う。

監査委員会は、理事会によって加盟国から交代で選任される任期3年の代表者3名(退任者はアドバイザーとして引き続き任期1年で留任する。)で構成される。監査委員会は、当行の収支決算を検査し、その正確性を確認する。監査委員会の報告書は、その抜粋が財務書類に添付される他、毎年財務書類が承認のため提出される際に、当行の監督機関に提出される。

外部監査人は、監査委員会の意見及び管理委員会の推薦に基づき、入札手続の後に、理事会により任期4年で任命され、また任期は3年に1度更新することができる。外部監査人は、当行の財務書類のIFAC専門監査基準に従った監査並びに内部統制及びリスク管理のプロセスの審査を行う責任を負う。外部監査人は、意見報告書を含む多岐に亘る報告書を起草する。

さらに、当行はフィッチ・レーティングス、ムーディーズ及びスタンダード・アンド・プアーズの3つの国際的な格付機関による評価を受ける。これらの格付機関は毎年、格付付与に従って、当行の財務状況及び長期的な信頼性を詳細に分析する。

- リスク管理に関する内部報告及び外部報告

リスク及び統制局は週に1度、融資活動及び財務活動に関する信用リスクについて、定例信用リスク委員会に対して報告する。

1ヶ月ごとに、財務総局は、市場リスク、すなわち金利リスク、通貨リスク及び流動性ポジションについて、資産及び負債委員会に報告する。

管理委員会及び理事会に提示される四半期リスク管理報告書は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクといった主なリスクに対するCEBのエクスポージャー及び内部で定義される健全性の枠組みの遵守について株主に情報を提供する。

リスク管理の外部報告に関しては、当行は格付機関に対してその毎年の評価のために広範な情報を提供する。また、米国証券取引委員会に提出された発行登録書との関係で、18-K様式により作成されたCEBの年次報告書にも、当行のリスク管理の情報が含まれている。

最終的に、CEBの総裁年次財務報告書には、当行において実施されているリスク管理のプロセス及び実施について公平な見解が示されており、そのリスクのエクスポージャーについての詳細なデータが提供されている。

1. 信用リスク

- 評価過程の概要

信用リスクは、銀行借入人又は取引相手方が合意した条件に従ってその義務を履行しないことにより生じる潜在的な損失と定義される。当行は、借入人及び財務上の取引相手方が契約上の義務について債務不履行となる可能性があるか、又は当行の投資の価値が損なわれる可能性があるため、融資活動及び財務活動の両方において信用リスクにさらされている。また、当行の資本又は貸倒損失に係る引当金に対して悪影響を及ぼす可能性がある格付の引下げにより、信用リスクが生じることがある。決済リスク及び未決済リスクもまた、信用リスクに含まれる。同様に、担保リスクも信用リスクの一部とされる(担保は、本質的には信用リスクを軽減させる手段である。)。概して、信用リスクは、融資先又は取引の信用エクスポージャーの値と信用の質の関数である。

- 信用リスクの特定及び評価

信用リスク管理は、当行のバランスシート及びオフバランスシート上の事業における当行の融資及び資金運用活動から生じる全ての商品及び活動に内在する全ての信用リスクの潜在的な要因を特定する。当行は、新たな商品及び活動が導入又は実施される前に、これらに係るリスクが適切なリスク管理の統制に服することを確認する。信用リスクは、格付の引下げ、支払義務に係る(クロス)デフォルトの形で発生するか、又は取引の決済手続に際して発生する可能性がある。

信用リスクは、リスク原則に従って信用が構築されていることの確保のために適切な内部管理を実施し、また借入人又は仲介者との関係による影響を受けることなく独立した判断を下すことができるよう、融資又は財務の担当者から独立して、信用リスク管理局(CRD)(リスク及び統制局)によって評価される。信用エクスポージャーは、毎日測定、監視及び統制される。制限の違反(もしあれば)は、上級管理職に報告される。

内部信用格付は、当行の独立した内部の信用リスク評価の結果を示すものである。内部信用格付は、支払義務を全額、また適時に履行することに係る借入人の能力及び意思に関する意見である。かかる内部信用格付は、通常、リスク要因の質的及び量的な評価並びに最終的に不履行の原因となる可能性のある潜在的なシナリオに基づく。内部信用格付は、財務総局並びに貸付及び社会開発局の全ての取引相手方に対して指定される。当行は、当行が負う潜在的なリスクを適切に理解していることを確認しつつ、特定の取引、商品又は取引相手方に関して外部格付を利用することができる。当行の事業から発生する信用リスク

を監視するために定められた限度は、定期的に検討される。内部格付の方法は、随時検討され、調整される。内部格付は、国際格付機関の格付の等級に従って格付けされ、そのため、各内部格付の等級は、以下の表に記載される格付の等級に対応する。

格付一覧表

投資適格格付			投資適格格付未満		
CEB 内部格付	長期		CEB 内部格付	長期	
	ムーディーズ	S&P / フィッチ		ムーディーズ	S&P / フィッチ
10	Aaa	AAA	5	Ba1	BB+
9.5	Aa1	AA+	4.5	Ba2	BB
9	Aa2	AA	4	Ba3	BB
8.5	Aa3	AA	3.5	B1	B+
8	A1	A+	3	B2	B
7.5	A2	A	2.5	B3	B
7	A3	A	2	Caa1	CCC+
6.5	Baa1	BBB+	1.5	Caa2	CCC
6	Baa2	BBB	1	Caa3	CCC
5.5	Baa3	BBB	0.5	Ca	CC
			0.25	Ca	C
			0	C	C

- 信用リスクの軽減

CEBは、取引残存期間中の信用リスク又は信用リスクの悪化を管理するため、信用リスクの軽減(CRM)手法を積極的に活用している。信用リスクの軽減手法としては、保証又は担保又は契約上の保護(契約上のコベナンツ)がある。

新規取引に関する信用リスクの軽減手法は、CRDによって提案され、定例信用リスク委員会の承認に服する。既存取引に関する信用リスクの軽減手法は、取引相手方に係る年次精査において定例信用リスク委員会に提示される。

新規プロジェクトに関する信用リスクは、評価手続において評価され、関連する内部委員会からの承認を必要とする。全てのプロジェクトは、管理委員会からの承認を得るために同委員会へ提出される。

管理委員会は、当行の財務及びリスク方針を通じて、財務活動の全体的な枠組みを設定する。この枠組み内で、財務取引は、GRDにより評価され、承認のため定例信用リスク委員会に提出される。

最後に、大口エクスポージャー及び集中に関する制限も決定され、定例信用リスク委員会に報告される。

- 信用リスク・エクスポージャーの概要

以下の表は、2017年12月31日現在及び2016年12月31日現在における、当行の貸付及び社会開発局(貸付及び融資約定)並びに財務総局(預金、有価証券及びデリバティブ)の両方に対する信用リスク・エクスポージャーを示している。

(単位：百万ユーロ)

2017年	2016年
-------	-------

	AAA/AA	A/BBB	BIG	合計	AAA/AA	A/BBB	BIG	合計
貸付	1,915	9,094	2,784	13,792	1,936	8,803	2,976	13,715
融資約定	1,150	2,568	1,043	4,761	1,090	2,184	899	4,172
預金	902	1,702		2,605	1,174	1,905		3,079
有価証券	3,779	1,787		5,566	3,789	1,925		5,714
スワップ-アドオン	118	183		300	234	229		463
外国為替	5			5		10		10
スワップ担保- 正味現在価値を カバーしない	11			11	9			9
合計	7,879	15,334	3,827	27,040	8,231	15,056	3,875	27,163

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 貸付及び融資約定は、CRM後に報告される。
- ・ 貸付、預金及び有価証券は、額面価格で、未収利息を除き、報告される。
- ・ 2016年度の融資約定は回収された(AAA/AA:1,090百万ユーロ、A/BBB:2,071百万ユーロ、BIG:891百万ユーロ、合計:4,052百万ユーロ)。
- ・ 2016年度の預金は回収された(AAA/AA:1,178百万ユーロ、A/BBB:1,905百万ユーロ、合計:3,083百万ユーロ)。
- ・ 2016年度のスワップ担保-正味現在価値をカバーしないは、回収された(AAA/AA:498百万ユーロ、A/BBB:939百万ユーロ、合計:1,438百万ユーロ)。

貸付及び社会開発局の活動

- 貸付事業

貸付事業における信用リスクは、主に銀行借入人又は取引の相手方による契約上の義務の不履行又は格付の引下げから生じる。

- 貸付ポートフォリオ

2017年12月31日現在、貸付残高は2016年度末と比較して0.6%増加し(77百万ユーロのプラス)、13.8十億ユーロとなった。2017年度において、2016年度の場合と同じく、不払いは記録されていない。

以下の表は、貸付ポートフォリオの取引相手方の格付及び属性別のリスク特性である。

(単位:百万ユーロ)

	2017年				2016年			
	AAA/AA	A/BBB	BIG	合計	AAA/AA	A/BBB	BIG	合計
ソブリン、国有 金融機関及びIFIs	270	4,089	2,602	6,961	535	3,965	2,755	7,255
準ソブリンの団体 及び金融機関	1,479	1,876	14	3,369	1,278	1,713	48	3,040
その他金融機関	106	3,129	23	3,257	82	3,113	26	3,221
非金融機関	60		145	205	40	12	146	199
合計	1,915	9,094	2,784	13,792	1,936	8,803	2,976	13,715

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、CRM後に報告された貸付

貸付ポートフォリオの大部分について、信用補完(担保及び保証)により、信用リスクの質が高まっている。2017年度末現在、当行は、その貸付ポートフォリオに関して、6.2十億ユーロの保証及び0.5十億ユーロの担保を保有している。

貸付残高のリスクの分析結果に対する信用補完の影響は以下に示される。

(単位:百万ユーロ)

	2017年		2016年	
	補完前	補完後	補完前	補完後

	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
AAA/AA	1,257	9%	1,915	14%	1,119	8%	1,936	14%
A/BBB	7,906	57%	9,094	66%	8,177	60%	8,803	64%
BIG	4,629	34%	2,784	20%	4,418	32%	2,976	22%
合 計	13,792	100%	13,792	100%	13,715	100%	13,715	100%

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された貸付

2017年12月31日現在、投資適格に格付されたCRM後の貸付残高は、貸付ポートフォリオ合計の79.8%であった(2016年度末は78.3%)。国際格付機関による格付を付与されていない取引相手方に対する貸付残高は、ポートフォリオ合計に対してCRM前は4.0十億ユーロ又は29.2%、CRM後は853百万ユーロ又は6.2%であり、内部格付は、3.0から9.0の範囲に及ぶ。外部格付を付与されていない取引相手方に対する貸付残高は、CRM前は58.6%が(内部格付により)投資適格に格付され、CRM後は94.8%が(内部格付により)投資適格に格付された。

[次へ](#)

以下の表は、残存期間別の貸付残高の内訳を示している。

満期	2017年		2016年	
	金額	%	金額	%
1年以下	1,858	13%	2,133	15%
1年超5年以下	7,087	51%	6,583	48%
5年超10年以下	3,070	22%	3,204	23%
10年超20年以下	1,702	12%	1,723	13%
20年超	75	1%	72	1%
合計	13,792	100%	13,715	100%

・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された貸付

以下の表は、格付別及び国別の貸付残高(CRM後)の内訳を示している(ソブリン格付(のみ)ではなく、取引相手方の格付を反映している)。

対象国	2017年				2016年			
	AAA/AA	A/BBB	BIG	合計	AAA/AA	A/BBB	BIG	合計
	ポーランド		1,593		1,593		1,588	
トルコ			1,358	1,358			1,338	1,338
ルーマニア		679		679		764		764
ハンガリー		669		669		868		868
キプロス			521	521			548	548
スロバキア共和国		460		460		394		394
クロアチア			338	338			338	338
チェコ共和国		209		209		219		219
リトアニア		188		188		164	1	166
ブルガリア		173		173		73		73
セルビア			96	96			68	68
アルバニア			96	96			98	98
「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」			89	89			71	71
スロベニア		27	23	50		35	25	60
ボスニア・ヘルツェゴビナ			49	49			41	41
モルドバ共和国			29	29			27	27
モンテネグロ			21	21			18	18
ラトビア		19		19		35		35
エストニア		14		14		17		17
マルタ		8		8		18		18
小計		4,038	2,618	6,656		4,175	2,573	6,748
非対象国								
スペイン		2,017	14	2,031		1,889	18	1,908
フランス	308	1,453	38	1,799	503	1,251		1,754
ベルギー	294	710		1,004	346	741	30	1,117
ドイツ	768	18		786	535	14		549
フィンランド	280	58		338	258	29		287
イタリア		327		327		349		349
ポルトガル		215	6	221			209	209
アイルランド		209		209		184		184
オランダ	161			161	62			62
アイスランド		11	107	118		9	146	155
スウェーデン	56			56	56			56
デンマーク	47			47	160			160
オーストリア ⁽¹⁾		38		38		162		162
超国家	1			1	16			16
小計	1,915	5,056	165	7,136	1,936	4,628	404	6,967

合 計	1,915	9,094	2,784	13,792	1,936	8,803	2,976	13,715
-----	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	--------

- ・ 額面価格で、未収利息を除き、CRM後に報告された貸付
- ・ バーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付

注(1) CEBの非加盟国：CEBの加盟国において実施予定だが、オーストリアの取引相手方によって保証される予定の事業

[次へ](#)

- 事業の残存高/融資約定

事業の残存高には、管理委員会が承認し、かつ未融資の全ての事業が含まれる。融資約定は、融資を要する事業で、そのための枠組融資契約が締結されている。事業の残存高は、2017年12月31日現在7.0十億ユーロ(2016年12月31日は5.7十億ユーロ)となり、82.8%(2016年12月31日は78.7%)は、投資適格に格付された。

(単位：百万ユーロ)

	2017年				2016年			
	AAA/AA	A/BBB	BIG	合計	AAA	AA	BIG	合計
事業の残存高	1,717	4,066	1,198	6,981	1,576	2,871	1,204	5,651
融資約定	1,150	2,568	1,043	4,761	1,090	2,184	899	4,172

- ・ バーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 将来のCRMを考慮して報告された融資約定

融資約定は、2017年12月31日現在4.8十億ユーロ(2016年12月31日は4.2十億ユーロ)となった。2017年12月31日現在、融資約定のうち78.1%が投資適格に格付された(2016年12月31日は78.5%)。

以下の表は、CEBの加盟国内の取引相手方ごとの、信用格付別のCRM後の融資約定の内訳である(ソブリン格付(のみ)ではなく、取引相手方の格付を反映している。)

(単位：百万ユーロ)

	2017年				2016年			
	AAA/AA	A/BBB	BIG	合計	AAA/AA	A/BBB	BIG	合計
対象国								
ポーランド		487		487		411		411
トルコ			370	370			179	179
ルーマニア		298		298		319		319
スロバキア共和国		219		219		205		205
ブルガリア		200		200		105		105
「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」			143	143			164	164
キプロス			133	133			156	156
クロアチア			95	95			34	34
セルビア			81	81			118	118
チェコ共和国		75		75		85		85
リトアニア		65		65		60		60
ボスニア・ヘルツェゴビナ			57	57			67	67
ラトビア		50		50				
モルドバ共和国			40	40			43	43
アルバニア			34	34			43	43
ハンガリー		30		30		87		87
モンテネグロ			16	16			11	11
ジョージア			14	14				
小計		1,424	983	2,407		1,271	815	2,086
非対象国								
ドイツ	564	12		576	625	10		635
フランス	165	298	60	523	345	236		581
スペイン		315		315		129		129
アイルランド		255		255		285		285
オランダ	200			200				
スウェーデン	160			160				
ポルトガル		159		159			84	84
ベルギー		100		100		148		148

フィンランド	60		60	120	30		150
アイスランド		5	5				
超国家	1		1				
イタリア					75		75
小計	1,150	1,143	60	2,354	1,090	912	2,086
合計	1,150	2,568	1,043	4,761	1,090	2,184	4,172

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 将来のCRMを考慮して報告された融資約定

財務総局の活動

- 資金運用事業

資金運用事業に係る信用リスクは、主に、預金、有価証券への投資及びヘッジ目的でのデリバティブ取引の開始により生じる。

- 預金

財務・金融ポートフォリオは、「ノストロ」勘定、1年以下の銀行預金、デリバティブの担保として受領した現金及び(リバース)買戻条件付売却(レポ)取引等の短期のものから構成される。レポ取引は、全ての要求通貨の日々のキャッシュ・フロー管理を目的としている。適格な取引相手方は、3ヶ月以下の投資については最低限6.5(BBB+)、また3ヶ月超1年以下の投資については最低限7.0(A-)の内部格付を有していなければならない。

以下の表は、預金の種類別及び信用格付別の内訳である。

	2017年					2016年				
	AAA	AA	A	BBB	合計	AAA	AA	A	BBB	合計
ノストロ	361	80	104	8	554	484	66	104	2	655
金融市場		461	1,260	330	2,051		624	1,650	149	2,423
合計	361	541	1,364	338	2,605	484	690	1,754	151	3,079

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された預金

以下の表は、金融市場の満期別及び信用格付別の内訳である。

	2017年					2016年				
	AAA	AA	A	BBB	合計	AAA	AA	A	BBB	合計
1ヶ月以下		101	75	330	506		258		99	358
1ヶ月超3ヶ月以下		40	680		720		166	400	50	616
3ヶ月超6ヶ月以下		320	505		825		200	1,175		1,375
1年以下								75		75
合計		461	1,260	330	2,051		624	1,650	149	2,423

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された預金

- 有価証券ポートフォリオ

当行は、3つの有価証券ポートフォリオとして、短期流動性ポートフォリオ(最長満期1年の短期有価証券)、中期流動性ポートフォリオ(1年超最長15年の満期)及び長期ポートフォリオ(1年超最長30年の満期)を管理している。適格な取引相手方は、最長満期3ヶ月のものについては、ソブリンは最低6.0(BBB)及び

金融機関は最低6.5(BBB+)の内部格付、満期が3ヶ月超2年以下の投資(ソブリン、準ソブリン、機関、超国家及び金融機関により発行された債券)については最低7.0(A-)の格付並びに2年超の投資については、最低8.0(A+)の格付を有していなければならない。

以下の表は、有価証券ポートフォリオをポートフォリオ別並びに満期別及び格付別に示している。

	(単位：百万ユーロ)					(単位：百万ユーロ)					
	2017年					2017年					
	AAA	AA	A	BBB	合計	AAA	AA	A	BBB	合計	
長期ポートフォリオ	679	1,294		90	2,063	1年以下	25	231	1,385	220	1,861
中期ポートフォリオ	412	1,311	46	47	1,815	1年超 2年以下	139	229			368
短期ポートフォリオ		83	1,385	220	1,688	2年超 5年以下	258	638	46	97	1,038
						5年超	669	1,591		40	2,299
合計	1,091	2,688	1,431	357	5,566	合計	1,091	2,688	1,431	357	5,566

- ・ バーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で報告され、未収利息を除く、有価証券

以下の表は、有価証券ポートフォリオを(取引相手方の)国別及び信用格付別の内訳を示している。

	(単位：百万ユーロ)					(単位：百万ユーロ)				
	2017年					2016年				
	AAA	AA	A	BBB	合計	AAA	AA	A	BBB	合計
加盟国										
フランス		1,745	792		2,537		1,675	653		2,327
オランダ	259	193	34		486	259	305			564
ドイツ	154	240	25		418	154	251			404
ベルギー		10	310		320		10	219		229
スペイン				207	207				221	221
イタリア				150	150				409	409
フィンランド		76			76		76			76
ノルウェー	69				69	72				72
チェコ共和国			46		46					46
ルクセンブルク	42				42	42				42
スイス			25		25			424		424
スウェーデン		8			8		8			8
小計	524	2,271	1,232	357	4,384	527	2,323	1,295	630	4,776
超国家	566	179			746	568	106			674
小計	566	179			746	568	106			674
ヨーロッパ										
英国			199		199		49			49
オーストリア		88			88		89			89
小計		88	199		287		138			138
その他										
オーストラリア		62			62		62			62
カナダ		50			50		65			65
ニュージーランド		38			38					38
小計		150			150		127			127
合計	1,091	2,688	1,431	357	5,566	1,095	2,694	1,295	630	5,714

- ・ バーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で報告され、未収利息を除く、有価証券

- デリバティブ

CEBIは、その貸付、投資及び資金調達取引に関する市場リスクをヘッジするために、金利スワップ(IRS)及び通貨金利スワップ(CIRS)を使用する。

デリバティブ取引には、定例信用リスク委員会による発行体である取引相手方の信用度の事前承認並びに取引相手方との間でのISDAマスターアグリーメント及びCSA(クレジット・サポート・アネックス)担保契約の締結が必要とされる。スワップ取引の取引相手方は、新規スワップ取引の開始日において最低6.5(BBB+)の格付を必要とする。現金又は負債性証券は、適格な担保となる。適格負債証券の担保として受領されるためには、当該債券の格付は最低7.0(A-)でなければならない。スワップ取引は全て正味現在価値で評価されており、取引相手方ごとのポジションの監視が毎日行われているため、毎日から月に3回までのCSAのマージン・コール・オプションに従って、追加担保を要求することができる。CEBIは、そのスワップ関連の枠組みにおいて、関係する全てのデリバティブの取引相手方とCSA担保契約を締結した。

2017年12月31日現在、デリバティブの信用リスク・エクスポージャーには、300百万ユーロ(2016年度は463百万ユーロ)のスワップ(アドオン)及び11百万ユーロ(2016年度は9百万ユーロ)の信用補完を受けたカバーされていないINPV(正味現在価値)が含まれている。2017年度末、当行は、担保として現金(81%)並びに国債(フランス国債及び米国国債)(19%)の434百万ユーロを受領した。

以下の表は、スワップ金額の種類別及び満期別の内訳である。

(単位：百万ユーロ)

	2017年					2016年				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
合計(a)	4,655	12,977	5,943	2,763	26,338	3,977	14,065	6,390	2,445	26,877
通貨スワップ	2,938	7,033	706	292	10,969	3,014	8,365	719	379	12,477
金利スワップ	1,718	5,944	5,237	2,470	15,368	963	5,699	5,672	2,065	14,400
このうち担保付(b)	4,655	12,977	5,943	2,763	26,338	3,977	14,065	6,390	2,445	26,877
(b)/(a)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

- 集約 - 大口エクスポージャー

集約リスクは、特定の国若しくは債務者又は特定の種類の商品若しくは個別の取引に対する配分が、ポートフォリオに占める割合に対して高すぎることから生じる。大口エクスポージャーとは、単一の取引相手方又は関連する取引相手方のグループに対する全体的なエクスポージャー(貸付、有価証券、預金及びデリバティブ)で、健全性株主資本(払込済資本金、準備金及び純利益)の10%を超過しているものである。2017年12月31日現在の健全性株主資本は、合計3.0十億ユーロである。

CEBIは、バーゼル委員会の勧告及び欧州連合指令の基準に沿って、単一の取引相手方又は関連する取引相手方のグループに対するエクスポージャーが健全性株主資本の25%の上限を超えることがなく、また大口エクスポージャーの累計が健全性株主資本の800%を超えることがないように努めている。ソブリン・エクスポージャーは、大口エクスポージャーからは除外され、情報提供のみを目的として示される。

2017年12月31日現在、エクスポージャーが健全性株主資本の10%、すなわち298百万ユーロを超える13の取引相手方又は取引相手方のグループが存在しているため、これらは大口エクスポージャーであるとみなされている(2016年度は15の取引相手方)。しかしながら、2016年度と同様、いずれの取引相手方又は関連する取引相手方のグループもCEBの健全性株主資本の25%の上限を超えていない。2017年12月31日現在、これらの取引相手方に対する貸付残高合計は5.7十億ユーロに達しており、CEBの健全性株主資本の190%に相当するが、上限である800%を大幅に下回っている(2016年度は6.5十億ユーロ、すなわち227%)。

エクスポージャーをリスクで加重した場合、3つの取引相手方又は取引相手方のグループが、合計1十億ユーロで10%の健全性株主資本の上限を超過した(2016年度は3つの取引相手方及び937百万ユーロ)。

(単位：百万ユーロ)

取引相手方	2017年				
	貸付(a)	財務活動(b)	エクスポージャー 合計(a)+(b)	リスク加重資産	株主資本のエクスポージャー %
ソシエテ・ジェネラル (SOCIETE GENERALE)	589	80	669	421	22%
BPCE	341	228	569	309	19%
BNPパリバ (BNP PARIBAS)	51	483	535	267	18%
ワロン地方 クレディ・アグリコルSA (CREDIT AGRICOLE S.A.)	510	31	506	102	17%
フランス相互信用連合銀行 (BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL)		399	399	199	13%
ブランデンブルグ州 HSBCバンクPLC (HSBC BANK PLC)	390		390	77	13%
欧州投資銀行 (EUROPEAN INVESTMENT BANK)		366	366		12%
コーペラティブ・ラボバンクUA (COOPERATIVE RABOBANK UA)	50	312	362	82	12%
ロイズ・バンクPLC (LLOYDS BANK PLC.)		350	350	175	12%
総合貯蓄銀行 (POWISZECHNA KASA OSZCZEDNOSCI BANK)	307		307	179	10%
KBCバンク(SA) NV (KBC BANK (SA) NV)	164	140	304	207	10%
合 計	2,876	2,777	5,653	2,323	

(単位：百万ユーロ)

取引相手方	2016年					株主資本のエクスポージャー %
	貸付(a)	財務活動(b)	エクスポージャー 合計(a)+(b)	リスク加重資産		
BPCE	409	229	639	319		22%
クレディ・アグリコルSA	556	69	625	313		22%
ソシエテ・ジェネラル	454	157	611	305		21%
ワロン地方	520		520	104		18%
BNPパリバ	32	476	508	254		18%
クレディ・スイスAG (CREDIT SUISSE AG)		432	432	216		15%
ロイズ・バンクPLC		425	425	213		15%
HSBCバンクPLC		389	389	78		14%
欧州投資銀行		370	370			13%
スタンダードチャータード銀行 (STANDARD CHARTERED BANK)		350	350	175		12%
KBCバンク(SA) NV	211	129	340	170		12%
総合貯蓄銀行	337		337	169		12%
コーペラティブ・ラボバンクUA		335	335	67		12%
ユニクレディトS.P.A (UNICREDIT S.P.A.)	321		321	161		11%
フランダース地方	308		308			11%
合 計	3,149	3,362	6,512	2,543		

- ・ 額面価格で、未収利息を除き、CRM後(担保を付さない。)に報告された貸付
- ・ 「財務活動」には、有価証券、金融市場、ノストロ、NPV及びスワップ(アドオン)が含まれる。

- CEBの公的部門に対するエクスポージャー(1)

下表は、公的部門の取引相手方に対するエクスポージャーの種類別(貸付金、有価証券)の内訳を示したものである。

(単位：百万ユーロ)

	2017年			2016年		
	貸付金	有価証券	合計	貸付金	有価証券	合計
EU加盟国						
フランス	417	1,725	2,142	463	1,555	2,017
スペイン	1,445	207	1,652	1,432	221	1,654
ベルギー	850	10	860	906	10	916
ドイツ	768	393	1,161	530	262	792
キプロス	521		521	548		548
ポルトガル	221		221	209		209
フィンランド	282	76	358	210	76	286
イタリア	164	150	314	158	409	567
リトアニア	188		188	164		164
アイルランド	209		209	184		184
スロバキア共和国	406		406	368		368
オーストリア(2)		88	88		89	89
ルクセンブルク		42	42		42	42
スロベニア	27		27	35		35
マルタ	8		8	18		18
ラトビア	19		19	23		23
エストニア	14		14	17		17
オランダ	111	259	371	62		62
ユーロ圏小計(a)	5,649	2,950	8,599	5,326	2,663	7,989
その他						
ポーランド	954		954	1,004		1,004
ハンガリー	669		669	868		868
ルーマニア	679		679	764		764
クロアチア	338		338	338		338
デンマーク	47		47	160		160
スウェーデン	56	8	64	56	8	64
チェコ共和国	17	46	63	22		22
ブルガリア	173		173	73		73
その他小計(b)	2,933	54	2,986	3,284	8	3,292
EU加盟国合計(a)+(b)	8,582	3,004	11,585	8,610	2,671	11,281
非EU加盟国						
トルコ	1,358		1,358	1,338		1,338
アルバニア	96		96	98		98
セルビア	96		96	68		68
「マケドニア旧ユーゴスラ ビア共和国」	89		89	71		71
ボスニア・ヘルツェゴビナ	49		49	41		41
ニュージーランド		38	38			
モルドバ共和国	29		29	27		27
モンテネグロ	21		21	18		18
アイスランド	11		11	9		9
非EU加盟国小計(c)	1,748	38	1,785	1,669		1,669
超国家機関	1	746	747	16	674	689
超国家機関小計(d)	1	746	747	16	674	689
合計(a)+(b)+(c)+(d)	10,330	3,787	14,117	10,295	3,345	13,640

- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された貸付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された有価証券

注(1) 公的部門には、国家、地域及び地方政府、政府系金融機関、特別金融機関が含まれる。

(2) CEBの非加盟国：貸付金に係る保証及び担保の受領

2. 市場リスク及び流動性リスク

2.1. 市場リスク及び流動性リスクの管理原則

2016年6月に規制に対する期待の高まり及び歴史的な低金利を背景に採用された新たな金融及びリスク方針は、慎重なアプローチを維持しつつも、投資機会のさらなる多様化のため、また短期財務管理の最適化を可能とするため、2017年9月に更新された。

金利リスク

金利リスクとは、金利の不利な変動に対する当行の経済価値又は実績のエクスポージャーとして定義される。資金利用(貸付、有価証券及び預金)及び資金源(借入金)に係る金利の種類とその調整頻度の間の経時的な非対称性が存在するときに、金利リスクへのエクスポージャーが発生する。

CEBの資産及び負債管理戦略は、持続可能な収益特性を維持し、かつ当行の経済価値の変動を抑制することである。CEBは、その成長のための自己金融を制限するために、収益特性を優先させることを選択している。

2016年6月の新たな金融及びリスク方針の採用後、当行は、固定金利負債の投資対象である固定金利資産の種類を多様化することで、貸借対照表管理の柔軟性を高めた。

当行は、そのため、当行の自己資金の投資対象とする金融商品の幅を広げ、(固定金利長期有価証券に加えて)固定金利借入のカテゴリーをこれに含めた。当行はまた、かかる機会に、その自己資金の期間目標を調整した。

当行は、自己資金に係る期間目標とは別に、取引高、通貨及び金利の特徴の点における資産と負債との不整合を健全な範囲内に収めている。当行は、それが可能な場合にはナチュラルヘッジを行い、必要に応じて、ヘッジ目的に限定して、主に金利スワップ及び通貨スワップといったデリバティブ商品を使用する。

当行は、バーゼル委員会の勧告に従い、当行の利益及び経済価値の両方に対する金利変動の影響を測定するための指標を定め、制限を設定している。主要な指標は、ギャップ分析(金利ギャップ及び指数ギャップ)、経済価値感応度並びに収益感応度である。

金利ギャップ

金利ギャップは、金利リスクに対するCEBの静的なエクスポージャーを測定する。

指数ギャップ

指数ギャップは、満期が異なる資産と負債との間の金利の不整合の頻度を測定する。当行は、主に、経済価値及び収益感応度に悪影響を及ぼしうる、一方の満期の他方の満期に対する隔たり(主にEur6Mに対するEur3M)に対するエクスポージャーを監視するために、指数ギャップを使用する。

経済価値感応度

経済価値は、自己資金を含む全ての資産、負債及びオフバランスシート項目に関して予測されるキャッシュ・フローの正味現在価値として定義される。

経済価値感応度は、自己資金に係る期間により決定される構造的な想定金利リスクと貸借対照表上の実際の金利リスクとの間の隔たりを測定する。

ストレス・シナリオでは、カーブ又はカーブ形状の変化(ねじれ)に対して、+/-10bps、+/-100bps及び+/-200bpsの平行移動によるショックが適用される。

+/-10bpsのショックに対する経済価値感応度は、自己資金の0.5%までに制限されている。2017年12月31日現在、その金額は-5.2百万ユーロであった。

収益感応度

当行は、将来の12ヶ月間にわたり、市場金利の不利な変動に起因する収益の変動性を動的基準で評価する。

動的な仮定では、必要な場合は随時季節性の影響を反映させて、株式の特徴を再現する。

ストレス・シナリオは、市場金利カーブに平行移動によるショックを適用させて決定される。

当行の収益感応度は、+/-10bpsの金利変動に対して自己資金の0.08%までに制限されている。

(単位：千ユーロ)

	パラレル・トランスレーション +10bps	パラレル・トランスレーション +100bps
2017年12月31日現在の 予測正味金利差益の感応度	(1,134)	(4,205)

2017年12月31日現在の資産、負債及びオフバランスシート項目の金利種別内訳

以下の表は、CEBの貸借対照表上の活動の全てを示している。この表は、金利種別(固定金利及び変動金利)の資産及び負債の内訳により、当行の会計年度末日時点の金利リスク及びそのヘッジについて静的な観点を提供し、金利リスクのヘッジ効果の概要を示している。

(単位：千ユーロ)

2017年 12月31日 現在 金利種別	ヘッジ前			ヘッジ商品			ヘッジ後		
	残高	未収利息	合計	残高	未収利息	合計	残高	未収利息	合計
資 産									
固定金利	15,873,704	81,722	15,955,426	(7,502,565)	116,678	(7,385,887)	8,371,139	198,400	8,569,539
予定残高	14,137,157	81,722	14,218,879	(7,502,565)	116,678	(7,385,887)	6,634,592	198,400	6,832,992
未定残高	1,736,547		1,736,547				1,736,547		1,736,547
変動金利	7,744,586	3,137	7,747,723	7,471,402	9,617	7,481,019	15,215,988	12,754	15,228,742
予定残高	7,506,886	3,201	7,510,087	7,471,402	9,617	7,481,019	14,978,288	12,818	14,991,106
未定残高	237,700	(64)	237,636				237,700	(64)	237,636
資産合計	23,618,290	84,859	23,703,149	(31,163)	126,295	95,132	23,587,127	211,154	23,798,281
負 債									
固定金利	(22,708,943)	(117,115)	(22,826,058)	17,692,081	(47,367)	17,644,714	(5,016,862)	(164,482)	(5,181,344)
予定残高	(18,192,081)	(117,115)	(18,309,196)	17,692,081	(47,367)	17,644,714	(500,000)	(164,482)	(664,482)
未定残高	(4,516,862)		(4,516,862)				(4,516,862)		(4,516,862)
変動金利	(607,025)	69	(606,956)	(18,007,467)	(2,514)	(18,009,981)	(18,614,492)	(2,445)	(18,616,937)
予定残高	(123,732)		(123,732)	(18,007,467)	(2,514)	(18,009,981)	(18,131,199)	(2,514)	(18,133,713)
未定残高	(483,293)	69	(483,224)				(483,293)	69	(483,224)
負債合計	(23,315,968)	(117,046)	(23,433,014)	(315,386)	(49,881)	(365,267)	(23,631,354)	(166,927)	(23,798,281)

2017年12月31日現在、ヘッジ前の固定金利資産残高は15,874百万ユーロに達し、ヘッジ商品によってエクスポージャーは8,371百万ユーロに減少した。

かかるヘッジ後の8,371百万ユーロのエクスポージャーの内訳は、以下のとおりであった。

- 予定残高(6,635百万ユーロ)：主に、市場金利の変動に影響を受けず、固定金利とみなされる短期預金(2,051百万ユーロ)、固定金利の長期ポートフォリオ(2,231百万ユーロ)、固定金利の短期ポートフォリオ(1,519百万ユーロ)及び未ヘッジの固定金利貸付(772百万ユーロ)
- 未定残高(1,736百万ユーロ)：主に性質上補填できないスワップ変動及びノストロ

同じく、ヘッジ前の固定金利負債の22,709百万ユーロのエクスポージャーは、ヘッジ後5,017百万ユーロに減少した。

かかるヘッジ後の5,017百万ユーロのエクスポージャーは、以下によって構成されていた。

- 500百万ユーロの7年固定金利借入により構成される予定残高(500百万ユーロ)
- 利用可能な株主資本、社会配当金勘定及び年金約定引当金(3,223百万ユーロ)、性質上補填できないスワップ変動(753百万ユーロ)並びに借入評価(385百万ユーロ)により主として構成される未定残高(4,517百万ユーロ)

ヘッジ後の固定金利資産及び固定金利負債の差額は3,388百万ユーロであり、これは主にデュレーションの小さい短期資産(短期預金、短期固定金利有価証券、ノストロ)で構成されていた。デュレーションが小さいことにより、これらがさらされる金利リスクはわずかである。

外国為替取引リスク

外国為替取引リスクとは、外国為替相場の不利な変動に起因する、オンバランスシート及びオフバランスシートのポジションに係る潜在的損失である。当行が保有する外国通貨のポジションは極めて少ないため、外国為替取引リスクは最小限である。

当行は、可能な場合にはナチュラルヘッジを行う。当行は、ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を使用する。

当行は、月次で、いずれかの外国通貨の残存ポジションが1百万ユーロのカウンターバリューを超えたときに、スポット通貨売買を行う。

当行は、1通貨当りの日次エクスポージャーが、定められた外国通貨の限度を超えないようにしている。

(単位：千ユーロ)

通貨別内訳	資 産	負 債	デリバティブ 商品	純持高 2017年	資 産	負 債	デリバティブ 商品	純持高 2016年
英ポンド	105,321	2,137,700	2,033,262	883	112,183	1,543,577	1,431,423	29
米ドル	164,599	6,695,384	6,531,598	813	306,042	8,760,347	8,454,768	463
日本円	7,312	37,411	30,813	714	12,012	40,935	29,726	803
スイスフラン	59,042	344,198	285,786	630	85,875	375,078	289,698	495
その他の通貨	1,005,703	629,257	(375,893)	553	920,873	671,738	(248,784)	351
合 計	1,341,977	9,843,950	8,505,566	3,593	1,436,985	11,391,675	9,956,831	2,141

上記の表は、ヘッジ考慮後の残存外国為替取引へのエクスポージャーが著しくないことを示している。

流動性リスク

流動性管理は、特に、不利な市況により長期資金を入手することが困難又は不可能となった場合に、財務面での柔軟性保護に関して非常に重要な役割を果たす。

当行は、流動性管理により、時期を問わず、支払債務の期限到来時に確実に全額を支払うことができる。CEBは商業銀行とは異なり顧客預金を有しておらず、また中央銀行からのリファイナンスを利用することができないため、これは特に重要である。

全般的な健全性に関する目標として、当行は、市場を利用することができない期間が生じた場合でも持ちこたえ、また、極端な市場環境においても活動を継続することができるように、十分な流動性を維持している。

CEBの流動性リスクに対する耐性は、包括的なリスク指標に置き換えられ、適切な制限によって支えられている。その主要な指標は以下のとおりである。

1. **自給期間**：当行が、市場にアクセスせず、また市場で取引可能な流動資産の売却/回収を行うことなく、継続事業から生じるストレス付加後の想定支出純キャッシュ・フローを満たすことができる期間。
 2. **存続水準**：当行が、市場にはアクセスしないものの、市場で取引可能なストレス付加後の流動資産の売却/回収を含む継続事業から生じるストレス付加後の想定支出純キャッシュ・フローを満たすことができる期間。
- 流動性カーブに関して実施されたストレス・テストでは、借換の機会、信用格付及び満期に基づく、ある取引相手方の債務不履行の可能性を表す借入金及び有価証券に係る信用リスクの掛目、評価リスクを具体化した有価証券に係る流動性リスクの掛目に加え、格付、満期及び経済活動分野が考慮される。
3. 当行の短期流動性レベルは、健全性に関する**短期流動性比率**に従ったものである必要がある(健全性に関する比率を参照のこと。)

さらに、当行は、異なる資金調達シナリオに基づく流動性指標の変動を見積もることで、金額及び満期の点で借換プログラムを決定する。

満期別の貸借対照表ポジション

2017年12月31日現在及び2016年12月31日現在の満期別の貸借対照表構造は、以下に示される。

(単位：千ユーロ)

	流動資産/負債残高			固定資産/負債残高		合計
	1ヶ月以下	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	
2017年12月31日現在						
資 産						
現金及び中央銀行における残高	539,482					539,482
売却可能金融資産	687,092	515,452	654,887	841,387	1,003,358	3,702,176
信用機関及び顧客向貸付金及び前渡金						
貸付金	52,380	140,052	1,826,486	7,445,594	5,196,351	14,660,864
前渡金	519,569	718,508	823,125			2,061,203
満期まで保有する金融資産	5,620	56,714	63,615	917,720	1,699,541	2,743,211
差入保証金	237,636					237,636
資産小計	2,041,779	1,430,727	3,368,113	9,204,702	7,899,250	23,944,571
負 債						
信用機関及び顧客への負債額	130,489	6,667	6,667	53,333	13,333	210,489
発行済負債証券	7,817	1,080,604	3,694,092	10,291,384	4,175,829	19,249,727
預かり保証金	352,735					352,735
社会配当金勘定	59,116					59,116
負債小計	550,157	1,087,271	3,700,759	10,344,718	4,189,163	19,872,067
オフバランスシート取引						
融資約定	(132,100)	(708,000)	(1,190,000)	(2,282,997)	(698,069)	(5,011,166)
定期性金融商品						
受取り	61,804	1,122,495	2,306,677	7,830,812	944,748	12,266,536
支払い	(61,184)	(997,210)	(2,120,546)	(8,050,556)	(1,057,080)	(12,286,575)

オフバランスシート取引 小計	(131,479)	(582,715)	(1,003,869)	(2,502,740)	(810,401)	(5,031,205)
2017年度の満期別合計	1,360,142	(239,259)	(1,336,515)	(3,642,756)	2,899,687	(958,701)

(単位：千ユーロ)

	流動資産/負債残高			固定資産/負債残高		合計
	1ヶ月以下	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	
2016年12月31日現在						
資 産						
現金及び中央銀行における残高	648,960					648,960
売却可能金融資産	816,163	790,182	562,231	812,950	612,748	3,594,274
信用機関及び顧客向貸付金及び 前渡金						
貸付金	92,106	102,902	2,088,607	6,981,830	5,367,045	14,632,491
前渡金	369,654	609,184	1,448,069			2,426,907
満期まで保有する金融資産	131,920	9,602	176,503	864,281	1,878,930	3,061,235
資産小計	2,058,804	1,511,869	4,275,410	8,659,061	7,858,723	24,363,867
負 債						
信用機関及び顧客への負債額	85,203	6,667	6,667	53,333	26,667	178,536
発行済負債証券		996,660	2,326,362	12,445,763	4,746,446	20,515,232
預かり保証金	1,371,008					1,371,008
社会配当金勘定	63,143					63,143
負債小計	1,519,354	1,003,327	2,333,029	12,499,097	4,773,113	22,127,919
オフバランスシート取引						
融資約定	(120,850)	(469,800)	(1,279,350)	(1,737,323)	(565,135)	(4,172,458)
定期性金融商品						
受取り	107,647	1,034,877	2,529,156	9,366,785	1,092,562	14,131,028
支払い	(124,625)	(801,667)	(1,943,781)	(8,346,221)	(1,131,976)	(12,348,270)
オフバランスシート取引 小計	(137,827)	(236,589)	(693,974)	(716,759)	(604,550)	(2,389,700)
2016年度の満期別合計	401,623	271,953	1,248,407	(4,556,795)	2,481,061	(153,751)

定期性金融商品の各契約は、外国為替又は通貨スワップの場合、「受取り」の項と同時に「支払い」の項にも表示されている。

3. オペレーショナルリスク

CEBは、オペレーショナルリスクの特定、評価、管理及び報告に係るCEBの手法を成文化し、オペレーショナルリスク管理方針を制定した。この文書は、オペレーショナルリスクがCEB全体において有効かつ整合的に管理されることを確保する健全な実務について定めている。

オペレーショナルリスクとは、不適切又は機能不全の内部プロセス、人員及びシステム又は外部的事象を原因とする潜在的な損失リスクと定義され、これには法的リスクが含まれる。さらに、CEBは、その活動に関連した風評リスクを考慮する。

バーゼル委員会の勧告及び最良慣行の適用を慎重に選択することにより、当行は常に当行のオペレーショナルリスクの評価及び適切な緩和策の実施に真摯に取り組んでいる。

CEBのオペレーショナルリスクの枠組みは、オペレーショナルリスク及び組織委員会(CORO)の半年に1度の会合において見直し及び承認が行われる。COROは総裁が議長を務め、経営幹部により構成されており、CEBが運用する受容可能なオペレーショナルリスク水準の設定を行い、局長らがそれぞれの局内においてかかるリスクを監視及び管理するために必要な対策を講じることを保証する。オペレーショナルリスクの資本費用は、四半期ごとに算出され、リスク管理報告書において開示される。

オペレーショナルリスク部門は、様々な業務分野と緊密に協力し、当行のオペレーショナルリスクについて日々の管理を調整する責務を負う。枠組み全体は、集中的かつ電子的に管理される。すなわち諸リスク及びかかるリスクの評価は、所定の方法、リスク軽減手段及び実行計画に従う。また、管理の枠組みの有効性を保証するため、並びにリスクのマッピング及び評価を完了させるため、オペレーショナルリスクに係る事故(「危うく事故になりかけた」事例を含む。)の事例集も組み込まれている。

2017年において、オペレーショナルリスク部門は、管理の枠組みが、その設計及び有効性の点で常に適切であることの確保を目的とした、恒久的な内部統制の枠組みを完全実施した。完全運用に至り、各局

は、主要なリスクを対象とした重要な統制に関するテストの実施後の各々の恒久的統制環境の効率性について、毎年報告を行っている。当該結果はCOROに報告されている。

オペレーショナルリスク部門は、手続及び管理マップを設計するため、業務部門と共同し、全ての手続のモデルを制定する責任も負う。専用のイントラネット・サイトが実行され、全てのスタッフが全ての手続を利用できるようになった。

事業活動の混乱に対する防衛のため、CEBIは事業継続計画(BCP)を整備した。かかる計画は、危機管理計画、データセンター、緊急対策室、ユーザーバックアップ拠点及び遠隔通信ソリューションを含む基本的な技術的枠組み並びに事業分野固有の計画から成る。

CEBIは、必要自己資本を算出するために、(バーゼル に基づき提案された)基礎的指標手法を採用した。当行は過去3年間の平均銀行業務純益に基づいてかかる資本費用を算出する。この費用は、健全性資本に相当する。

2017年12月31日現在、オペレーショナルリスクの資本費用は2016年12月31日現在の24.8百万ユーロに対して安定的な24.4百万ユーロであった。

4. 健全性に関する枠組み

2016年に金融及びリスクの新規方針が効力発生したことに加え、2017年、以下の健全性に関する枠組みの比率について、2つの変更が管理委員会により承認された。

- ・ **最低内部格付**：満期までの期間が残り2年未満の有価証券への投資に関して、8.0(A+)から7.0(A-)へ引下げ
- ・ **財務活動資産比率**：上限を4から5へ引上げ

かかる比率及び指標は、主に、資本、レバレッジ、流動性、市場における信用リスク、金利リスク及び外国為替取引リスクの6分野で構成される。

資本

- **自己資本比率(CAR)**は、標準化されたアプローチに基づき、当行の健全性資本が総リスク加重資産(RWA)に占める割合を測定する。当行は、信用リスク、市場リスク及びオペレーショナルリスクから生じる事業における想定外の損失を吸収するための十分な資本を維持することを目的として、かかる比率を定義し、また監視している。かかる比率は以下のとおり算出される。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{健全性資本}}{\text{リスク加重資産}}$$

- 健全性資本：払込済資本金、準備金及び純利益

- リスク加重資産：S[債務不履行エクスポージャー×リスク加重後の要因]

2017年末現在、貸付活動におけるRWAはほとんど変化がなかった一方、財務活動におけるRWAが減少したこと及び利益により資本が増加したことにより、CARは、29.2%(2016年は26.7%)となった。

かかる比率に対する実際の下限は、CEBのRWAの10.5%に設定されている。資本要件の大部分を占める信用リスクは95.3%であり、その内訳は、貸付ポートフォリオにおける信用リスクが82.5%、融資事業における信用リスクが12.8%であった。

- **ギアリング・レシオ(GR)**は、自己資金に対するスワップ後及び保証後の貸付残高の比率であり、当行の貸付事業に対する(リスク上限に代わる)規模上限となる。かかる比率は、その他の多国間開発銀行の貸付の規模に対する指標を提供することが意図されている。

$$\text{ギアリング・レシオ} = \frac{\text{スワップ後及び保証後の貸付残高}}{\text{自己資金}}$$

- 自己資金：引受済資本金、準備金及び純利益

その上限は自己資金の2.5倍であるため、当行は19.6十億ユーロまで貸付を行うことが可能であった。2017年末現在、かかる比率は、2016年末現在の1.77に対して1.76であったが、これは、貸付ポートフォリオの緩やかな増加及び自己資金が同等に増加したことに起因する。

レバレッジ

- 負債比率(IR)は、スワップ後の負債残高総額を健全性資本(Ep)と比較する指標である。負債残高総額には、スワップ後の有価証券、ユーロ・コマーシャル・ペーパー(ECPs)、銀行貸出及び定期預金口座によって裏付けられた負債も含まれるが、有担保のものは除かれる。その上限はEpの10倍(29.8十億ユーロ)に設定されている。2017年当初からスワップ後の負債がわずかに増加したことに従い、2017年末現在、かかる比率は6.25(2016年は6.30)であったが、利益により資本が増加したことにより相殺された。

- 財務活動資産比率(TAR)は、スワップ後の金融資産総額を健全性資本と比較する指標である。金融資産総額は、スワップ後の(長期、中期及び短期の)有価証券ポートフォリオ、すなわち銀行預金、レポ及び「ノストロ勘定」(有担保のものを除く。)の残高で構成される。その上限はCEBの健全性資本の5倍(14.9十億ユーロ)に設定されている。資本が安定して増加した一方で資金運用資産の変動が増大したため、かかる比率は、2016年12月31日現在の2.66から上昇し、2017年12月31日現在には2.78となった。

流動性

- 短期流動性比率は、長期にわたる市場混乱又は不況時において純流動性要求に対処する当行の能力を様々な時点において測定するための指標である。現金の源泉⁽¹⁾(流動資産)及び使途⁽²⁾(流動性必要額)の間で生じ得る「流動性ギャップ」の分析は、将来の様々な期間について行われる。すなわち、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月及びそれ以降の各期間について、資産クラス、格付及び満期に応じてそれぞれリスクに関する掛目を適用することにより、厳しい市場環境や不利な経済状況における対応力を計る。流動資産の最低額は、各期間の純流動性必要額の100%に設定されている。

2017年12月31日現在、短期流動性比率は、1ヶ月については665%(2016年は601%)、3ヶ月については229%(2016年は219%)、6ヶ月については160%(2016年は149%)及び1年については114%(2016年は153%)であった。

- 自給期間は、当行が、新規の資金調達のために市場にアクセスすることなく、また資産の売却又は回収を行うことなく、ストレス付加後の想定支出純キャッシュ・フローを満たすことができる期間を測定するための指標である。その下限は6ヶ月超に設定されている。

2017年12月31日現在、かかる指標は、2016年12月31日現在の14ヶ月に対し、9ヶ月であった。

注(1) 現金の源泉：制約の付されていない現金及び短期銀行間預金の引出し、担保が設定されていない良質な流動性有価証券の返済又は売却並びに貸出金の返済

注(2) 現金の使途：出資金の払戻し、財務約定に係る支払い及びデリバティブの担保として受領した現金(担保金額)の返戻要求

市場における信用リスク

- 最低内部格付は、当行が、発行者、債務者及び取引相手方との取引を締結する購入日における最低格付を決定するための指標である。当行の最低内部格付は、短期投資については7.0(A-)⁽¹⁾以上、長期投資については8.0(A+)⁽²⁾以上である。2017年12月31日現在、2016年12月31日現在の購入日における最低内部格付が定められた基準値を下回った取引相手方/取引はなかった。

注(1) 満期までの期間が3ヶ月未満のもの最低内部格付は、ソブリン債については6.0(BBB)、短期債券及び預金については6.5(BBB+)となる。

注(2) 満期までの期間が2年以内のもの最低内部格付は、ソブリン、準ソブリン、機関、超国家機関及び金融機関の発行した債券については7.0(A-)となる。

金利リスク

- 経済価値感応度は、+/-10ベース・ポイントの金利ショックによる、自己資金(市場リスク(MR))⁽¹⁾を含む当行の経済価値の変動を測定するための指標である。その絶対値は、自己資金(MR)の0.5%未満、すなわち16.2百万ユーロ未満と設定されている。2017年12月31日現在、経済価値感応度の金額は、2016年12月31日現在の絶対値15.5百万ユーロに対する8.8百万ユーロに対し、5.2百万ユーロであり、定められた限度内であった。

注(1) 自己資金(MR)：払込済資本金、準備金、純利益、社会配当金勘定及び退職給付金引当金

外国為替取引リスク

- 正味スポット・オープン・ポジション⁽¹⁾は、オンバランスシート及びオフバランスシートの両方のポジションを含む、外国通貨建ての資産総額から負債総額を控除した額である。その絶対値は、1通貨当り1百万ユーロ未満と設定されている。2017年12月31日現在、各通貨における正味スポット・オープン・ポジションは2016年12月31日現在の認められた限度を下回っていた。

注(1) 月末時点

[次へ](#)

注C：損益を通じて公正価値で測定する金融商品及びヘッジ・デリバティブ商品

IAS第39号によってそのヘッジ関係が承認されていない当行の全てのマイクロヘッジ金融デリバティブ商品は、貸借対照表の「損益を通じて公正価値で測定する金融資産」又は「損益を通じて公正価値で測定する金融負債」の項目に計上される。

IAS第39号に基づいて認識される当行の全てのマイクロヘッジオペレーションは、公正価値ヘッジであり、貸借対照表の「ヘッジ・デリバティブ商品」の項目に計上される。これらのオペレーションは、固定金利金融資産及び負債(貸付金、売却可能資産、発行済負債証券)の公正価値リスクをヘッジする。

金融商品には、金利スワップ、通貨スワップ及び先物為替スワップが含まれ、これらは、観測可能なパラメーターを使用する評価モデルを参照する方法によって評価される。

IFRS第13号「公正価値測定」の適用に伴い、CEBは、以下の事項に関連する評価方法を調整した。

- デリバティブ金融資産の公正価値の範囲内での取引相手方の信用リスク(信用評価調整 - CVA)
- デリバティブ金融負債の評価額の範囲内でのCEB自体の信用リスク(債務評価調整 - DVA)
- 発行済負債証券の評価額の範囲内でのCEB自体の信用リスク(自己信用評価修正 - OCA)

2017年12月31日現在、CEBは、DVAに係る資産として643千ユーロ(2016年12月31日現在は959千ユーロ)、及びCVAに係る負債として772千ユーロ(2016年12月31日現在は1,339千ユーロ)のデリバティブ商品に係る公正価値の調整を計上した。これらの調整は、損益計算書の取引相手方ごとに計上される。発行済負債証券が時価で計上されない場合、OCAの金額はゼロとなる。

以下の表は、これらの金融商品の公正価値を示す。

(単位：千ユーロ)

2017年12月31日	ポジティブ 時価	ネガティブ 時価
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		
金利デリバティブ商品	9,458	(173)
外国為替デリバティブ商品	313,371	(649,661)
CEB自体の信用リスクの価額調整(債務評価調整 - DVA)	643	
取引相手方の信用リスクの価額調整(信用評価調整 - CVA)		(772)
合 計	323,472	(650,606)
ヘッジ・デリバティブ商品		
金利デリバティブ商品	546,904	(387,212)
外国為替デリバティブ商品	134,093	(90,862)
合 計	680,997	(478,074)

(単位：千ユーロ)

2016年12月31日	ポジティブ 時価	ネガティブ 時価
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		
金利デリバティブ商品	9,769	(195)
外国為替デリバティブ商品	1,469,318	(251,487)
CEB自体の信用リスクの価額調整(債務評価調整 - DVA)	959	
取引相手方の信用リスクの価額調整(信用評価調整 - CVA)		(1,339)
合 計	1,480,046	(253,021)
ヘッジ・デリバティブ商品		
金利デリバティブ商品	672,905	(511,271)
外国為替デリバティブ商品	222,550	(109,512)
合 計	895,455	(620,783)

注D：金融資産及び金融負債

金融資産及び金融負債は、会計評価基準及び公正価値に従い、以下の表に示されている。

(単位：千ユーロ)

2017年12月31日現在	損益を通じて 測定する 公正価値	株主資本を 通じて測定 する公正価値	償却原価	簿 価	公正価値
資 産					
現金及び中央銀行における残高			539,482	539,482	539,482
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	323,472			323,472	323,472
ヘッジ・デリバティブ商品	680,997			680,997	680,997
売却可能金融資産		3,638,764		3,638,764	3,638,764
信用機関及び顧客向貸付金及び前渡金			16,119,134	16,119,134	16,119,134
満期まで保有する金融資産			2,199,945	2,199,945	2,596,019
金融資産合計	1,004,469	3,638,764	18,858,561	23,501,794	23,897,868
負 債					
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	650,606			650,606	650,606
ヘッジ・デリバティブ商品	478,074			478,074	478,074
信用機関及び顧客に対する負債額			210,489	210,489	210,489
発行済負債証券			18,835,438	18,835,438	18,993,893
社会配当金勘定			59,116	59,116	59,116
金融負債合計	1,128,680		19,105,043	20,233,723	20,392,178

(単位：千ユーロ)

2016年12月31日現在	損益を通じて 測定する 公正価値	株主資本を 通じて測定 する公正価値	償却原価	簿 価	公正価値
資 産					
現金及び中央銀行における残高			648,960	648,960	648,960
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	1,480,046			1,480,046	1,480,046
ヘッジ・デリバティブ商品	895,455			895,455	895,455
売却可能金融資産		3,554,497		3,554,497	3,554,497
信用機関及び顧客向貸付金及び前渡金			16,521,883	16,521,883	16,521,883
満期まで保有する金融資産			2,447,790	2,447,790	2,924,049
金融資産合計	2,375,501	3,554,497	19,618,633	25,548,631	26,024,890
負 債					
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	253,021			253,021	253,021
ヘッジ・デリバティブ商品	620,783			620,783	620,783
信用機関及び顧客に対する負債額			178,536	178,536	178,536
発行済負債証券			20,063,689	20,063,689	20,223,855
社会配当金勘定			63,143	63,143	63,143
金融負債合計	873,804		20,305,368	21,179,172	21,339,338

売却可能金融資産又は満期まで保有する金融資産の項目に分類された有価証券のうち、2017年中及び2016年中に担保として提供されたものはなかった。

注E：金融商品の時価測定

IFRS第13号「公正価値測定」の適用に伴い、CEBIは、注Cに記載されたとおり、取引相手方のリスク(CVA)並びに自身の信用リスク(DVA及びOCA)が含まれるように、そのリスク評価方法を調整した。

当行の金融資産及び負債は、その評価基準の信頼性を反映して3段階のヒエラルキーにより分類される。

レベル1 - 取引市場で相場価格を有する流動資産及び負債並びに金融商品

レベル2 - 観察可能なパラメーターに基づく評価手法を用いて測定される金融商品

レベル3 - 観察不能なパラメーターも含めた評価手法を用いて測定される金融商品

このレベルは以下を含む。

- レベル3のデリバティブが組み込まれた発行済負債証券であり、入手可能な市場価格がないもの。これらは額面金額で評価されている。
 - 複合的なモデルによる評価が必要であり、かつ観察不能な市場データによる影響を受けやすいことが顕著な仕組債を含むデリバティブ商品。
 - 支払の条件がその他の超国家的な金融機関により用いられる条件と同等である貸付金。優先債権者の地位を考慮して、当行は、この種の債権の売却を行っていない。さらに、貸付金の大半が変動金利(ヘッジ取引を含む。)によるものであるため、かかる取引の公正価値に対する市場金利の変動の影響は僅少である。したがって、当行は、これらの資産の公正価値は純簿価と一致すると見積っている。
- 公正価値で測定された金融商品は、以下の表に示されている。

(単位：千ユーロ)				
2017年12月31日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資 産				
現金及び中央銀行における残高	539,482			539,482
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		323,472		323,472
ヘッジ・デリバティブ商品		680,997		680,997
売却可能金融資産	2,342,677	1,296,087		3,638,764
信用機関及び顧客向貸付金及び前渡金			16,119,134	16,119,134
満期まで保有する金融資産	2,588,720	7,299		2,596,019
金融資産合計	5,470,879	2,307,855	16,119,134	23,897,868
負 債				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債		650,606		650,606
ヘッジ・デリバティブ商品		478,074		478,074
信用機関及び顧客に対する負債額	130,489	80,000		210,489
発行済負債証券	18,211,302	782,591		18,993,893
社会配当金勘定	59,116			59,116
金融負債合計	18,400,907	1,991,271		20,392,178

(単位：千ユーロ)				
2016年12月31日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資 産				
現金及び中央銀行における残高	648,960			648,960
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		1,480,046		1,480,046
ヘッジ・デリバティブ商品		895,455		895,455
売却可能金融資産	2,740,181	814,316		3,554,497
信用機関及び顧客向貸付金及び前渡金			16,521,883	16,521,883
満期まで保有する金融資産	2,916,416	7,633		2,924,049
金融資産合計	6,305,557	3,197,450	16,521,883	26,024,890
負 債				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債		253,021		253,021
ヘッジ・デリバティブ商品		620,783		620,783
信用機関及び顧客に対する負債額	85,203	93,333		178,536
発行済負債証券	19,441,365	782,490		20,223,855
社会配当金勘定	63,143			63,143
金融負債合計	19,589,711	1,749,627		21,339,338

注F：金融資産及び金融負債の相殺

2017年12月31日現在、CEBの貸借対照表において相殺の対象となる事業はなかった。当行はIAS第32号の改訂の基準を満たすような相殺協定を有していない。

以下の表は、金融資産及び金融負債の純額、並びにIFRS第7号の改訂により要求される包括協定に基づく取引(スワップ及び貸付における担保契約に基づき受領した現金預金又は有価証券)を考慮に入れた金融資産及び金融負債の純額を示している。

(単位：千ユーロ)

2017年12月31日	金融資産及び 金融負債 の純額	担保として 受領した/取得し た現金	担保として 取得した 有価証券	純額
資 産				
貸付金	14,056,570		(600,490)	13,456,080
デリバティブ商品	1,004,469	(352,804)	(81,280)	570,385
差入保証金	237,636	(237,700)		(64)
その他相殺されない資産	8,499,606			8,499,606
資産合計	23,798,281	(590,504)	(681,770)	22,526,007
負 債				
デリバティブ商品	1,128,680	(237,700)		890,980
預かり保証金	352,735	(352,804)		(69)
その他相殺されない負債	19,350,052			19,350,052
負債合計	20,831,467	(590,504)		20,240,963

(単位：千ユーロ)

2016年12月31日	金融資産及び 金融負債 の純額	担保として 受領した/取得し た現金	担保として 取得した 有価証券	純額
資 産				
貸付金	14,093,830		(761,688)	13,332,142
デリバティブ商品	2,375,501	(1,371,200)	(216,022)	788,279
その他相殺されない資産	9,133,434			9,133,434
資産合計	25,602,765	(1,371,200)	(977,710)	23,253,855
負 債				
デリバティブ商品	873,804			873,804
預かり保証金	1,371,008	(1,371,200)		(192)
その他相殺されない負債	20,546,052			20,546,052
負債合計	22,790,864	(1,371,200)		21,419,664

注G：信用機関及び顧客向貸付金及び前渡金

この項目は、信用機関及び顧客向貸付金並びに信用機関向預金を対象としている。

(単位：千ユーロ)

借入人分類別貸付金内訳	2017年12月31日	2016年12月31日
信用機関向貸付金		
貸付金	8,043,194	7,974,462
受取利息	14,837	15,242
小 計	8,058,031	7,989,704
顧客向貸付金		
貸付金	5,748,958	5,740,469
受取利息	21,339	22,207
小 計	5,770,297	5,762,676
デリバティブ商品によりヘッジされる貸付金 の価額調整	228,242	341,450
貸付金合計	14,056,570	14,093,830

その他の前渡金		
要求に応じた支払可能な前渡金	14,066	6,474
合意された満期又は通知期間のある前渡金	2,050,834	2,423,243
小計	2,064,900	2,429,717
受取利息	(2,336)	(1,664)
その他の前渡金合計	2,062,564	2,428,053

2017年12月31日現在の貸付金のうち、保証が付されているものは、6.7十億ユーロである(2016年12月31日現在は6.2十億ユーロ)。これらの保証は、有価証券又は締結済みの約定の形式によって行われている。

貸付金残高及び融資約定の国別内訳

以下の表には、借入人の属する国別の貸付金残高及び融資約定の内訳が、社会配当金勘定から助成金を支払っているか否かにかかわらず含まれる。

(単位：千ユーロ)

借入人の属する 国別内訳	残 高				融資約定	
	2017年12月31日	%	2016年12月31日	%	2017年12月31日	2016年12月31日
スペイン	2,032,224	14.73	1,907,831	13.91	314,500	129,000
ポーランド	1,806,788	13.10	1,743,824	12.71	625,427	461,360
トルコ	1,429,418	10.36	1,434,491	10.46	370,000	179,289
フランス	1,347,444	9.77	1,475,798	10.76	325,160	444,930
ベルギー	850,068	6.16	867,688	6.33	100,000	130,000
ドイツ ⁽¹⁾	768,100	5.57	530,077	3.86	563,849	625,000
ルーマニア	744,389	5.40	811,911	5.92	297,923	348,889
ハンガリー	668,506	4.85	868,866	6.34	30,150	86,600
スロバキア共和国	599,145	4.34	587,700	4.29	219,000	204,500
キプロス	520,720	3.78	548,152	4.00	133,049	156,049
チェコ共和国	435,561	3.16	378,287	2.76	225,000	95,000
フィンランド	338,194	2.45	287,306	2.09	60,000	150,000
クロアチア	337,857	2.45	337,516	2.46	94,764	34,030
イタリア ⁽²⁾	241,941	1.75	305,670	2.23		75,000
ポルトガル	220,966	1.60	233,746	1.70	159,000	84,000
アイルランド	208,774	1.51	184,205	1.34	255,000	285,000
ブルガリア	196,248	1.42	107,142	0.78	200,000	122,500
リトアニア	187,916	1.36	165,698	1.21	65,000	60,000
セルビア	130,811	0.95	108,256	0.79	80,910	117,911
アイスランド	117,583	0.85	155,141	1.13	5,000	
「マケドニア旧ユー ゴスラビア共和国」	101,024	0.73	81,899	0.60	148,858	163,580
アルバニア	96,187	0.70	97,834	0.71	34,380	42,980
スロベニア	88,222	0.64	87,604	0.64	10,000	40,000
ボスニア・ヘルツェ ゴビナ	60,668	0.44	64,187	0.47	56,500	67,000
スウェーデン	56,200	0.41	56,200	0.41	160,000	
オランダ	50,000	0.36			350,000	
デンマーク	46,667	0.34	160,000	1.17		
モルドバ共和国	32,651	0.24	26,948	0.20	46,124	52,741
モンテネグロ	28,658	0.21	19,677	0.14	16,250	17,100
ラトビア	18,835	0.14	35,300	0.26	50,000	
エストニア	13,962	0.10	17,146	0.13		
ジョージア	8,874	0.06	11,181	0.08	15,322	
マルタ	7,550	0.05	17,650	0.13		
合 計	13,792,151	100.00	13,714,930	100.00	5,011,166	4,172,458

注(1) うち2017年12月31日現在の対象国のための残高9.9百万ユーロ(2016年12月31日現在は97百万ユーロ)。

(2) うち2017年12月31日現在の対象国のための残高66.2百万ユーロ(2016年12月31日現在は152百万ユーロ)。

貸付金残高及び融資約定の活動分野別内訳

(単位：千ユーロ)

活動分野別内訳	残 高				融資約定	
	2017年12月31日	%	2016年12月31日	%	2017年12月31日	2016年12月31日
難民、移民及び避難民に対する援助	228,320	1.7	167,078	1.2	234,080	132,000
低所得者層に対する公共住宅の供給	1,974,623	14.3	2,148,547	15.7	777,547	894,589
都市部及び地方の生活水準の改善	1,780,353	12.9	1,798,342	13.1	864,793	359,596
自然災害又は環境災害	744,623	5.4	762,986	5.6	490,773	574,039
環境保護	2,002,667	14.5	2,080,002	15.2	388,425	465,298
歴史的及び文化的な遺産の保護及び復旧	106,807	0.8	127,396	0.9	28,700	19,700
教育及び職業訓練	1,714,291	12.4	1,607,217	11.7	644,760	695,457
保 健	1,021,691	7.4	116,598	0.9	403,755	426,880
行政サービス及び司法公共サービスのインフラストラクチャー	169,391	1.2	1,086,345	7.9	90,015	126,380
中小零細企業(MSMEs)の支援	4,049,385	29.4	3,820,419	27.9	1,088,318	478,519
合 計	13,792,151	100.0	13,714,930	100.0	5,011,166	4,172,458

SDA金利補助金又は借入保証を受けている貸付金残高及び融資約定の国別内訳

社会配当金勘定からの金利補助金又は借入保証を受けている貸付金残高及び融資約定の詳細は、下記の表に借入人の属する国別に記載されるとおりである。

(単位：千ユーロ)

借入人の属する国別内訳	残 高		融資約定	
	2017年12月31日	2016年12月31日	2017年12月31日	2016年12月31日
トルコ	413,000	360,000	80,000	140,000
ポーランド	185,093	188,463	61,388	61,388
ルーマニア	144,026	178,951	9,621	9,621
アルバニア	81,137	90,401	18,600	27,200
ハンガリー	46,600	49,280		
ボスニア・ヘルツェゴビナ	46,483	40,338	54,000	64,500
モルドバ共和国	27,964	26,828	1,853	3,861
クロアチア	23,815	18,622	24,764	34,030
セルビア	16,264	19,062		
「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」	14,047	9,847	10,303	15,003
ブルガリア	6,345	7,199		
ジョージア	834		1,323	
リトアニア		1,448		
合 計	1,005,608	990,440	261,852	355,603

金利補助金については、注Kに記載されている。

注H：有形資産及び無形資産

(単位：千ユーロ)

	土地及び建物	備品及び設備	その他	無形資産	合 計
総簿価					
2017年1月1日現在	36,344	14,395	7,454	11,934	70,127
追加額		401	1,219	5,906	7,526
その他変動		(336)	(120)		(456)
2017年12月31日現在	36,344	14,460	8,553	17,840	77,197
償却費					
2017年1月1日現在		(8,843)	(6,304)	(6,287)	(21,434)
当期費用		(989)	(689)	(1,625)	(3,303)

その他変動		329	127		456
2017年12月31日現在		(9,503)	(6,866)	(7,912)	(24,281)
純簿価					
2017年12月31日現在	36,344	4,957	1,687	9,928	52,916

(単位：千ユーロ)

	土地及び建物	備品及び設備	その他	無形資産	合計
総簿価					
2016年1月1日現在	36,344	20,977	7,016	8,830	73,167
追加額		1,586	411	3,104	5,101
その他変動		(8,168)	27		(8,141)
2016年12月31日現在	36,344	14,395	7,454	11,934	70,127
償却費					
2016年1月1日現在		(16,086)	(5,589)	(4,994)	(26,669)
当期費用		(898)	(715)	(1,293)	(2,906)
その他変動		8,141			8,141
2016年12月31日現在		(8,843)	(6,304)	(6,287)	(21,434)
純簿価					
2016年12月31日現在	36,344	5,552	1,150	5,647	48,693

注I：その他の資産及び負債

(単位：千ユーロ)

	2017年12月31日	2016年12月31日
その他の資産		
差入保証金(*)	237,636	
前払費用	3,618	2,984
雑借方	2,250	2,367
雑資産	67	90
合 計	243,571	5,441
その他の負債		
預かり保証金(*)	352,735	1,371,008
雑貸方	4,037	3,807
雑負債	6,747	4,115
合 計	363,519	1,378,930

(*) 担保契約に関して、当行は、預託金又は有価証券の形式による保証金を預け入れ、また差し入れている。

2017年12月31日現在、CEBIは、

- ・ 預託金の形式で352.7百万ユーロ(2016年12月31日現在は1.4十億ユーロ)、有価証券の形式で681.8百万ユーロ(2016年12月31日現在は977.7百万ユーロ)の預かり保証金
- ・ 預託金の形式で237.0百万ユーロ(2016年12月31日現在はゼロ)の差入保証金を有している。

注J：信用機関及び顧客に対する負債額及び発行済負債証券

(単位：千ユーロ)

	2017年12月31日	2016年12月31日
信用機関及び顧客に対する負債額		
付利口座	130,489	85,203
借入金及び定期預金	80,000	93,333
合 計	210,489	178,536
発行済負債証券		
債券	18,235,813	19,221,559
支払利息	214,331	246,446
デリバティブ商品によりヘッジされる発行済負債証券の価額調整	385,294	595,684
合 計	18,835,438	20,063,689

顧客の付利口座の進展

支援者との間で調印された多数の二国間及び多国間の寄付金に関する同意の枠組内で、CEBは、その目的に沿った活動に対し助成金による融資を行うため、寄付金を受け入れている。支援者より受領した寄付金は、CEBの名義で開設されている口座に預け入れられる。

一般的に、寄付金の大部分はCEBの協力国及び欧州連合の加盟国によって提供される。

当行は、口座の管理者としての役割を果たしている。当行は口座に影響を及ぼす変更の処理及び記録並びに利用可能残高の管理を行う。かかる活動の枠組内において、CEBは管理報酬を受け取ることができる。

CEBが最初に1又は複数の支援者より寄付金に関する約定を得ることなく受益者へ助成金を提供する約定を結ぶことはないため、CEBは、上記の口座に関して信用リスクにさらされてはいない。

2017年12月31日現在、当行は31の付利口座(2016年は35)を管理し、残高は合計130.5百万ユーロ(2016年は85.2百万ユーロ)であった。かかる口座の原資は、支出額が191.0百万ユーロ(2016年は264.2百万ユーロ)であったのに対し、321.4百万ユーロ(2016年は349.4百万ユーロ)であった。

以下の表は、以下の2つのカテゴリーに分類されたCEBにより管理されている口座の変動及び約定の概要を示したものである。

- ・ 支援国より資金提供を受けているプログラム/制度
- ・ 全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/制度

(単位：千ユーロ)

	原資 ⁽¹⁾	支出額 ⁽²⁾	2017年12月31日 残高	受取約定 ⁽³⁾	支払約定 ⁽³⁾
支援国より資金提供を受けているプログラム/制度	48,793	(34,979)	13,814	1,000	7,329
全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/制度	272,655	(155,980)	116,675	71,454	81,701
合計	321,448	(190,959)	130,489	72,454	89,030

(単位：千ユーロ)

	原資 ⁽¹⁾	支出額 ⁽²⁾	2016年12月31日 残高	受取約定 ⁽³⁾	支払約定 ⁽³⁾
支援国より資金提供を受けているプログラム/制度	43,440	(33,298)	10,142	1,000	(6,675)
全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/制度	305,919	(230,858)	75,061	47,425	(101,888)
合計	349,359	(264,156)	85,203	48,425	(108,563)

注(1) 支援者より受け取った寄付金及び未収利息により構成される。

(2) プロジェクトに対し支出した助成金、手数料及び支援者に返還した資金により構成される。

(3) 受取約定及び支払約定は、継続事業のみに関するものである。

以下の表は、同様の3つのカテゴリーに分類された付利口座の詳細を示したものである。

(単位：千ユーロ)

プログラム/制度 及び支援の焦点	支援者	口座 開設年	原資	支出額	2017年 12月31日 残高	2016年 12月31日 残高
支援国より資金提供を受けているプログラム/制度						

人権信託基金	フィンランド、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スイス、英国	2008年	14,140	(14,140)		295
イタリア革新的プロジェクト基金	イタリア	2017年	1,000	(40)	960	
移住者及び難民基金	アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、キプロス、チェコ共和国、フランス、ドイツ、バチカン、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、ノルウェー、ポーランド、サンマリノ、スロバキア共和国、スペイン、スウェーデン、EIB,CEB	2015年	25,405	(15,656)	9,749	8,460
ノルウェー信託口座	ノルウェー	2003年	3,204	(3,202)	2	47
スロバキア包括的成長口座	スロバキア共和国	2016年	1,000	(147)	853	960
スペイン社会的統合口座	スペイン	2009年	4,044	(1,794)	2,250	380
支援国より資金提供を受けているプログラム/制度小計			48,793	(34,979)	13,814	10,142
全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/制度						
地域住宅プログラム(RHP)に関連する口座						
RHP基金国家口座-BiH	ドイツ、イタリア、欧州連合	2012年	41,011	(18,097)	22,914	29,910
RHP基金国家口座-クロアチア	欧州連合	2013年	9,303	(7,700)	1,603	1,875
RHP基金国家口座-モンテネグロ	欧州連合	2013年	3,500	(1,063)	2,437	975
RHP基金国家口座-セルビア	欧州連合	2013年	26,021	(19,532)	6,489	12,524
RHP基金地域口座	米国、トルコ、欧州連合	2012年	47,257	(29,942)	17,315	16,686
RHP基金準地域口座	デンマーク、ルクセンブルク、ノルウェー、スイス	2012年	43,541	(14,379)	29,162	4,685
RHP実施	欧州連合	2013年	25,120	(20,800)	4,320	4,345
RHP実施2	欧州連合	2017年	2,043	(143)	1,900	
RHPキプロス共和国特別口座	キプロス	2012年	50	(1)	49	49
RHPチェコ共和国特別口座	チェコ共和国	2013年	39	(39)		27
RHPハンガリー特別口座	ハンガリー	2014年	30	(1)	29	29
RHPルーマニア特別口座	ルーマニア	2012年	50	(50)		
RHPスロバキア共和国特別口座	スロバキア共和国	2012年	40	(9)	31	37
東ヨーロッパエネルギー効率化・環境パートナーシップ(E5PR)						
改築-ジョージアのトビリシにおける公立学校の復旧及びエネルギー効率の向上	欧州連合のその他の支援者	2016年				
エネルギー効率貸付制度						
エネルギー効率貸付制度2007年特別口座	欧州連合	2008年	7,930	(7,930)		472

欧州地方エネルギー支援機関(ELENA)						
CEB-ELENA 2012	欧州連合	2012年	1,000	(628)	372	373
トルコ難民支援機関 (FRIT)						
トルコ難民口座	欧州連合	2017年	30,000	(1,200)	28,800	
加盟前支援制度(IPA)/西バルカン半島投資 フレームワーク(WBIF)						
EU拠出金-F/P 1688 BA 州刑務所	欧州連合	2009年	4,089	(4,089)		
IPA2009年地方道アルバニア特別口座	欧州連合	2010年	9,176	(9,000)	176	585
IPA2009年水道カムザ・アルバニア特別 口座	欧州連合	2010年	5,562	(5,498)	64	64
IPF2008年地方自治体窓口特別口座	欧州連合	2009年	13,263	(13,153)	110	83
WBIF: アルバニアのアルプス地域における 共同インフラストラクチャー	欧州連合の その他の支援者	2014年	1,000	(989)	11	850
WBIF: セルビアにおける刑務所施設建設	欧州連合の その他の支援者	2015年	1,430	(831)	599	1,199
WBIF: ボスニア・ヘルツェゴビナの集合住 宅に暮らす弱者	欧州連合の その他の支援者	2014年	1,200	(906)	294	293
全て又は主に欧州連合より資金提供を受け ているプログラム/制度小計			272,655	(155,980)	116,675	75,061
付利口座合計			321,448	(190,959)	130,489	85,203

注K：社会配当金勘定

SDAは、4種類の助成金の財源として使用される。

- 当行が付与する貸付金に係る金利補助金
- 社会的に影響の大きい事業に対する当行の資金調達を支援する保証
- CEBが資金調達する事業の枠組みにおける技術支援
- 交付寄付金

SDAを財源とする助成金は、総裁が承認する300千ユーロ以下の技術支援助成金を除いて、当行の管理委員会により承認される。

助成金は、500千ユーロに制限される交付寄付金を除いて、それぞれ2百万ユーロを上限とすることができる。全ての項目をあわせた国別の年次承認の合計は、利用可能なSDAの資金の10%を超えてはならない。

2017年12月31日現在、これらの下位勘定の内訳は以下のとおりである。

SDAの項目	(単位：千ユーロ)	
	2017年12月31日	2016年12月31日
承認された貸付金に係る補助金	23,354	27,093
補助可能額	2,866	2,835
貸付金に係る金利補助金	26,220	29,928
承認された貸付金にかかる保証	2,000	7,535
保証可能額	15,167	9,622
貸付保証	17,167	17,157
技術支援の承認	2,714	4,356
技術支援可能額	8,062	6,752
技術支援	10,776	11,108
承認された交付寄付金		
寄付可能額	4,953	4,950
交付寄付金	4,953	4,950
合計	59,116	63,143

資金調達

SDAは、以下により資金調達されている。

- a) 当行の年間利益の割当時の社会的性格の配当を通じて、CEBの加盟国から受領した寄付金。
- b) 管理委員会の承認を受けた当行の加盟国からの任意拠出金。
- c) 欧州評議会の加盟国並びに理事会及び管理委員会による承認を受けた非加盟国又は国際機関からの任意拠出金。

注L：引当金

当行は、医療保険制度、財務調整制度及び退職給付制度に係る年金計画並びにその他の退職給付金を運営する。各退職給付金に関する約定額は、予測単位積増し保険数理評価方式によって個別に決定される。最新の保険数理評価は2017年6月30日現在の個別のデータに基づき、2017年12月31日に行われた。

以下は退職給付金に係る財務状況を示している。

(単位：千ユーロ)

	年金計画	その他の 退職給付金	合計
引当金の変動			
2017年1月1日現在の引当金	197,051	35,711	232,762
勤務費用	9,745	3,310	13,055
割引約定に関する利息費用	4,094	740	4,834
当会計年度への計上費用	13,839	4,050	17,889
保険数理計算上の差異の当会計年度変動額	(11,346)	(1,998)	(13,344)
支払済給付金	(2,423)	(659)	(3,082)
2017年12月31日現在の引当金	197,121	37,104	234,225
持分に直接認識された保険数理計算上の差異の変動			
2017年1月1日現在の残高	68,594	7,394	75,988
当会計年度の負債からの保険数理計算上の差異 - データの影響	(10,586)	(1,266)	(11,852)
当会計年度の負債からの保険数理計算上の差異 - 仮定の影響	(760)	(755)	(1,515)
小計	(11,346)	(2,021)	(13,367)
2017年12月31日現在の残高	57,248	5,373	62,621

(単位：千ユーロ)

	年金計画	その他の 退職給付金	合計
引当金の変動			
2016年1月1日現在の引当金	183,440	43,108	226,548
勤務費用	11,155	3,313	14,468
割引約定に関する利息費用	3,728	761	4,489
当会計年度への計上費用	14,883	4,074	18,957
保険数理計算上の差異の当会計年度変動額	903	(10,891)	(9,988)
支払済給付金	(2,175)	(579)	(2,754)
2016年12月31日現在の引当金	197,051	35,711	232,762
持分に直接認識された保険数理計算上の差異の変動			
2016年1月1日現在の残高	67,691	18,333	86,024
当会計年度の負債からの保険数理計算上の差異 - データの影響	903	(620)	283
当会計年度の負債からの保険数理計算上の差異 - 仮定の影響		(10,319)	(10,319)
小計	903	(10,939)	(10,036)
2016年12月31日現在の残高	68,594	7,394	75,988

退職給付金の約定の評価に使用される主要な推定値は、以下のとおりである。

諸情報	2017年	2016年
金利	2.25%	2.00%
インフレ率	1.75%	1.75%
年金再評価率	1.75%	1.75%
給与増加率	3.50%	3.50%
雇用主の医療費負担率	6.28%	6.28%
平均勤続年数	22.80	23.89

感応度テスト

以下の表は、割引率の変動を+/-0.25%と仮定して計算した、2017年12月31日現在で評価された退職給付金に関する約定(予測給付債務(PBO))の感応度、勤務費用、利息費用及び2018年の見積給付額に関する情報を提供するものである。

(単位：千ユーロ)

年金計画	2017年 12月31日 PBO	2018年 勤務費用	2018年 PBOに対する 利息費用	2018年 見積給付額	2018年 12月31日 PBO
割引率+0.25%	187,253	8,194	4,630	(4,128)	195,949
割引率-0.25%	207,726	9,330	4,113	(4,128)	217,041

2017年12月31日現在、割引率が0.25%上昇したと仮定した場合、年金約定は5.0%減少する。同日現在、割引率が0.25%低下したと仮定した場合、当該約定は5.4%増加する。

(単位：千ユーロ)

その他の退職 給付金	2017年 12月31日 PBO	2018年 勤務費用	2018年 PBOに対する 利息費用	2018年 見積給付額	2018年 12月31日 PBO
割引率+0.25%	35,167	1,665	867	(966)	36,733
割引率-0.25%	39,194	1,913	774	(966)	40,915

2017年12月31日現在、割引率が0.25%上昇したと仮定した場合、退職給付金に関する約定は5.2%減少する。同日現在、割引率が0.25%低下したと仮定した場合、当該約定は5.6%増加する。

注M：資本

資本管理

定款(第3条)に従い、欧州諸国(欧州評議会の加盟国又は非加盟国)及び欧州に重点を置いている国際機関は、当行の理事会が制定した条件に従って、当行の加盟国となることができる。

当行は、加盟国が引き受けるユーロ建の参加証書を発行する。各証書の額面価格は、いずれも同額の1,000ユーロである。

加盟手続は、申請国が当行の定款を承認し、理事会との合意により決定された数の参加証書を引き受ける旨明言した欧州評議会の議長に対する宣言により行われる。当行の加盟国となる国は全て、かかる宣言において以下の目的を承認するものとする。

- 欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定のための第三議定書について、できるだけ早い機会に同意すること。
- かかる同意までの間に、当行の財産、資産及び運営に関する議定書による法的処置を適用すること並びに当行の機関及び職員に議定書による法的地位を付与すること(定款第3条)。

理事会は、資本の引受け及び払込みに関する引当金に加えて、増資に関する引当金を設定している。加盟国の脱退の可能性に関する条件については、CEBの定款(第15条)に定めている。当行はこれまでにこの種の要求を受けたことはない。これに基づき、また2008年2月に改訂されたIAS第32号に従い、本参加証書は、資本性金融商品に分類されている。

当行の資本及び準備金に対する出資は、CEBに関する欧州評議会の部分協定の予算に対する加盟申請国による寄与比率に基づき算出されるものとする。

当行の引受済資本金は、払込済資本金及び請求払資本金で構成される。払込済資本金は、資本金のうち、管理委員会の提案を受けて理事会の決定後に当行に加盟する時点で払い込まれる部分である。開始以来、当行は引受済資本金の引出しを行っていない。

当行の業務に関連するリスクに関する自己資本は、様々な比率により構築された健全性に関する枠組みを通じて評価されている(注Bの4.を参照のこと。)

加盟国別の資本金の内訳は以下のとおりである。

(単位：千ユーロ)

加盟国	引受済資本金	請求未了資本金	払込請求済資本金	引受済資本金割合
フランス	915,770	814,114	101,656	16.735%
ドイツ	915,770	814,114	101,656	16.735%
イタリア	915,770	814,114	101,656	16.735%
スペイン	597,257	530,958	66,299	10.914%
トルコ	388,299	345,197	43,102	7.096%
オランダ	198,813	176,743	22,070	3.633%
ベルギー	164,321	146,083	18,238	3.003%
ギリシャ	164,321	146,083	18,238	3.003%
ポルトガル	139,172	123,724	15,448	2.543%
スウェーデン	139,172	123,724	15,448	2.543%
ポーランド	128,260	114,023	14,237	2.344%
デンマーク	89,667	79,712	9,955	1.639%
フィンランド	69,786	62,039	7,747	1.275%
ノルウェー	69,786	62,039	7,747	1.275%
ブルガリア	62,459	55,526	6,933	1.141%
ルーマニア	59,914	53,264	6,650	1.095%
スイス	53,824	43,229	10,595	0.984%
アイルランド	48,310	42,948	5,362	0.883%
ハンガリー	44,788	39,816	4,972	0.818%
チェコ共和国	43,037	38,260	4,777	0.786%
ルクセンブルク	34,734	30,878	3,856	0.635%
セルビア	25,841	22,973	2,868	0.472%
クロアチア	21,376	19,003	2,373	0.391%

キプロス	19,882	17,676	2,206	0.363%
スロバキア共和国	18,959	16,854	2,105	0.346%
アルバニア	13,385	11,899	1,486	0.245%
ラトビア	12,808	11,387	1,421	0.234%
エストニア	12,723	11,311	1,412	0.233%
「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」	12,723	11,311	1,412	0.233%
リトアニア	12,588	11,191	1,397	0.230%
スロベニア	12,295	10,930	1,365	0.225%
アイスランド	10,144	9,018	1,126	0.185%
マルタ	10,144	9,018	1,126	0.185%
ジョージア	9,876	8,780	1,096	0.180%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	9,689	8,614	1,075	0.177%
モンテネグロ	6,584	5,853	731	0.120%
コソボ	6,559	5,831	728	0.120%
モルドバ共和国	5,488	4,878	610	0.100%
サンマリノ	4,867	4,206	661	0.089%
リヒテンシュタイン	2,921	2,374	547	0.053%
バチカン	137	107	30	0.003%
2017年合計	5,472,219	4,859,802	612,417	100.000%
2016年合計	5,472,219	4,859,802	612,417	

2017年の各参加証書の収益は20.47ユーロ(2016年は19.17ユーロ)に達した。

注N：金利差益

収入及び費用は、実効金利法(利息、手数料及び費用)に従って計上される。

金融商品の未収利息を除いて計算された評価の変動額は、「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」に計上される(注P)。

公正価値によるヘッジ・デリバティブにおける金利収入及び費用は、リスクヘッジを提供している項目に由来する収入及び費用とともに表示される。

(単位：千ユーロ)

	2017年			2016年		
	収入	費用	純損益	収入	費用	純損益
売却可能金融資産						
有価証券取引	32,645	(3,623)	29,022	36,526	(1,430)	35,096
ヘッジ・デリバティブ	20,241	(48,914)	(28,673)	11,011	(44,176)	(33,165)
小計	52,886	(52,537)	349	47,537	(45,606)	1,931
信用機関及び顧客向貸付金及び前渡金						
貸付金(インターバンキングを除く)	144,078		144,078	151,241		151,241
ヘッジ・デリバティブ	15,339	(121,167)	(105,828)	19,940	(124,421)	(104,481)
前渡金	14,856	(8,869)	5,987	6,373	(11,583)	(5,210)
小計	174,273	(130,036)	44,237	177,554	(136,004)	41,550
満期まで保有する金融資産						
有価証券取引	70,180		70,180	85,072		85,072
小計	70,180		70,180	85,072		85,072
信用機関及び顧客に対する負債額						
預金					(13)	(13)
付利口座	2,500	(59)	2,441	4,075	(928)	3,147
小計	2,500	(59)	2,441	4,075	(941)	3,134
発行済負債証券						
債券		(340,658)	(340,658)		(369,985)	(369,985)
ヘッジ・デリバティブ	392,071	(4,641)	387,430	417,026	(14,092)	402,934
小計	392,071	(345,299)	46,772	417,026	(384,077)	32,949

その他の利息費用及び類似費用	(4,835)	(4,835)	(4,489)	(4,489)
金利差益	691,910	(532,766)	159,144	731,264
			(571,117)	160,147

注0：セグメント情報

CEBIは、社会的使命を有する多国間開発銀行である。CEBIは、加盟国における金融プロジェクトに対して貸付を行っている。かかる事業の資金は、公募及び私募により調達される。

この範囲内で、当行は、単一の事業分野を有する。当行は、その拠出金を最も必要とする地域、特に対象国を構成する中欧及び東欧諸国に介入する。

プロジェクトファイナンス事業は、欧州においてのみ行われている。しかしながら、その他の金融事業、特に公募に関しては、CEBIは欧州のほか、他の地域においても事業を行っている。したがって、これらの事業については、下記の表に含まれていない。

借入人の属する国別の、当会計年度に関する貸付における利息の内訳は以下のとおりである。

(単位：千ユーロ)

借入人の属する国別内訳	2017年	2016年
トルコ	19,057	19,534
ポーランド	18,023	19,919
ルーマニア	15,234	17,440
ハンガリー	9,807	10,033
クロアチア	6,610	7,543
リトアニア	4,872	4,986
キプロス	4,406	4,830
スロバキア共和国	3,583	3,441
アルバニア	2,287	2,491
セルビア	1,230	1,458
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1,230	1,249
ラトビア	879	1,007
スロベニア	840	621
「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」	805	764
モルドバ共和国	779	778
マルタ	596	1,076
ブルガリア	551	713
チェコ共和国	454	388
エストニア	452	544
ジョージア	218	324
モンテネグロ	213	124
対象国小計	92,126	99,263
ベルギー	20,458	21,154
スペイン	8,955	8,958
ドイツ	6,720	6,793
フランス	5,709	4,553
ポルトガル	5,016	5,346
アイスランド	1,675	1,327
アイルランド	1,606	1,243
イタリア	1,222	1,760
フィンランド	45	156
スウェーデン	24	77
オランダ	18	
その他の国小計	51,448	51,367
その他の国を通じた対象国	504	611
合計	144,078	151,241

国別貸付残高は、注Gに記載されている。

注P：損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益

損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純利益は、「金利差益」(注N)で表示される金利収入及び費用を除く金融商品に関する損益項目を含む。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
ヘッジ商品の公正価値の正味残額	(51,689)	(77,148)
ヘッジリスクに起因するヘッジ項目の再評価	54,343	77,442
損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの残額	(131)	(6,738)
為替持高の再評価	(341)	164
自身の信用リスクに係る価額調整(債務評価調整 - DVA)	(316)	61
相手方のリスクに係る価額調整(信用評価調整 - CVA)	567	140
合 計	2,433	(6,079)

注Q：一般営業費用

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
職員費用		
賃金及び給料	22,417	22,262
社会保障及び年金費用	12,166	13,380
その他の一般営業費用	10,567	10,049
合 計	45,150	45,691

2017年12月31日現在、当行の職員は、3名の指定役員(総裁及び副総裁)及び200名の専門職員から構成されている。2016年12月31日現在では、3名の指定役員(総裁及び副総裁)及び197名の専門職員であった。

注R：リスク費用

リスク費用は、当行の業務に内在する信用リスク減損費用を含む。

2017年にCEBIは、2016年度の新たな減損を計上しなかった。

1つの取引相手との全ての債権は、2008年に完全に減損され、2016年に償却された。93千ユーロがリスク費用として回収及び計上された。

以下は、2017年12月31日に終了した年度の財務書類についての独立した監査法人であるケーピーエムジー・エス・エーの監査報告書の日本語訳である。

欧州評議会開発銀行(CEB)

本店：パリ市75116クレペール通り55番

2017年12月31日に終了した年度の財務書類についての監査報告書

欧州評議会開発銀行(CEB)理事会及び管理委員会の構成員 各位

A - 意見

我々は、添付の欧州評議会開発銀行(以下「当行」という。)の財務書類を監査した。これらの財務書類には、2017年12月31日を年度末とする貸借対照表、同日に終了した年度に係る損益計算書、包括利益計算書、株主資本勘定変動報告書及びキャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針の要約並びに注記AからSに記載されているその他の説明的注記が含まれている。

我々の意見では、添付の財務書類は、全ての重要な点において、欧州連合により採用される国際財務報告基準(IFRS)に従って、2017年12月31日現在の欧州評議会開発銀行の財務状況、並びに同日に終了した年度に係る欧州評議会開発銀行の財務成績及びキャッシュ・フローを、適正に表示している。

B - 意見の基礎

我々は、国際監査基準(ISA)に準拠して監査を行った。かかる基準に基づく我々の責任の詳細については、下記「財務書類の監査に関する監査法人の責任」の項に記載されている。我々は、フランスにおいて我々の行う財務書類の監査に適用される倫理的な要求に従い、当行から独立しており、また、かかる要求に従い、その他の我々の倫理的責任を果たしてきた。我々は、我々が取得した監査証拠が、本意見の基礎を提供することについて十分かつ適正であると確信している。

C - 重要監査事項

重要監査事項とは、我々の専門的判断において、我々が当期の財務書類を監査するにあたり重要度が最も高い事項である。これらの事項については、我々の行った財務書類の監査全体の文脈の中で、我々の意見を形成しつつ対処しており、これらの事項に関する個別の意見は述べていない。

C1 - 貸付金の減損

財務書類に対する注記Aの2.4及び注記Bの1.を参照のこと。

重要監査事項

貸付金の減損は、経営陣により、主要財務指標に基づき、判断及び仮定の行使を通じて見積られる。

貸付金の重要性及び関連する見積りの不確実性により、本件は重要監査事項とみなされる。

監査における上記事項の対処

我々は、当行による信用リスク監視のプロセスについて評価を行った。我々は、信用リスクに対し適切な監視が行われているかどうか評価するため、信用リスクに関する書類(四半期ごとのリスク管理報告書)を検査した。

C2 - 売却可能金融資産及びデリバティブの評価

財務書類に対する注記Aの2.4、注記Aの2.6及び注記Eを参照のこと。

重要監査事項

金融商品の公正価値評価及び潜在的減損の決定に際しては、しばしば経営陣による判断の行使並びに仮定及び見積りの使用を含む評価手法の適用が必要となる。

かかる金融商品の重要性及び関連する見積りの不確実性により、本件は重要監査事項とみなされる。

監査における上記事項の対処

我々は、当行による売却可能債券、金利スワップ及び通貨金利スワップに係る公正価値の決定に関するプロセスについて評価を行い、また、流動性の高い市場における市場価格の確認のため又は公正価値評価の定式化のために当行が実行に移した技法について評価を行った。

我々は、売却可能債券に関する公正価値評価額を入手可能な市場価格と比較し、これらの年度末における3つのレベルの公正価値に応じた分類について評価を行った。

特定の閾値を用いて、我々は個別の売却可能債券を分析し、追加の減損が必要となるか査定するために、年度末の価値の損失を購入価格と比較した。

我々は、スワップの評価額を取引相手方が作成した外部情報と比較した。また、ヘッジとして認識されないスワップにつき、適正に損益を通じて公正価値で評価されているかどうか査定を行った。

C3 - 財務報告に影響を与えるITシステム及び関連する内部統制

重要監査事項

当行の財務報告体制は、複雑なITシステム及び関連する内部統制への依存度が高い。かかる内部統制が有効に設計、実施又は運用されない可能性がリスクとなるため、本件は重要監査事項とみなされる。

監査における上記事項の対処

我々は、財務報告に関連するITシステムに対する内部統制について評価を行った。この評価には、IT戦略及びIT部門の組織体制に関する最新の状況を我々が理解すること、財務報告に関連する当行のITシステムのアプリケーション構成に関する最新の状況を我々が理解すること、並びに中核統合銀行業務システム(一般会計及び財務プロジェクト)に関する重要なIT総合管理に係る設計及び運用の有効性、すなわちプログラム及びデータへのアクセス、プログラムの修正管理、並びにコンピューターの作動状況をテストすることが含まれる。

D - その他の情報

経営陣は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、財務報告書に含まれる主要数値及び財務の概要から成り、本監査報告書の日付よりも前に入手した財務書類及び財務書類についての我々の監査報告書を含まず、また当該日付よりも後に入手可能となる見込みの総裁の報告書(但し、主要数値及び財務の概要を除く。)を含まない。

財務書類についての我々の意見は、その対象としてその他の情報を含まず、我々はその他の情報については、何らかの確実な結論を表明することは一切なく、また表明する予定もない。

財務書類についての我々の監査に関し、我々の責任は、上記に特定したその他の情報を閲覧し、その際かかるその他の情報に財務書類若しくは監査に伴い我々が入手した知見との重要な矛盾がないか、又はその他重要な虚偽記載と思われる点がないかについて検討することである。

本監査報告書の日付よりも前に我々が入手したその他の情報について我々が行った作業に基づき、かかるその他の情報に重要な虚偽記載があると我々が結論付けた場合、我々はかかる事実を報告する義務がある。この点について我々が報告すべきことはない。

総裁の報告書(但し、主要数値及び財務の概要を除く。)を閲覧して、かかる報告書に重要な虚偽記載があると我々が結論付けた場合、我々は、かかる問題につきガバナンスを担当する者に通知する義務がある。

E - 経営陣及びガバナンスを担当する者の財務書類に関する責任

経営陣は、欧州連合により採用されるIFRSに従って、財務書類を作成し、公正に公表すること、及び故意によるものか又は過失によるものかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類を作成するために経営陣が必要と判断する内部統制について責任を負う。

経営陣は、財務書類の作成にあたって、当行の継続企業として存在し続ける能力を評価し、継続企業に関連する事項を(適用があれば)開示し、また経営陣が当行を清算するか若しくは業務を停止する意図がある場合又はそうする以外に現実的な代替手段がない場合を除き、会計上の継続企業の前提を使用する責任を負う。

ガバナンスを担当する者は、当行の財務報告過程を監督する責任を負う。

F - 財務書類の監査に関する監査法人の責任

我々の目的は、故意によるものか又は過失によるものかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得ること並びに我々の意見を含む監査報告書を公表することである。合理的な保証は、高いレベルの保証であるが、ISAに従って行われる監査によって、重要な虚偽記載が存在する場合にそれを常に発見できるという保証ではない。虚偽記載は、故意又は過失によって生じる場合があり、それのみによるか又は全体の中でのものかを問わず、これらの財務書類に基づいて利用者が行う経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想される場合に重要とみなされる。

ISAに従って行われる監査の一環として、我々は専門的判断を行い、監査を通して職業上の懐疑心を持ち続ける。また我々は、以下のことを行う。

- ・故意によるものか又は過失によるものかを問わず、財務書類の重要な虚偽記載のリスクの特定及び評価を行い、当該リスクに対応する監査手続の企画及び実施を行い、かつ我々の意見の根拠を提供する十分かつ適切な監査証拠を取得すること。故意による重要な虚偽記載を発見できないリスクは、過失による重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは、故意によるものは、共謀、偽造、故意の脱漏、不実表示又は内部統制の無効を含むことがあるからである。
- ・特定状況において適切な監査手続を企画するための、監査に関連する内部統制への理解を得ること。但し、これは当該組織の内部統制の実効性に関する意見を表明することを意図するものではない。
- ・経営陣により使用される会計方針の適切性並びに経営陣によってなされる会計予測及びそれに関連する開示の合理性を評価すること。
- ・経営陣による会計上の継続企業の前提の使用の適切性、及び取得した監査証拠に基づき、当行の継続企業として存在し続ける能力に重大な疑いを掛ける可能性のある事象又は状況に関連する重要な不確実性が存在するかどうかについて、結論を出すこと。我々が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合には、我々は、財務書類の開示に対し、監査報告書において注意喚起する義務があり、又は当該開示が不適切である場合には、我々の意見を修正する義務がある。我々の結論は、監査報告書の日付現在までに取得した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来における事象又は状況によっては、当行が継続企業として存在しなくなる可能性もある。
- ・財務書類の表示全般、構成及び内容(開示情報を含む。)並びに財務書類が公正な表示となる様式で基となる取引及び事象を表しているかどうかを評価すること。

我々は、とりわけ監査の予定範囲及び時期並びに重要な監査上の検出事項(監査中に我々が特定した内部統制の重大な不備を含む。)について、ガバナンスを担当する者に通知する。

また我々は、ガバナンスを担当する者に、我々が独立性に関して該当する倫理的要件に準拠した旨の報告書を提出し、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に考えられる全ての関係性及びその他の事項並びに(適用があれば)関連するセーフガードについて通知する。

我々は、ガバナンスを担当する者に通知した事項の中から、当期の財務書類の監査において極めて重要であった事項、したがって重要監査事項である事項を決定する。我々は、法規制によって当該事項についての公開が禁止されている場合又は極めて稀な状況であるが、監査報告書に記載することによって生じる悪影響が公共の利益を上回るものであると合理的に予想されることを理由に、我々が当該事項は監査報告書に記載されるべきではないと判断した場合を除き、我々の監査報告書にこれらの事項を記載する。

2018年2月27日、パリ市ラ・デファンスにて
ケーピーエムジー・エス・エー

(署名)
Pascal Brouard
パートナー

(6) 【その他】

2018年1月1日以後提出日までに、重要な変更は生じていない。

(7) 【発行者の属する国等の概況】

該当事項なし